

地 研 年 報

第18号

論 説

奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道（初瀬街道と伊勢本街道）周辺に見られる食文化の特徴

－雑煮と神饌を中心に－

…………… 駒田 亜衣・藪本 治子・谷口 水穂 （1）

不公正ファイナンスの特徴についての一考察

－ペイントハウス社の事例を中心として－

…………… 田中 里美 （23）

研究ノート

三重県における長寿地域とその環境要因について

…………… 梅澤 眞樹子・駒田 亜衣 （33）

紹 介

『大蔵省記録抜粋』（一）

－廃藩置県後の地方制度形成過程再論－

…………… 茂木 陽一 （113）

2012年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

2013年9月

三重短期大学地域問題研究所

奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道(初瀬街道と伊勢本街道)

周辺にみられる食文化の特徴

—— 雑煮と神饌を中心に ——

駒田 亜衣・藪本 治子・谷口 水穂

I はじめに

今に伝わる風習や年中行事は、農耕民族である日本人が豊作を神に祈り、感謝の気持ちを節目や季節ごとに形に表したものであり、神への供物が日本における料理の起源であろう。

古くは都であった奈良・京都と伊勢神宮を結ぶ奈良・伊勢間の主な街道は、江戸時代には 5 つのルートがあったといわれる。このうち本研究では東大寺の大仏建立の際に現在の多気町丹生から水銀が運ばれたという奈良時代からの歴史ある伊勢本街道と、それより北の名張市、伊賀市から青山峠を越えて現在の津市白山町、一志町を経て松阪市六軒町で参宮街道と交わる、歴史は古いが江戸後期になって栄えた初瀬街道の 2 街道とその周辺を調査地として取り上げた。

江戸時代後期には「おかげ参り」などの庶民による伊勢参宮が盛んとなり、街道は多くの人々で賑わったという。両街道はいずれも奈良県榛原市萩原の札の辻を起点として布引山地を挟んで北東と南東へと分かれる。初瀬街道は三重県の現在の名張市へ、伊勢本街道は同じく現在の津市美杉町へと、いずれも奈良との県境を越える。都があった京都・奈良から近いこの県境の地から伊勢へは人の行き来が頻繁で、江戸期には交通の要衝地であったことから、明治に入るまでの長い期間には庶民生活にさまざまな影響があったことが容易に推測される。本研究では、食に関わる聞き取り調査から、雑煮と祭時に供える神饌、また伊勢参宮に関わる食文化を取り上げ、その影響の一端を紹介したい。

II 方法

1 調査方法と対象

主に調査地に出向き、男女、年齢などは特定せず、その土地に長く住まう古老を中心に聞き取り調査を実施した。併せて、調査地の出身者にも電話による聞き取り調査を行った。神饌に関しては調査地の祭りに参加して聞き取りを行った。また、調査地に関する文献資料からも考察した。

2 調査期間

調査期間は、平成 24 年 5 月～平成 25 年 2 月末である。

3 調査地と概要

調査地は、三重県および奈良県の北東地域とし、図 1 (調査地の位置と街道) に示した A から J の 10 地域に分類して聞き取り調査を実施した。南北に細長い奈良県は、ほぼ中央を東西に横切る吉野川によって、北部と南部に分かれる。北部の奈良市から街道の分岐点となる宇陀

市榛原区萩原へは、上街道と呼ばれる街道を経て天理市、桜井市の初瀬を通り榛原に至る。調査地点へは、平坦な奈良盆地を通して南東の大和高原や宇陀の山地が続き、峠を越えて三重県に入ることとなる。河川もかつては重要な交通の手段であり、人と物の行き来が頻繁に行われた。調査地周辺の河川を図 2 に示す。三重県と関係の深い河川は、宇陀山地の芳野川、室生川が宇陀川となり、三重県に入ると服部川、伊賀川、名張川がこれに合流し京都府に入って木津川となり、淀川と名称を変えて大阪湾に到達する。また吉野川も紀ノ川となって大阪湾へ至る。吉野川沿いを上市へと進み、東吉野村を経て高見峠越えで三重県松阪市飯高町へ至るが、高見峠を水源とする櫛田川は、これより南の国見山、池木屋山を水源とする蓮川と合流して飯南、勢和、多気町丹生、松阪市射和を経て伊勢湾に注ぐ。また、奈良県御杖村神末を水源とし美杉町奥津へ入ると、同じく美杉町上多気、下多気を流れる八手俣川と合流して雲出川となり、津市白山、一志を経て香良洲町で同じく伊勢湾に流れ入る。このように川筋には古くから街道・集落が並行していて、河川・街道ともに隣接する地域を結ぶ重要な役割を果たしてきた。

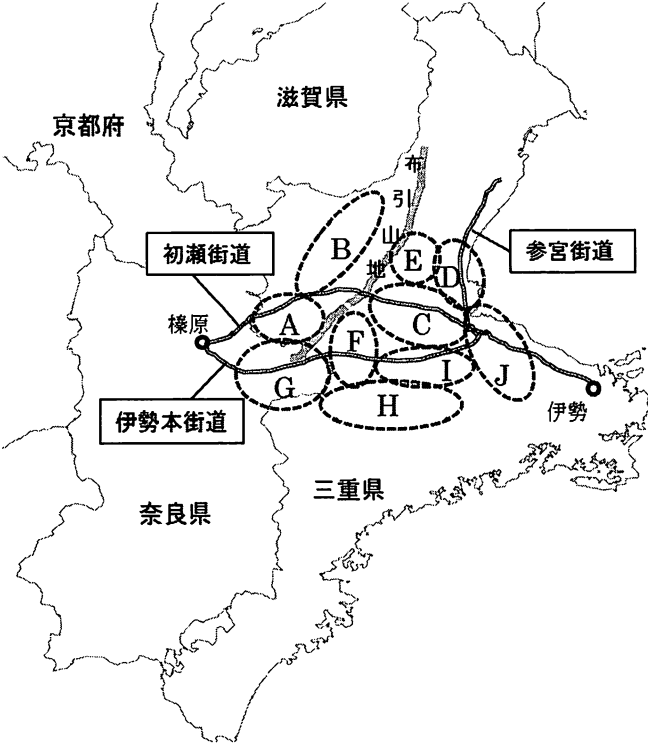


図 1 調査地の位置と街道

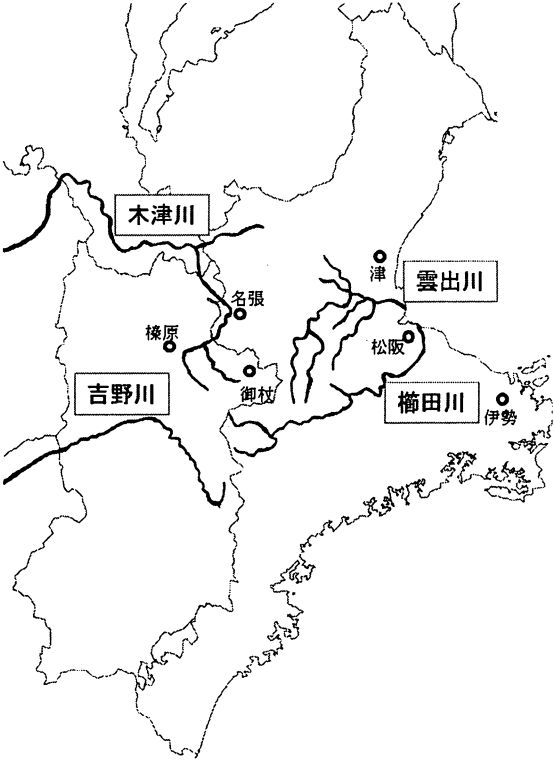


図 2 調査地周辺の河川と地名

Ⅲ 調査の結果から

1 街道周辺地域の雑煮の特徴

日本列島のほぼ中央に位置する三重県は、東西文化の接点ともいわれるが、そのことは雑煮の多様性からも理解出来る。そこで、京都・奈良方面と伊勢を結ぶ歴史街道に沿った地域に伝わる雑煮の特徴を考えてみる。地理的かつ歴史的背景を考慮しながら、多様性が際立つ雑煮文化の特徴について、古老への聞き取り調査と文献資料検討の両面からこれを試みた。聞き取りは主として、①餅の形状、②餅を焼いて用いるか否か、③汁の調味料、④餅以外の具材、⑤黄な粉の有無の5項目とし、結果を表1にまとめた。また調査の地域を、榛原の分岐点から伊勢に向かって、以下の10地域に分けた(表2)。黄な粉を調査項目として取り上げた理由については、後の項で記述する。

表1の雑煮の内容と表2の調査地区の区分割を併せて見ると、以下のことが大きい特徴として見えてくる。初瀬街道A・B(伊賀地域)は、餅の形状は100%が丸餅であり、調理法は同じく100%が焼くという結果であった。味付けの調味料もいずれもほとんどが味噌である。旧名張市内は白味噌・赤味噌(玉味噌)が半々であるのに対し、伊賀市はほとんどが玉味噌である。黄な粉は名張市では使用するが、伊賀でも他の地域にはこの習慣がみられない。伊勢本街道周辺のG・H・Iは、餅の形状は奈良県では丸く、焼いて使用する。黄な粉は使用する割合が高く、味付けは赤味噌・白味噌・醤油と様々であった。しかし三重に入ると餅の形は丸と角が逆転し、伊勢方面に近づくほど角餅になり、焼かずに使用し、黄な粉をほとんど使用せず、味付けは醤油が主流になる。雑煮に入れる食材の特徴は、大根、里芋、豆腐が伊賀地域の代表的なもので、奈良県と県境を接する地域から、伊賀地域から長野峠を越えた地域まで続き、「奈良・伊賀食文化圏」を形成しているかに見える。街道周辺の地域を異にした雑煮の特徴を表3にまとめ、以下に詳細を述べる。

表 1 地域別の雑煮調査結果
もち

				もち		調理法		調味料			黄な粉		雑煮に入れる食材									
				丸	角	焼く	煮る	味噌	白味噌	醤油	なし	入れる	大根	里芋	人参	豆腐	青菜	白菜	油揚げ	ネギ	動物食品	その他
A	人	11	0	100	0%	11	0	5	5	1	0	11	11	11	2	11			1			1
	(%)							45.5	45.5	9.1%	0%	100										
B	人	9	0	100	0%	9	0	8	0	1	8	1	9	8	4	2						
	(%)							88.9	0%	11.1	88.9	11.1										
C	人	0	11	0	100	0	11	9	0	2	11	0	11	11	3		1		3	2		1
	(%)							81.8	0%	18.2	100	0%										
D	人	0	20	0	100	0	19	16	0	4	20	0	15	15			3	1				
	(%)							80.0	0%	20.0	100	0%										
E	人	6	4	60.0	40.0	5	4	7	0	3	10	0	9	8	5	5	1		3	1		
	(%)					55.6	44.4	70.0	0%	30.0	100	0%										
F	人	14	0	100	0%	11	3	12	0	2	1	13	14	13	10	13	1	1	3			1
	(%)					78.6	21.4	85.7	0%	14.3	7.1%	92.9										
G	人	25	2	92.6	7.4%	25	1	9	7	11	7	20	29	26	20	26					1	1
	(%)					96.2	3.8%	33.3	25.9	40.7	25.9	74.1										
H	人	13	16	44.8	55.2	9	16	12	0	17	28	1	24	21	16	6	3	4	3	3	2	3
	(%)					36.0	64.0	41.4	0%	58.6	96.6	3.4%										
I	人	1	31	3.1%	96.9	1	30	4	0	28	31	0	4	2	3		10	17	2	5	7	1
	(%)					3.2%	96.8	12.5	0%	87.5	100	0%										
J	人	7	11	38.9	61.1	2	16	6	1	11	16	0	8	5	1		10	1	1	2	3	1
	(%)					11.1	88.9	33.3	5.6%	61.1	100	0%										
合計	人	88	96	47.8	52.2	75	100	88	14	82	133	48	134	120	64	63	29	24	16	13	13	9
	(%)					42.9	57.1	47.8	7.6%	44.6	73.5	26.5										

・算出した割合は、各項目の合計で 100%とした

・雑煮に入れる食材は複数回答のため、割合は表記しなかった

表 2 調査地区分類と街道

	街道	市(地区)	地区詳細
A	初瀬街道	名張市	
B	初瀬街道	伊賀市	
C	初瀬街道	津市	白山町～嬉野町～六軒
D	参宮街道	津市	河芸町～香良洲町
E	伊賀街道	伊賀市～津市	伊賀市大山田町～津市片田
F	名張街道	津市～名張市	美杉太郎生～名張市蔵持
G	伊勢本街道	宇陀市	榛原～御杖村神末
H	伊勢本街道	津市	石名原～奥津～上多気
I	伊勢本街道	松阪市～伊勢市	横野～小片野～相可～田丸
J	参宮街道	伊勢市	

表 3 地域別にみる雑煮の形態

	伊賀	伊勢
餅の形状 他	丸餅、焼く	角餅、焼かず
調味料	味噌	味噌
具材	里芋、大根(細)	里芋、大根(太)
黄な粉の有無	有	無
雑煮にこめた願い	世の中丸く家庭円満	七草粥まで菜は食わず

(1) 初瀬街道・伊賀地域の雑煮 (A・B 地域)

初瀬街道は「伊勢表街道」とも「あお越え道」とも呼ばれ、古代より大和と伊勢を繋ぐ道であった。現在はほぼ近鉄大阪線沿いを通っている。榛原からは一旦北上して東へ進むため、伊勢本街道より多少遠まわりになるが、布引山地を青山峠で越える以外は伊勢まで平坦な道を迎える。さらに、津藤堂藩の政策による街道施設の拡張と充実は、全国的に展開した「伊勢講」による庶民層への旅の浸透とともに、宿場などの商業地を発展させた。

初瀬街道を大和から伊賀に入り、青山峠を越えて伊勢参宮街道との合流地点となる三渡(六軒)に至るまで、これらの地域は味噌仕立ての雑煮が主流である。しかし、大和に近い伊賀地域の雑煮と青山峠を越えた伊勢地域の雑煮には、それぞれ異なった特徴が見られる。伊賀地域では、焼いた丸餅に丸のままの小ぶりの里芋と、雑煮大根(雑煮用に後播きで細く栽培した大根)の輪切り、豆腐を入れて味噌仕立てにする。豆腐以外の具材は丸くして、「すべて円満に」と願う、一般的な関西風雑煮である。以下、文中で丸餅とされる餅は、地域によってその丸め方で呼び方が異なる。表 4 にその地域と呼称の一覧を示す。

表 4 地域別にみる丸餅の呼び方

地 域	丸餅の呼称
桜井市(脇本)	小餅
榛原	小餅または押し餅
御杖村	押し餅
(旧)美杉村太郎生	押し餅
名張市	押し餅
(旧)上野市	花びら(餅)
(旧)大山田村	花びら(餅)
(旧)美杉村杉平	手のひら(餅)

美杉村太郎生を含む名張地域には、雑煮のめずらしい食べ方がある。雑煮椀から餅を取り出して、「黄な粉」をまぶして食べるのだが、これは現在も奈良一円に伝わる大和の食文化である(写真 1)。もともと大和と伊賀は接する国境(現在の県境)の距離も長く、人々の交流は長い歳月をかけて積み重ねられてきたためと思われる。

奈良県境に近い名張市薦生にある中山神社の秋の大祭の神饌は、雑煮の祖型を思わせる。神社の由来記には「檜葉の上に丸い餅をのせ、柿葉に黄な粉を盛り、木皿に里芋の二つ切りと大根の短冊切りを盛る」と記されている。しかし、以前の直会には一重ねの餅と里芋と大根の味噌汁に柿の葉にのせた黄な粉が添えられたといい、里芋、大根には黄な粉をまぶして食



写真1 黄な粉が添えられた味噌仕立ての雑煮

したと聞いた。時代の変化もあって三年程前からは簡略化されているとのことである。

また、名張で本陣を営み、町年寄を務めた辻家には、度重なる儉約令のもとで、1855年(嘉永七)正月に書き改めた「嘉例式の覚」が残されている。これは年中行事と、その日に食べる食物について記した記録である。中貞夫は、これを「辻家の台所帳」¹⁾としてまとめている。それには

元朝 若水むかう事。時節柄につき主人。右平日とは早くおき、あたらしき手おけにむかいこみ、此水にてぞうに汁・茶などにいたし、のこりの水にて手水つかい申し候事(後略)

と記されていて、辻家の正月は元旦の朝に若水を迎えることから始まる。主人は平日より早く起き、新しい手桶に若水を迎えこみ、この水で雑煮を作り大福茶を戴く。残りの水で家族全員手を净めた後、神々を拝し、元朝祝いの席に着く。このようにして辻家の新年は始まる。次頁の資料1は「辻家の台所帳」から引用した「元朝の祝」の流れと黄な粉が添えられた祝膳の献立である。神に供えた「膳の餅」は若水と共に各人の身祝いとして体内に戴き、新しい年へ続く無事と繁栄を祈ったのであろう。ここに雑煮を戴く本来の意味が見える。中世の名残りを留めた雑煮の盛付けは、辻家の食文化の豊かさを示す。この献立の内容は当時の一般庶民を代表するものとは言いがたいが、多くの人々はそれぞれの分限に応じた正月を祝っていたのであろう。また、名張市黒田の雑煮は次の通りである。

豆腐、里芋(切らなくてもよいようになるべく小さくまるいもの)、大根(細目の大根の輪切り)、焼いた丸餅を入れた味噌仕立て(玉味噌)である。雑煮のよそい方一杯目だけ決まっていて、一重ねの丸餅(焼く)の上に四角に切った豆腐をのせることになっている。里芋には人の上にたつように、豆腐にはマメ(健康)でシカク(公正)で柔らか(人との付き合いが柔らかい)で²⁾(後略)

この盛付けは辻家の雑煮の上置に類似する。古い歴史を持つ黒田ならではの習慣かと推測する。現在、伊賀地域の一般的な雑煮に豆腐が入るのも、これらに由来するのかと推察する。

元朝いわいの事

店戸棚のまへに屏風置き、このところにて祝い申すこと。但し男分はかみしも、女分はうちかけ。きりもの(着物)きかえあらためすわり申し候。

初。大福茶を引く、梅ほし入。

次。三宝引く。次。膳の餅引く。

右相済み候うえは年男につかわし候事。

次に御膳に附く。

雑煮。汁葉、里芋・大根。上置。ぶり、

豆腐・こんぶ・初たかり。

向。たつくり・黄な粉。

次に 中酒出す。さかずきいたす。

次。さかな、重くみ出す。

次とその酒出す。さかな、前の重くみ。

右目出度く祝い相すむうえ下人までもそれぞれ遣す。

資料1 辻家の台所帳より「元朝の祝」

(2) 初瀬街道 伊勢側の雑煮 (C 地域)

一方、青山峠を越えて伊勢側の地域に入ると、餅は角餅になり、大根も一般的な太いものになる。豆腐の代りに油あげの入った具沢山の雑煮もあるが、具材の中心は里芋と大根である。また、黄な粉をつける習慣はない。白山町二本木の雑煮も里芋と大根で、葉菜類は「七草粥」まで食べない。これもこの地域の雑煮文化の特徴といえるのかも知れない。一志・嬉野地域については、味噌仕立てと醤油仕立てが混在するが、主流は味噌仕立ての角餅で、具材の中心は里芋と大根である。地元産の野菜も家の好みで入れる。

以上のように、伊賀地域と伊勢地域の雑煮の内容は大きく異なるが、汁は共に味噌仕立ての雑煮が主流である。これは初瀬街道周辺地域の雑煮文化の大きな特徴かと考える。

(3) 旧津市の雑煮 (D 地域)

津市は、かつて津藤堂藩の城下町として、また、参宮街道の宿場町として栄えた。津市の雑煮は三重県の中でもめずらしい形だと言われる。丸のままの大きめの里芋と 2cm 程の厚さに切った大根を赤味噌仕立てにして、正月三が日分をまとめて作る。この時にダシは使わない。食する時に器に盛り付けた雑煮の上から削り節をかけるのが古くからの習慣である。理由は仏壇に供えるからとも、三が日分まとめて作るののでいたまないようにとも言われている。正月は一食分ずつ別鍋に移して家族の人数分の角餅を入れて煮るが、この地域を離れた人には「忘れられない味」と聞く。この雑煮の特徴は、ダシをとらないことと正月の三が日分をまとめて煮ることにあるといえる。

(4) 伊賀街道の伊賀市大山田町から津市片田の雑煮 (E 地域)

伊賀街道は津と伊賀上野を結ぶ道で、参宮街道の月本からの道(奈良道)が五百野で合流し、布引山地を長野峠で越える。現在はほぼ国道 163 号線に沿った道であるが、伊賀上野からは島ヶ原を経て京都へ至る。江戸時代は、津藤堂藩にとって勢州から伊州へ殿様ご越国の重要な街道であった³⁾。この街道に沿った地域の雑煮は、布引山地を挟んだ長野峠の東側は角餅、西側は丸餅で、東西で餅の形状が異なり、初瀬街道の青山峠越と同様である。伊賀側では丸餅に里芋、大根、豆腐の入った関西風雑煮が主流である。他方、東の伊勢側は片田から美里に至るまで、角餅に大きめの里芋と厚く切った大根を赤味噌仕立てにして三が日分まとめて作り、旧津市内を中心に伝わる雑煮のタイプと同様である。

(5) 伊勢本街道・名張街道・初瀬街道の影響が色濃い旧美杉村太郎生の雑煮 (F 地域)

榛原方面からの国道 369 号線と交差した御杖村神末を通る 368 号線は、御杖村神末を源流とする名張川沿いに下ると名張市蔵持に至る。蔵持で、近鉄大阪線に沿ったかつての初瀬街道に合流する。368 号線は伊勢本街道と初瀬街道を繋ぐ道で、北上すると旧上野市に至る。この名張街道に面した旧美杉村太郎生の雑煮文化は多様である。御杖村の醤油仕立ての雑煮が名張川沿いの太郎生地域にも存在し、雑煮餅に黄な粉をまぶす大和風の雑煮が混在する。太郎生の一般的な雑煮は、焼いた丸餅に丸のままの小芋、雑煮大根と人参の薄切りと豆腐が入った味噌仕立ての雑煮が主流である。同じ材料を使った醤油仕立ての家庭もあって、味噌仕立ても醤油仕立ても雑煮餅に黄な粉をまぶす食習慣は共通している。このように複数の調理方法の混在は、榛原と同様に街道が交差する地点の特徴であると推測する。太郎生では、元旦に焼いた丸餅を平らに伸ばし、干し柿や小豆餡を包んで家族一同が食する独自の習慣がある。由来などは定かでないが、現在は消えかけている食習慣である。

(6) 初瀬街道・伊勢本街道の分岐点の雑煮 (G 地域)

榛原は松阪出身の国学者本居宣長が、1772 年 3 月吉野への旅の途中に旅籠「あぶらや」に宿泊したと紀行文『菅笠日記』に書き残しているが、当時の人々にとって吉野を繋ぐ道は思いのほか近かったのかもしれない。

榛原の雑煮は焼いた丸餅と丸い里芋、細い祝大根と赤い京人参を薄い輪切りにして白味噌仕立てにした関西風の雑煮が一般的であるが、醤油仕立ての雑煮も古くから混在する。醤油仕立ての場合も味噌が醤油に変わるだけで具材は変わらない。白味噌仕立てと醤油仕立ての双方に砂糖入りの黄な粉が添えられて、雑煮餅に黄な粉をまぶして食べるのが奈良固有の食文化である。

醤油仕立ての雑煮について榛原の古老(87 歳)は、「自分の母親は吉野の出身であるが、吉野の雑煮は醤油仕立てと聞いているので、雑煮は吉野地方の習慣かもしれない」と語っていた。確かに現在も奈良県東吉野村の一部と吉野郡大淀町には醤油仕立ての雑煮がある。

(7) 奈良県御杖村から伊勢地への県境の雑煮 (H 地域)

伊勢本街道は、京都・大阪・吉野からの道が交差する宇陀市榛原「札の辻」で初瀬街道に分岐して東へ進む。奈良県御杖村神末から伊勢地(三多気・杉平・石名原)に入り、奥津・上多気を経て飯南町横野に至る。横野で高見峠越えの和歌山街道と合流して小片野まで行き、津留・相可を経て田丸へ至り、伊勢へと続く道である。

この道は急峻ではあるが、大和と伊勢を最短距離で結ぶ最古の道である。かつて伊勢・志摩方面から大和朝廷に献上された新鮮な海産物はこの道を通った。平安京への遷都以後は、京都からの奉幣使が伊勢神宮へ向かう重要な道であった。江戸時代前期までは利用者の多かったこの道も、江戸後期になると御師の活躍などもあって、庶民の伊勢参りが盛んになり、人々が街道施設が整い険路の少ない初瀬街道を利用するようになると、急峻な山道の多い伊勢本街道は衰退して、街道というよりは集落を繋ぐ生活道となっていた。

御杖村に入ると焼いた丸餅に里芋、細い大根と豆腐を入れた醤油仕立ての雑煮が主流となる。雑煮に黄な粉をまぶす習慣は御杖村全域に多く見られるが、三重県との県境の神末には少ない。御杖村神末から伊勢地・太郎生・奥津へ入ると、雑煮文化も多彩になる。昔から関西の裏玄関と呼ばれるこれらの地域には、焼いた丸餅に里芋、雑煮大根、人参が入った味噌仕立ての関西風雑煮がある。一方で、醤油仕立ての雑煮や角餅の使用も見られる。伊勢本街道側には、雑煮餅に黄な粉をまぶす食習慣は見あたらない。

飼坂峠を越えた上多気は、北畠氏が伊勢国司として館を構えた土地であり、伊勢本街道の宿場としても栄えた土地である。雑煮文化として特筆することはないが、上多気から東側へ向かうと餅の形状は角餅となる。上多気に住む 80 代の老女からの聞きとりでは「三多気に住む娘から届いた丸餅が格好が悪いので四角に切って使った」とのことであった。古くから角餅がこの土地の習慣であったのだろう。この地域の一般的な雑煮は、角餅に里芋、大根、人参を入れた醤油仕立てであるが、家庭によっては味噌仕立ても見られる。

(8) 櫃坂峠を越え和歌山街道と合流する飯南町横野地域の雑煮 (I 地域)

飯南町横野地域は、角餅、雑煮菜などの入った醤油仕立ての雑煮である。横野から田丸までは、角餅で醤油仕立ての菜雑煮が多い。従って、伊勢本街道周辺地域の雑煮の特徴は醤油仕立ての菜雑煮が主流であるといえる。

(9) 伊勢街道・初瀬街道・和歌山街道が合流する伊勢神宮周辺の雑煮 (J 地域)

伊勢市およびその周辺地域の雑煮は、焼かずに用いる丸餅に雑煮菜などを入れた醤油仕立ての雑煮が多い。この地方は具材などの調理に関する内容よりも、伊勢神宮のお膝下であるという、この地域ならではの特徴を有し、餅を神に供える行為に重点があるものと推測する。

伊勢神宮周辺の地域と斎宮との中間に位置する旧小俣町・旧度会町・旧明和町・旧玉城町・旧御菌村および伊勢市楠部には、鏡餅または丸餅を「セチ」と称するこの地域特有の文化があ

ることが聞き取りにより明らかとなった。玉城町の旧家では雑煮も「セチ」と呼び、雑煮を入れるお椀のことを「セチのお椀」と言っていたとのことである。これらの習慣は、伊勢神宮や斎宮などの周辺地域の特徴であると考えられる。「セチ」とは、「節供」のことで、「節日に供する膳」である。「節日」とは季節の移り目などに祝を行う日で、この日に神に供える膳が「節供」であり、正月は最も重要な節供であることを意味する。これらの地域は丸餅に菜類を入れた醤油仕立てが多いが、角餅や味噌仕立ての雑煮も混在している。伊勢河崎の里芋と大根を入れた白味噌仕立ての雑煮は、京文化の影響を受けた豊かな商人の街の特徴であろう。

以上のように、二つの街道周辺には多様な雑煮がみられ、また、それぞれに特徴を見ることが出来た。

これらの街道について着目するのは、初瀬街道周辺地域は、ほぼ津藤堂藩領を通り、味噌仕立ての雑煮文化圏の形成がみられ、一方、伊勢本街道周辺地域は、ほぼ紀州領を通り、醤油仕立ての雑煮文化圏を形成しているのではないかと、という点である。

初瀬街道と伊勢本街道の経路を近世の所領図⁴⁾で見ると、まず、初瀬街道については、伊賀国安部田から伊勢参宮街道との合流地点三渡(六軒)に至るまで、一部の紀州領及び紀州領との入組を除いて、ほぼ伊勢国津藤堂藩領あるいは久居藤堂藩の領地内を通る。井関・宮古・小川は紀州領であり、権現前・津屋城・小津は紀州領との入組である。これに対して伊勢本街道も同様に、伊勢地の藤堂藩領と相可の神宮領と紀州領との入組以外は、全て紀州藩領を通る。このような集落の入組みと聞き取り調査の結果から、二つの街道の特徴を推測したが、詳細については更に検討が必要であると考えられる。

2 雑煮餅と神饌のつながり

雑煮餅と神饌のつながりを示す事例を以下に2つ述べる。

(1) 桜井市脇本の「二月一日座」の献立

三輪山の南に広がる奈良県桜井市脇本は、雄略天皇朝倉宮跡伝承地で、脇本遺跡からは五世紀後半の、堀や建物跡ではないかと思われる遺跡が見つかっている。また、山の辺の道へと続く古い初瀬街道に面した春日神社の鳥居の前には、正月の御綱掛神事に奉納された六間ほどもある大綱が張られていて、伊賀地域にみられる「勸請縄」の原型ではないかと思われるが、この土地に継承される文化と歴史を物語っている。

脇本の正月行事「二月一日座」は、宮座仲間が集って新年(旧正月)を祝う行事である。座の開催に先立って、産土神、春日神社で神事を行う。本頭屋は前日に搗いた一重ねの鏡餅¹¹組を2個の浅い桶に入れて、海の幸、山の幸、里の幸とともに神前に供える。鏡餅は祭典のあと頭屋宅へ持ち帰り、忌火^{いむび}(斎み浄めた火)で焼いて焦げ目をつける。この餅が本来の雑煮餅で、ちぎって供したと言われている⁵⁾が、雑煮用として丸小餅が準備されている(写真2)。座を催す本頭屋の座敷の上座には、祖霊を祀る御仮宮が設置されている。正面に神官が着座し、その左右に区長と一老^{いちろう}(頭屋を経験した長老)が座る。テーブルには半紙の上に一重ねの鏡餅とプラス

チックの食品容器に盛り付けた料理が並ぶ。

一老から「一日座おめでとうございます」と年頭の挨拶があり、御神酒が一巡する。続いて、焼いた丸餅2個、小芋、雑煮大根(後播きの細い大根)、豆腐の入った白味噌仕立ての関西風雑煮と砂糖入りの青大豆の黄な粉が供される。これは奈良県特有の食習慣で、雑煮椀の中から餅を取り出して、砂糖入りの黄な粉をまぶして食べる。試食させてもらくと、青大豆の香りとなめらかな舌触りは格別であった。酒宴が進むと一老の合図で引肴が出される(資料2)。大皿に盛られたこれらの引肴は、一献ごとに頭屋が新しい箸を使って半紙の餅の上にのせていく(写真3)。この引肴と一重ねの餅はこの場では箸を付けずに半紙に包んで持ち帰る。

三献	二献	一献
コンニャク	数の子	牛蒡の太煮、上に青のり

資料2 酒宴の引肴

脇本の「二月一日座」の行事に見る一重ねの丸餅の上に引肴を置く様式は、名張の旧家辻家正月の雑煮の上置き、名張市黒田に伝わる雑煮の盛り付け方と類似性が見られる。

辻家の雑煮は里芋、大根の上置きとしてブリ・豆腐・昆布があり、名張市黒田の雑煮は一杯目のよそい方だけ決まっていて、一重ねした丸もちの上に四角い切った豆腐を乗せることになっている。これらの風習は、成立が室町末期と推測される。なぜなら『庖丁聞書』⁶⁾には、雑煮上置の事として「串鮑、串海鼠、大根、青菜、花鰹、右の五種を上置にする也」という記述があり、後の風習と共通するからである。雑煮が式三献の初献の肴として扱われていた京都の公家達の食文化が正月を祝う献立となり、時代とともに庶民の間にも拡大していったのであろう。

辻家の「元朝の祝」の雑煮や名張市黒田の雑煮の盛り付け方からも、中世の「京文化」の名残を留めつつ庶民の間に正月の雑煮が定着していく様子が推測できる。

以上のように、初瀬街道沿いに京から大和へ、そして伊賀・名張へと伝わる雑煮文化は、布引山地でブロックされ伊勢側には見られない食文化の様相を呈する。



写真2 忌火で焼いた餅と丸小餅



写真3 引肴と餅

(2) 鏡餅と雑煮餅

柳田国男は『食物と心臓』の中で、こう述べている。

正月を雑煮で祝う風習は、室町時代末期に起こり、年越しの夜に神に供えたお下がりをいただく直会の式に由来する。(以下省略)九州地方などでは雑煮のことを『ナオリ』と呼ぶことから、神に供えたいろいろな飲食物を祭りが終わった後に分配して食べるのが直会である。正月の雑煮もそのひとつの場合だったらしい⁷⁾。

脇本の行事には、「餅なおらい」の遺風が見える。産土神に供えて、下げた一重ねの鏡餅の上に(本来これが雑煮餅であつたらしい)正月の祝肴を戴く。現在は各人が持ち帰り、家族全員で分配して食べるらしい。これは、神前に供えた産土神の靈力を、持ち帰った家の各人の身祝いとして体内に戴くのではないだろうか。また、忌火で焼いて雑煮に入れる二個の小丸餅は、神前に供えた一重ねの鏡餅に代わるものと理解する。

「丸い餅を以て年玉という認識を持ち、それを体の中に入れていくというのが、いわゆる稲作系の主流としてのあり方だろう」と野本寛一は述べている⁸⁾。「年神(歳神)は、農業神であり、祖神でもある。この神を迎えて穀霊をよみがえらせて豊かな実りを願う。年神をもてなす最も大事な供え物は餅で、丸餅は祖霊の魂をかたどったものであるとされている。これが正月を迎える鏡餅であり、お供えと同じ丸餅を戴いてこれを体内に入れて、祖孫一体となって親から子へと続く命の復活を願って食べる」⁹⁾のが雑煮の本来の意味かと思われる。現在の生活様式は、稲の文化から小麦の文化へと変わりつつある状況であり、雑煮文化においては形骸化しつつあるのが残念である。

3 街道沿いの神社の神饌

調査地において神社の祭礼の神饌を見る機会を得たので、文献¹⁰⁾で知り得た初瀬街道・名張周辺の神饌等とを合わせて表5にまとめ、その特徴と関連性を見ることとした。

実りの秋の祭礼は、米を中心に五穀豊穡を感謝し地域で祝う神事である。神饌に使用される食材を表5で見ると、その中心は米である。現在、白米や玄米を直接供えるのが一般的なのに対して、米を蒸した白蒸、キョウなどの名称が見られる。餅の名称もいろいろ存在する。里芋、牛蒡、茄子、大根、コンニャク、栗、柿などの身近なものが出現している。複数の神社においては、重ね餅、里芋、枝豆か黄な粉か豆腐、牛蒡そしてコンニャクが挙げられている。さらには、里芋のクルビ和え、大根の汁、豆腐と大根の味噌汁、マグロと白菜の和えものなど、調理を済ませたいいわゆる「熟饌」といわれる神饌が供えられている。明治時代に入ると「神饌は調理されないものを」という明治初年の神仏分離令による神社祭式があり、現在では多くの神社において「生饌」とよばれる一切調理がされていない、海、川、山、里で収穫されたばかりの丸物の神饌を、三方や素焼きの器に盛って献饌されていることが多い。

江戸時代の料理書には野菜類、芋類、大豆、魚介類を中心とした料理が多く出現するが、なかでも豆腐、大根は重用され、牛蒡はヨーロッパから中国に原生していたものが日本で栽培化されたものであり、本研究の調査地域での熟饅にも多く見られた。

調査地域の複数の神社に見られる神饅について、特徴の見られた 6 種類について以下に述べる。

(1) 餅・キョウ

現在、白米、玄米をそのまま供えるのが一般的なのに対して、表 5 には熟饅の形、白蒸、キョウが見られる。いずれも蒸した飯のことで、地域、神社によっては「白蒸」「キョウ」とか「宮膳」「饅」とよばれ¹¹⁾、キョウには小豆入り以外に、栗入りのものもあるらしい。形は四角い枳形が一般的であるが、大きさは様々で、中には四隅に角があるものも存在する。神饅の餅は、丸くしたものを二重ね、三重ねと重ねることが多く、表 5 に示した通り、鏡餅以外に「舞餅(元は繭もち)」、「押し餅」と固有の名称で表現されたものが出現し、餅の名称も様々ある。奈良県の御杖村で聞き取りしたものに、楕円形の「牛の舌餅」とよばれる大きな餅などがあった。いずれにしてもその年に新しく収穫した米で作る餅は、農耕の象徴ともいえる最も重要な神饅であるといえる。

(2) 黄な粉および大豆関連の神饅

名張においては大豆を煮て摺り潰したものを「クルビ」と呼び、表 5 には里芋のクルビ和えとして記載されている。豆腐を潰して和え衣とする白和えと同一の形態である。大豆の若い莢である枝豆、青大豆、黄な粉、豆腐と、多種の大豆関連の食材が出てきている。『日本古代食事典』¹²⁾によると「延喜式」の中に「供神御雑物」として末女豆岐(黄な粉)、大豆餅、小豆餅の文字が出ており、平安時代の神への供物として黄な粉、大豆、小豆が重要だったとある。また、名張市滝之原の八幡神社の神饅には 3 つの地区ごとに大きな豆腐に異なった味付きの味噌(唐辛子・山椒・胡麻)を塗るものがあり(写真 4・5・6)、大豆を開いたヒラキマメというものが朴葉に盛られていた。神社の「祭礼行事関係記録」として年号が判明しているものは明治 42 年、新しいものは昭和 15 年とあり、これらの神饅は現在まで変わることなく受け継がれている。

(3) 牛蒡の神饅

牛蒡の神饅は調理された熟饅の形で、初瀬街道と伊勢本街道のいずれも奈良県に近い地域に複数見られた。初瀬街道沿いの表 5 の神社の神饅やそれに付随する祝い座の膳に牛蒡が出てきているが、伊賀市青山町の熊野三所神社の祝い座の牛蒡は「とびきりごぼう」と呼ばれ、切り揃えた牛蒡を茹で、トウヤの手で作られた竹に挟み、胡麻味噌の味に調えたものを牛蒡の表面にまぶし、火で炙ったものである(写真 7)。「味噌の中に唐辛子が入って飛び上るほど辛い」が名前の由来とのことである。奈良県境に近い伊勢本街道沿い、津市美杉町下之川仲山神社のお

供え牛蒡(写真 8)も、形態と調理法までもがよく似ていて興味深い。こちらは山椒を入れるものもあるが、辛いところが共通している。このあたり一帯はかつて北畠一族が 1576 年(天正 4)に滅びるまで支配した地域で、その影響を感じる土地柄である。この山椒ごぼうは「牛蒡(ごんぼ)まつり」と呼ばれる神社の春祭に作られるが、祭事は現在 2 月 11 日の寒い時期に執り行われる。この折にトウヤ渡しや包丁式も執り行われるとのことだが、包丁式と聞くと、室町時代に興った庖丁流派の成立を思い起こすが、神社の歴史の流れを彷彿とさせる。

また同じく美杉町の三多気地区にも「精進祭り」(別名「芋ごんぼ祭り」)と呼ばれる里芋、牛蒡の料理を正月早々に寺に供える祭りがある。神仏併合の流れからか、ここではお党渡し(トウヤ渡し)と弓引きが併せて行われるそうで、新年の厳粛な雰囲気を感じさせる。

大村神社の講の神饌(写真 9)の手前には、里芋、大根、人参、牛蒡を尖らせて鯛を囲んだもの、写真 10 の鏡餅の周りには牛蒡はないが、丸のままの里芋、後ろには大根を土台に魚(ハヤ)を立てたもの、大根葉を藁で束ねたものなどが見られる。

(4) 里芋の神饌

里芋は稲作以前の古渡り作物で、古代人は「ウモ」と呼んだ(前掲『日本古代食事典』)。山野に自生する「山の芋」に対し人里の畑でつくる「里の芋」という意味である。写真 5 では手前右側に丸のままの里芋(生饌)が見える。

里芋はそれ自体はほとんど味がなく、どのような味とも馴染み、粘り気があることから「クルビあえ」とか「小豆をまぶした里芋」など和え衣とも馴染みやすい。里芋の霊力とか、無数につける子芋を子宝と考えて子孫繁栄と見たてた、「見た目の繁殖力をいう」と記してある(同上)ところが興味深い。いずれにしても初瀬街道沿いの神社の神饌に関する記述には数多く出現している。何よりも伊賀地域においては古くから栽培されている収穫量の多い馴染みの芋であり、秋に収穫される保存の容易な作物である。

(5) 大根の神饌

名張では大根が祭礼儀式のなかで重要なものであるらしい。生饌では必ずというほど登場する。大村神社の神饌では大根葉を藁で縛る(写真 10)とか、飾りの土台として他の根菜と共に尖らせて魚を包んでいる(写真 9)し、大根葉を藁で束ねたものなどが見られる。また、熟饌の汁もの、煮物以外に、「青菜の茎を塩で揉み『お造り』、『さしみ』とよんで大根を使う」¹³⁾との記述が見られて興味深い。

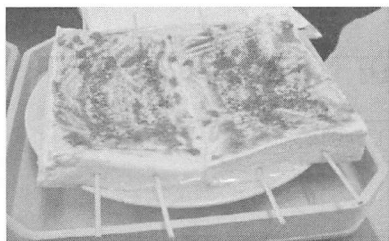


写真 4 唐辛子味噌の豆腐

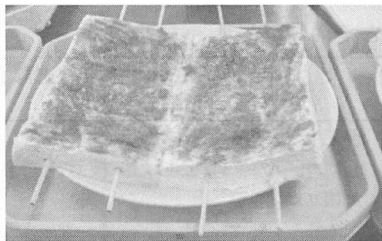


写真 5 山椒味噌の豆腐

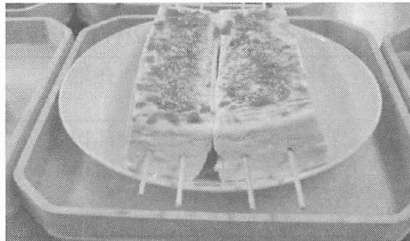


写真 6 胡麻入り味噌の豆腐

八幡神社(滝之原)



写真 7 熊野三所神社のとびきりごぼう

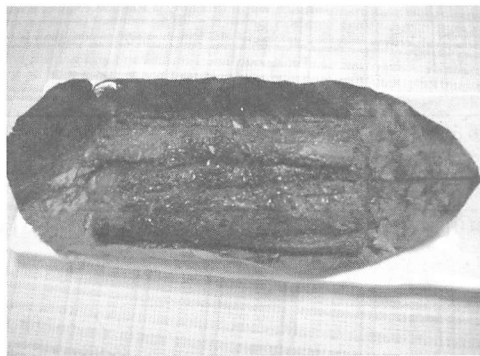


写真 8 仲山神社の山椒ごぼう

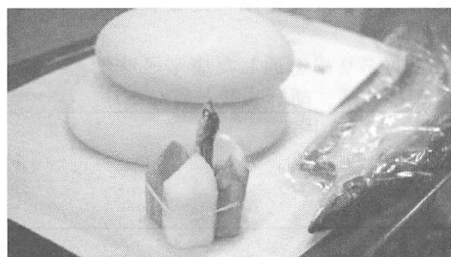


写真 9 大村神社の神饌

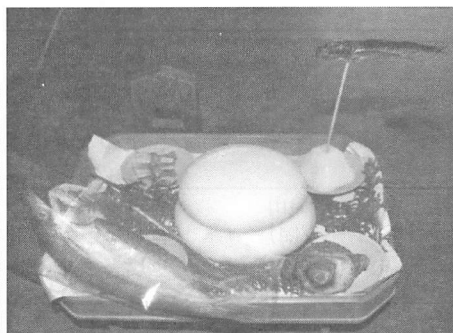
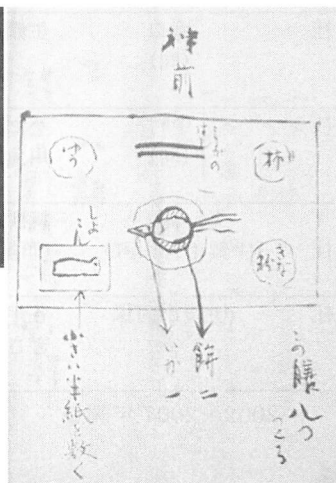


写真 10 大村神社の神饌



写真 11 熊野三所神社の神饌



資料 3 祭礼帳に書かれた神饌の図

表 5 初瀬街道周辺神社の神饌とその特徴

神社名	所在地	神饌に使用される主な食材	祭礼の季節 備考
鹿高神社	安部田 (名張市)	餅二重ね、枝豆、柿の葉の上に白蒸し、別の柿の葉上に里芋のクルビあえ、枝豆、一部で黄な粉 大根の茎菜等	秋 トウヤ
稻荷神社	家野 (同)	生饅の他キョウ、餅二重ね、イワシ 柿、里芋、カクマメ、茄子の汁 黄な粉	秋 トウヤ
宇流富志禰 神社	平尾 (同)	のっぺい汁、サイラ、枝豆、刺身、ブリ コンニャク、おひたし	秋 トウヤ
春日神社	蔵持 (同)	生饅の他 キョウ、小豆をまぶした里芋、イワシ、 青菜、枝豆、タデ	秋 トウヤ
中山神社	薦生 (同)	生饅の他、餅、里芋、大根の汁 黄な粉	秋 宮座
国津神社	滝之原 (同)	コノシロ脂、マグロと白菜の和えもの 冬瓜の汁、餅三重ね、(祝座で)スルメ、餅、煮豆 (白花豆)昆布巻 かまぼこ、みかん	秋 トウヤ 湯神楽神事
八幡神社	滝之原 (同)	伊勢エビ二匹、正方形に切り揃えた豆腐にハツ(魚) とタツクリを乗せたもの、大豆を開いたヒラキマ メ、柿臈、白菜、大根 二丁つなぎの豆腐をあぶり串を通した唐辛子味噌 (三つの小場により山椒味噌、胡麻味噌と異なる)	正月 トウヤ 若子
八柱神社	鵜山 (同)	キョウ、イワシ、ざこ(雑魚)牛蒡 コンニャク、里芋、大根の煮物、 豆腐と大根の味噌汁	秋 トウヤ
八幡神社	八幡 (同)	餅二重ね、ザクロ、クリ、柿	秋 トウヤ 長子
白山神社	滝口 (同)	生饅の他、枝豆、パック詰め仕出し	秋 トウヤ
箕曲神社	中村 (同)	ハゼ米、米、御神酒、鏡餅、舞餅 川魚(鮎)海木、押餅、柿	秋 トウヤ
熊野 三所神社	滝 (伊賀市青山町)	鏡餅、するめ、ゆず、柿、黄な粉 (頭屋儀礼の御膳に必ず「とびきり牛蒡」)	秋 トウヤ
大村神社	伊賀市阿保	各地域のトウヤが別々に生饅を供えるが、鏡餅の大 きさ、魚の種や形、使用する野菜が講ごとに異なる	秋 トウヤ

2002～2007 年調査

吉川雅章氏「神饌・儀式膳に見る食文化」から引用・改編

(6) その他の神饌と祝い座の膳の「のっぺい(のっぺともいう)」汁

調査地の名張では郷土食として「のっぺい」の名称がよく出てくる。秋から冬にかけての結婚式・法事・祭りなど人寄りのときには、まず「のっぺい」が作られたそうである。里芋、人参、大根、コンニャク、牛蒡、干しいたけ、が主材料で、その他に蓮根、ちくわ、かまぼこ、油あげ、季節によってはタケノコが入り、煮干しのだし汁としいたけの戻し汁で煮たものである。現在名張では日常の惣菜となっているが、この地域では祭礼時に神饌、というよりは祝い座の汁物として祭りに欠かせないという。柿もこの地域では膳として使用され、柿の葉は盛り物の敷き物として朴葉とともに使われていた。

表5から、初瀬街道周辺、名張市から伊賀市青山町滝地区、阿保地区に至る神社の神饌には、米を中心に飯、餅、黄な粉を中心に多種の大豆関連のもの、牛蒡、里芋、大根など、各神社共通の食材が、主に熟饌の形で出現していることが判る。しかし、青山峠を越えた伊勢側には、このような神饌の内容は見られない。伊賀地域で神饌に用いられる食材には特段変わったものはなく、トウヤが毎年交代しても、富める者でなくとも変わらずに継承されていて、しかも神饌材料として使用されているのは日常的なもののばかりである。

穀物の生長と豊かな恵みを神に願う、古い歴史の奈良や京都の神社においては、農作業の節目に執り行われる儀礼が一年を通して数々存在する。1月15日の御粥神事に始まり、雨乞い祭、水口播種祭、田植祭、サナブリ、虫送り、御田刈祭、瑞穂祭、新嘗祭などがそれである。新嘗祭は、奈良時代以来の宮中の重要な行事の一つで、稲の収穫を祝うという農耕儀礼が宮中の儀式として現在も行われている。いかに稲が重要であったかを知る手がかりであろう。

京都の北白川天満宮では五穀豊穡に感謝する高盛御供が10月に執り行われる。「大根膾、刻みするめ、味噌をつなぎとした小芋を円錐形に高盛りにし、御新酒桶に豆腐を乗せ、米飯を高型に抜いたものが朝御饌あさみけけんせんとして供えられる」¹⁴⁾。この内容は初瀬街道沿いの神社の神饌と重なるものであり興味深い。

伊賀地域では、古くからの大和の影響を受けつつ、地域の身近な食材を、昔から座や講に伝わる祭礼帳の記述(資料3)を忠実に守りながら伝承してきた(写真11)のではないか。農耕民族の願いである五穀豊穡の最も大切な象徴として、米、そして粟、麦、栄養価の高い大豆、霊力があるとされる小豆、子孫繁栄・子宝の象徴とされる里芋、強精力をつける牛蒡、邪気を払い消化力の高い大根たて、蓼、唐辛子、山椒等の薬効、あるいは殺菌力を信じ、気持ちを込めて調理し、祭礼の供物として神への精一杯の感謝の気持ちを抱いて、直会、祝い座で神と共に同じ膳を囲み、戴いたのであろうと考える。

4 伊勢参宮と食べもの

いよいよ京都・奈良と伊勢とを結ぶ二つの歴史街道は終点地に入ることとなった。日本の古代社会に皇祖神として祀られ、今に至る長い歴史の間ずっと神の座として不変である伊勢神宮は、日本人の「心のふるさと」と称され、人々は一生に一度は参ってみたい、行ってみたいと

伊勢参宮に憧れてきた。

聞き取り調査で訪れた地域では、かつての都との関わりを感じる事柄が幾つか存在した。大神神社のある桜井市、朝廷のお狩場であったとされる宇陀市から御杖村、壬申の乱の舞台となったといわれる奈良県吉野から室生・名張へと、これらの地域はまさに王朝政府、貴族、文人たちの行き来を彷彿とさせる地域でもあった。名張市黒田などは、かつては東大寺領の荘園として名高いが、伊勢神宮の杣山でもあったと聞いた。伊勢への表玄関・裏玄関などのことばが残るように、二つの街道沿いの村々の歴史は、伊勢との繋がりを知るうえで重要な示唆を含んでいるのであろう。なかでも神宮にまつわる、参宮を目的とする旅人に関係する「食」に限定し紹介してみたいと考える。

(1) 伊勢参宮 御師の館の食事から

伊勢参宮が盛んになった江戸中期以降の、参宮の案内を記したものは「伊勢参宮案内記」(1707年)、「伊勢道中行程記」(1751年)、「伊勢路のしるべ」(1751年)、「伊勢参宮名所図会」(1797年)など、数多い¹⁵⁾。なかでも「伊勢参宮献立道中記」¹⁶⁾(1848年)には講中の伊勢までの道中行程、通過した街道と併せて、止宿の様子、とりわけ当時の宿での食事とその感想などが記されている。参宮を終えた旅人が大和めぐりや上方見物を楽しんで帰国したことなど、伊勢参りの実態を垣間見ることも出来る。

伊勢に入ると御師の館に迎えらる。御師とは、伊勢神宮の神札を全国に配ったり参拝者の世話をして信仰を広める役割の神職で、旅行業兼旅館業を営むような立場であった。江戸時代後半には外宮・内宮と併せて、多い時にはその数 900 人はいたであろうといわれ、お伊勢参りの流行に大きな役割を果たした。そんな御師の一人「丸岡宗大夫」家の、当時の饗応の献立を忠実に再現したものを紹介する。膳の数、料理の皿数、中央の鯛のお頭付き塩焼きなど、豪華な内容が見える。



写真 12 外宮御師 丸岡宗大夫家の再現献立

(2) 伊勢の餅

参宮みやげとして喜ばれたのが射和の白粉と伊勢暦だったというのはよく聞かすが、現在、参宮街道が別名「餅街道」と呼ばれているのは広く知られているところである。餅は当時の保存技術の点から、みやげにはなり難い。当時の伊勢で、参宮の旅人に喜ばれたであろう餅の代表的なものは以下の通りである¹⁷⁾。

創業が 1707 年(宝永 4)の「赤福餅」、1575 年(天正 3)の「二軒茶屋餅」、1775 年(安永 4)の「返馬餅」など、神宮界限には名の知れた餅がある。

最も創業年の早い二軒茶屋の餅は、ちょうど一個が一口で食べられるほどの大きさで、柔らかい餡餅に黄な粉がまぶされた香りと餡がとけあう、今も竹の皮に包まれた餅である。

赤福餅は、創業当時は砂糖以外のものではほんのりと甘味のついた塩餡であったのではと言われている。砂糖は江戸期になると流通量が徐々に増加してはきたが、まだまだ貴重なものであったことから、それも肯けるところである。

参宮客は宮川の手前で駕籠や馬から降り、舟で宮川を渡らねばならなかった。川のほとり、馬返しのところにてきた茶屋の餅がいつしか餅の名称となり、返馬餅の名ができたという。餅で餡を包み、天板でほんのりと焦げ目をつけた丸い餅で、滑らかで香ばしい。

享保年間になると国産の砂糖が普及し始め、これらの餅は参宮客の伊勢での思い出の食べものとして広まっていったと推察される。

その他のみやげには 1673-1681 年(延宝年間)創製と伝えられる、保存のきく岩戸屋の生姜糖があるが、これは岩戸屋以外でも作られていて、もとは神宮への供え物であったという。

(3) 伊勢名物 木下おこし米

神宮の門前町宇治山田では伊勢参宮土産として「興^{おこし}米」と「飴」は古くから商いされていた。『毛吹草』(1638、岩波文庫)や『伊勢路のしるべ』(1751)¹⁸⁾など、江戸時代の多くの書物にも伊勢国名物として記載されている。室町時代の商工業の発達は、早くから宇治山田を神宮の門前町として発展させた。伊勢神宮の隆盛に伴う商品経済の発展には、勿論山田の御師達の存在を欠くことはできない¹⁹⁾。また、多くの参宮人と商品経済の発達は伊勢に特産品を生んだ。「宇治の興米」はその一つである²⁰⁾。経済発展を続ける宇治山田には、他の地域に先がけて興米を製造し、庶民の参宮土産として売り出す環境が整っていた。『毛吹草』に見られる「興米」の産地が、京都「松本おこし」と「宇治興米」の二例のみであることから、宇治興米の製造が全国的にも早かったと理解できる。やがて「興米」は、生産地宇治浦田の小字名から「木ノ下おこし米」と称されて、参宮客の評判を呼び、江戸時代の百科辞典ともいえる『和漢三才図絵』(1715)²¹⁾には、伊勢国土産として掲載されている。

また、延宝年間の江戸名物「浅草木ノ下おこし米」は、「勢州山田の者、来りてこしらへるなり、則、木ノ下のものなる故名付く」と『日本国語大辞典』『古事類苑』(地部 12 武蔵国下)にも記載があり、庶民に評判を得た「木ノ下おこし米」の様子がわかる。しかし、地元伊勢には

資料も少ない。『宇治昔話』(神宮文庫所蔵)、『勢陽五鈴遺響』、『宇治郷之図』、『秘本草紙』、『宇治山田市史』にわずかな記載を見るのみである。その中で『宇治昔話』の内容は他と比較して具体性がある。そこから引用すると「木ノ下おこし飴と云うは、四十五年前までは大いに繁昌せし事にて、赤前だれにて女大勢、参宮人を呼び留め、おこし米の飴をうりしなるよし。今は名のみ残りて木下官左衛門が家のみに是を営みぬ」とある。『宇治昔話』は、外宮の権弥宜小田延経が書いたとされるが、成立時期が不詳のため、繁昌する商いの様子がどの時代に相当するのか不明である。『度会人物伝』(度会郷友会、1934)によると、小田延経は1714年(正徳4)に58歳で没しているため、『宇治昔話』を書いた時期を晩年近くと推定し、45年前に逆算すると、「木ノ下おこし米」が繁昌した時期は寛文年間(1661~1672)頃に相当すると思われる。「今は名のみ残りて木下官左衛門が家のみ(中略)」は、彼が亡くなった1714年前後の様子であろうかと推察する。尾張藩士朝日文左衛門重章は、『鸚鵡籠中記』²²⁾の中で1709年4月23日(宝永6)伊勢神宮参拝の後、宿泊先「十文字屋」で、「夜、おこし米売来り求之」と記録している。ここからも以後は衰退した「木ノ下おこし米」の往時が窺える。『宇治郷之図』(1861)²³⁾は横地長重の筆になる詳略彩色大絵図で、宇治惣門近くに「名物木ノ下おこし、阿免や」の文字がみえる。『宇治昔話』(小田延経、神宮文庫所蔵)に見えるのが、木ノ下おこしを商う最後の軒、木下官左衛門宅であろうか。

このように江戸時代には浅草の「雷おこし」や大阪名物「岩おこし」「粟おこし」より早く、参宮名物として存在したであろう「木ノ下おこし米」の盛衰を通して見ると、社会生活の変動と菓子との関係は興味深いものがある。

IV まとめ

雑煮に関しては、大和の影響が色濃く出ている伊賀側(西)では、布引山地を挟んだ伊勢側(東)に比べて餅の形状に明確な特徴が見られた。また、江戸時代に街道を管理した藩によって、醤油、味噌による雑煮文化の相違が生じたのではと考える。

今回の聞き取りで知り得た三重県が多様な雑煮とは、山・川・街道など地理的、気候的条件等が雑煮文化の伝播に深い関わりを持つことを確認できたと考えるが、一方で、歴史的な影響と言おうか、三百年に及ぶ、江戸時代から続く各藩の所領区分の変遷や施政者の政策、街道の往来による諸藩の物流の変遷、醤油、味噌に適した風土などが幾重にも重なり文化を形成してきたのではなかろうか。各地域に伝わる雑煮を考えると、いくつもの歴史を重ねた、重層する文化の融合により形成されていく日本文化の奥深さを、雑煮の多様性から感じる事が出来たと考える。

神饌については初瀬街道周辺に限らず、伊賀地域においては大和の歴史、祭祀の儀式が色濃く影響している。主に熟饌の形式を現在も伝承し、しかも使用される食材の種類と調理法にかなりの共通性が見られるが、伊勢側においては共通性や特徴は希薄である。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご協力いただきました奈良県桜井市脇本「二月一日座」の皆様、御杖村教育委員会、御杖村役場参事葛本品伸様、宇陀市立中央図書館、玉城町教育委員会、神道博物館、名張市史編纂室山口浩司様、公益財団法人「石水会館」学芸員龍泉寺由佳様、津市美杉八幡出張所の皆様、その他聞き取り調査にご協力いただきました皆様、御杖村神末の下里あさえ様、太田みさえ様に御礼申し上げます。

注

- 1) 中貞夫『日本民俗誌集成』(14 卷)p169-317 三一書房(1997)
- 2) 「伊賀黒田の民俗」東京女子大学調査報告書 p66 (1991)
- 3) 「中川蔵人政寛日記」(津市教育委員会蔵)
- 4) 『三重県史 資料編』近世 2 付録「所領図(近世中期)」 三重県(2003)
- 5) 富岡典子『大和の食文化』奈良新聞社(2005)
- 6) 『群書類従』第 19 輯所収
- 7) 柳田国男「食物と心臓」『柳田国男全集』(10) p461-463 筑摩書房(1998)
- 8) 野本寛一「対談『餅』の民俗再考」p12 フォークロア 6 号 本阿弥書店(1995)
- 9) 『玉城町史卷(三)』p210-211 玉城町史編纂委員会(1984)
- 10) 吉川雅章「神饌・儀式膳にみる食文化—三重県名張市の秋祭りを中心に—」p97-114 『三重県史研究』第 23 号 三重県(2008)
- 11) 同上
- 12) 永山久夫『日本古代食事典』東洋書林(1998)
- 13) 吉川前掲論文
- 14) 芝野康之「京の百祭」別冊太陽(82)p64 平凡社(1993)
- 15) 神崎宣武『江戸の旅文化』岩波新書(2004)
- 16) 『日本庶民生活資料集成』20 卷所収三一書房 (1972)
- 17) 『三重県の伝統産業』三重フィールド研究会編(1979)
- 18) 「伊勢路のしるべ」(寛延 4)『道中記集成』所収(1996)
- 19) 豊田武『座の研究』吉川弘文館(1983)
- 20) 石川松太郎「室町時代の諸国名産」p104 「食の科学」No.3(1971)
- 21) 寺島良安『和漢三才図絵』下 p904 吉川弘文館(1906 復刻)
- 22) 朝日文左衛門重章『名古屋叢書続編』第 11 卷「鸚鵡籠中記」(三)p459 名古屋市教育委員会(1968)
- 23) 横地長重『度会郡宇治郷之図』文久元年複製版 伊勢古地図研究会・伊勢商工会議所(1986)

不公正ファイナンスの特徴についての一考察 —— ペイントハウス社の事例を中心として ——

田中 里美

はじめに

不公正ファイナンスとは、新しい概念であり、近年多発する証券市場を利用した詐欺事件で共通する特徴を踏まえて使われている言葉である。不公正ファイナンスを定義づけたのは、証券取引等監視委員会事務局総務課長であった佐々木清隆氏であり、行政機関においても規制すべき重大な問題として認識されつつある。不公正ファイナンスは証券市場や企業の利害関係者に与える影響が重大であり、証券市場において調達した資金を不当に社外流出させることなどを目的とした詐欺的行為である。第三者割当増資や新株予約権の割当などの手口で行われるため、東京証券取引所では 2009 年に第三者割当をめぐる上場関係規制を改正するなどして、対応がなされている。また、発行後に第三者割当増資が繰り返され、既存の株式の権利が希薄化し、風説の流布や株価の操作やインサイダー取引や有価証券報告書虚偽記載などを複合的に誘発する恐れがあり、それらに対応する規制は緊急の課題となっている。

本論文では、まず 1 において不公正ファイナンスの定義と特徴をまとめ、2 において偽計取引が初めて適用されたペイントハウス社の事例を分析し、不公正ファイナンスに対する規制の必要性を検討する。

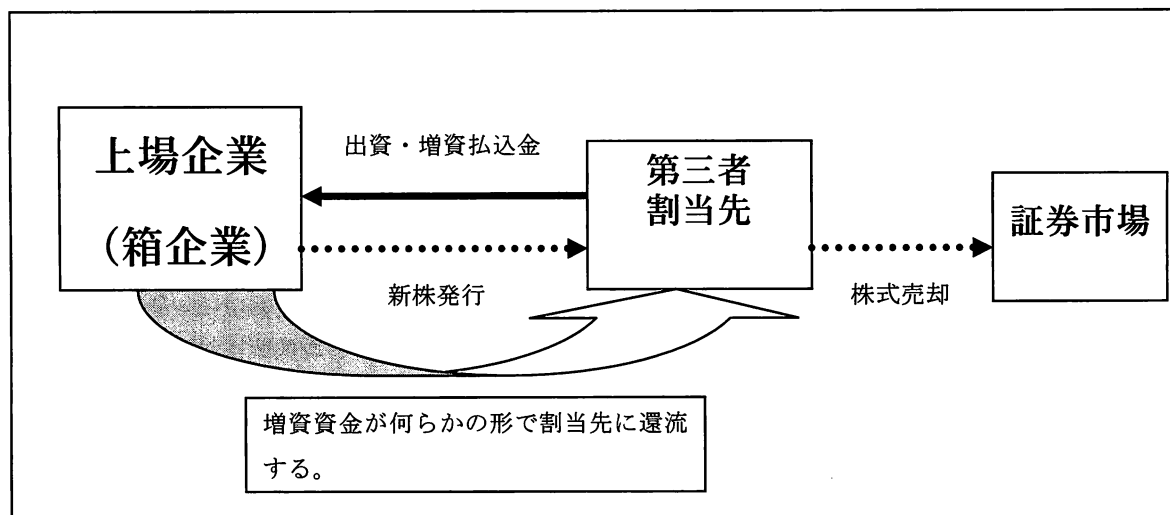
1 不公正ファイナンスとは

不公正ファイナンスとは、法律上の具体的な定義があるわけではないがここ数年、株式の発行市場と流通市場を悪用して不当な利益を得るケースが頻発しており、これらのケースから証券等監視委員会が示した言葉である。

(1) 不公正ファイナンスの定義

佐々木清隆氏によれば、不公正ファイナンスは、法律上の定義があるわけではないが、この数年の事例を踏まえると、第三者割当増資等の発行市場でのファイナンスを悪用して流通市場での不公正につなげる行為とされる¹⁾。すなわち不公正ファイナンスは、実態が不透明で反社会的勢力の関与も懸念される投資会社やファンドなどやそのグループ企業などを割当先として増資し、調達した資金がすぐに社外流出するファイナンスのことをいう。つまり不公正ファイナンスの典型例は、ある上場企業が第三者を割当先として割当先から資金を調達し、その調達した資金が直ぐに割当先に還流するという仕組みである（図 1 参照）。さらに、上場企業の株式を取得した割当先の第三者は、資本増強という名目等で上場企業の株価を上昇させ、上場企業の株式を証券市場で売却し、多額の売却差益を取得する（図 1 参照）。

図1 不公正ファイナンスの典型例



〔出所：丸山顕義「不公正ファイナンスへの証券取引等監視委員会の取組み～ファンドを用いた不公正ファイナンスを中心に～」、第5回明治大学大学院学術セミナー報告資料、<http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20121027-1.pdf>〔2013年5月18日アクセス〕、2012年10月27日13ページを参考に筆者作成。〕

例えば、第三者割当増資の場合、株式を発行するにあたって、既存株主の権利が希薄化し、会社支配権が移動する可能性がある。第三者割当増資は、公募増資に比べると第三者からの監視が入りにくく、不適切な行為及びその隠蔽が発生するおそれがある²⁾。しかし、株式の発行過程における不適切な行為だけでは、利益（不当な利益）を実現させることができない。そこで、株式の流通市場において、虚偽の情報開示又は情報不開示をすることによって流通市場から不正かつ巨額の利益を得る。こうして、株式の流通市場における行為を経て、初めて利益（不当な利益）が実現する。不公正ファイナンスとは、証券の発行過程及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正取引を指し、不特定多数の者の権利・財産を毀損し、市場や株主・投資家を騙す（欺く）行為のことをいう³⁾。

（2）不公正ファイナンスの特徴

不公正ファイナンスでは箱企業が悪用されるケースが多い⁴⁾。箱企業とは、当初は実態のある健全な企業が、第三者割当増資等を繰り返し、取引所に上場されていることで、公開市場から資金調達をするためだけに利用される「箱」となっている企業のことを指す⁵⁾。上場企業が第三者を割当先として増資を行い、割当先に支配されることで、当初は本業を重視して経営を行っていた上場企業が、本業の経営をおろそかにして割当先の利益の追求のために単なる箱としてのみ機能する企業のことを箱企業と呼んでいる（図1参照）。箱企業の特徴の主なものを

佐々木清隆氏の論文⁶⁾に従って示すと以下の通りである。

- ・ 不公正ファイナンスの当事者となる上場企業は、マザーズ、ジャスダック、ヘラクレス等の新興市場に上場されている企業であることが多い。
- ・ 上場時においては、製造業やサービス業等実態のある業務を行っていたが、上場後、経営不振に陥り、経常赤字が連続し、資金調達に困難を来している。
- ・ 株価も低迷し、監査法人からもゴーイングコンサーンに関する注記が付けられていることが少なくない。
- ・ 第三者割当増資等を繰り返す過程で、株主構成も大幅に変わる。経営陣も実質株主の息のかかった者が送り込まれ、業務内容も「投資事業」を中心としたものに変化する。
- ・ 不公正ファイナンスを行う上場企業の監査人、公認会計士は、特定の監査法人、公認会計士であることが多く、ガバナンスに問題のあるケースが多く、大手監査法人から、特定の小規模監査法人、公認会計士に交代する事例が多い。

箱企業は、取引所に上場していることで、公開市場から調達した資金を社外に流出することを目的に悪用されることから、箱企業を悪用する経営者は、上場廃止になることを何としてでも避けようとする⁷⁾。そのためには、上場廃止にならない程度の財務内容を維持しながら、粉飾をするケースもあるという⁸⁾。企業が上場しつづけるにはいくつかの条件があるが、公認会計士の監査報告書において無限定適正意見が表明されることもひとつの条件となる。

(3) 不公正ファイナンスと偽計取引

前述のように増資した資金が直ぐに還流する行為は架空増資に該当する。しかし、架空増資に対する罰則は、虚偽登記という形式犯で摘発されてきた。法務局で法人登記の資本の額欄に虚偽の登記をしたという「電磁的公正証書原本不実記録」の軽い刑罰として適用されてきた。それは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。

しかし、近年において証券市場で株を買い占め、企業を支配して経営権を握り、場合によっては企業存続に反する経営が行われるという状況が頻発している。投資ファンドなどを引受先として第三者割当増資を行って支配権を握られ、資金が流出するケースも実例として多い。

このような状況を背景に、金融庁は2009年6月以降、特捜部と連携して架空増資に対し「偽計取引」という厳しい罰則を適用している。偽計取引とは、株価を操る目的で事実と異なる虚偽の情報を公表し、他人を欺く行為のことである。旧証券取引法では、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金であった。現在の金融商品取引法では、罰則が強化され、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科される。

架空増資に対し、偽計取引を適用した事例は、ペイントハウス社が挙げられる。増資資金の大半が直ぐに流出していたにもかかわらず、実態の伴わない資本増強を公表したことが、「偽計取引」にあたると判断された。最近増加する不公正ファイナンスに対して厳しい姿勢を示した

ものとして注目される出来事である。

2 ペイントハウス社の事例

ペイントハウス社は、1988年に神奈川県相模原市において塗装工事業を開始し、1989年にペイントハウス社として設立したジャスダックの上場企業である。1992年からリフォーム事業を手がけ、高度経済成長期に建てられた老朽化した住宅のリフォームを多く手掛けた。しかし、2000年代に入り、訪問販売から150億円投じた有店舗販売「ペンタくん」への転換でつまづき、業績が悪化することになる。

(1) ペイントハウス社の事件の経緯

経営不振に陥ったペイントハウス社は、野村証券出身で企業再生ビジネスと投資顧問業を営んでいたソブリンアセットマネジメントジャパン（以下ソブリン社）の阪中彰夫代表取締役とコンサル契約を結んでいた。ペイントハウス社から事業再生・継続等の指導援助の依頼を受けた阪中氏は、財務状況の改善のため、ペイントハウス社の株式会社UFJ銀行（当時）に対する約70億円の債務の一部免除の交渉を進めていた。しかし、これを拒まれた上、これを原因にペイントハウス社発行の130億円の転換社債についても返済が迫られた。ペイントハウス社は、株式会社UFJ銀行に約200億円を一括返済しなければならない事態に陥った。

こういったことから、株価は急落し、株式時価総額が5億円を下回った。ジャスダックの上場廃止基準によれば、株式時価総額を5億円以上に回復すること等が要件とされた。阪中氏は、ペイントハウス社の上場廃止を回避するために、第三者割当増資を行って発行済株式数を増加させることによりペイントハウス社の株式時価総額を5億円以上に回復させることを計画した。そこで阪中氏は自ら実質的に支配する投資ファンド（ロータス投資事業組合）を引受先として、ペイントハウス社に第三者割当増資をさせた。増資の資金は阪中氏がA氏から3億2000万円を借り入れ、ロータス投資事業組合へ送金したものである。2005年5月26日、ロータス投資事業組合は、27万8000株分の新株予約権を行使し、代金3億4138万円をペイントハウス社に払い込む。同日ペイントハウス社の役員は東証の適時開示情報システム（TDnet）で新株予約権の行使により資本増強がなされた旨の虚偽の事実を公表する。新株予約権行使による払込金の使途は、不採算店舗の撤廃費用（約1.5億円）と経常運転資金（約2億円）等を予定しているとしていた。

阪中氏はペイントハウス社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる。阪中氏は、2004年5月ごろからソフトウェア販売等の事業を営むサンライズ社の指導援助も行っていたが、サンライズ社は、2005年3月の中間決算で経常損失が約2億円ないし3億円となる見通しとなり、業績予想の大幅な下方修正の公表による株価下落が避け難い状況となった。阪中氏は、サンライズ社の状況報告を受け、その中間決算の粉飾を考えた。そこで、阪中氏は、ペイント社に入金される増資資金（3億4138万円）の早期回収を考えた。他方、阪中氏が実質的

に支配する特別目的会社がサンライズ社に 3 億 3512 万円の債権⁹⁾を有していたことから、阪中氏は増資の払込金を原資としてペイントハウス社にサンライズ社からソフトウェアを購入させ、その売り上げをサンライズ社の売り上げとして粉飾を行わせるとともに、サンライズ社に支払われる売買代金を原資として特別目的会社に対する債務をサンライズ社に弁済させて回収するというスキームを考え出した。

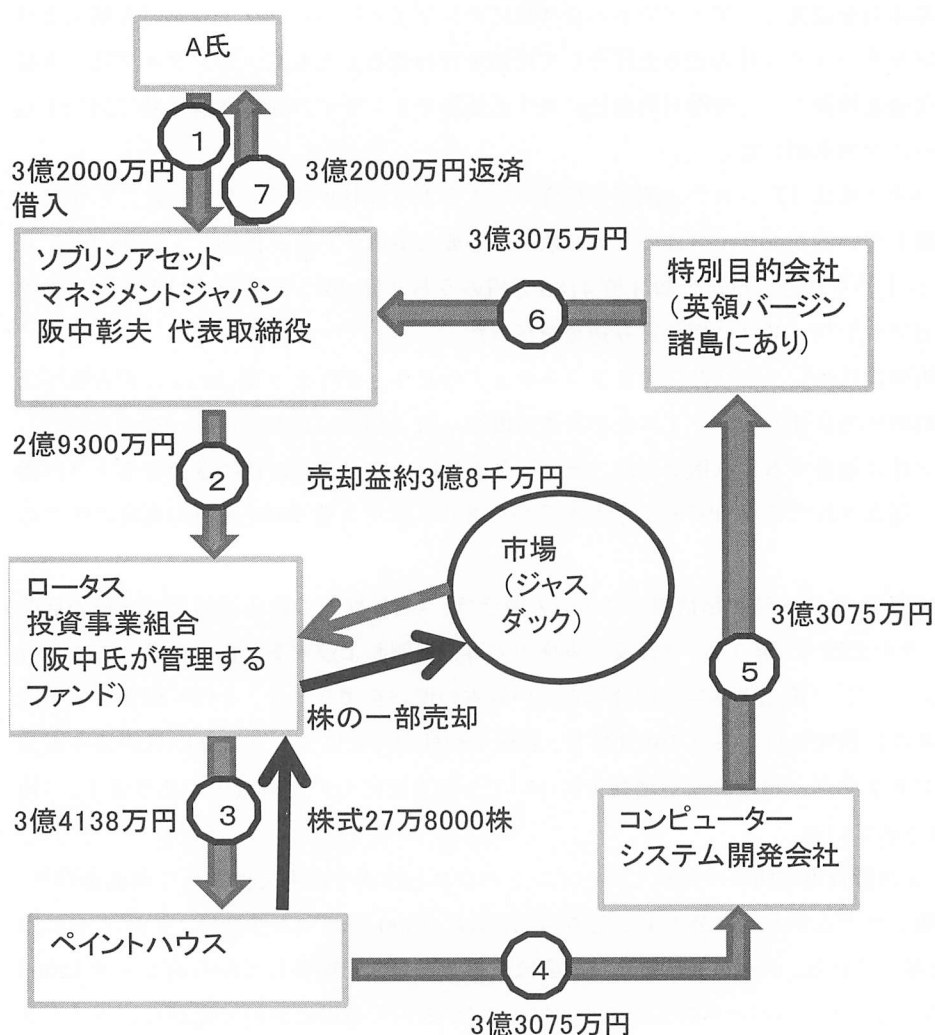
ペイントハウス社は IT システム関連の投資ができるような財政状態になかった。しかし、阪中氏が支援しているサンライズ社のために取引が必要な事情があると推測し、2005 年 5 月 27 日にペイントハウス社は払込金額 3 億 4138 万円のうち 3 億 3075 万円をソフトウェアの購入という名目でサンライズ社に振り込み送金を行った。

その後、阪中氏はサンライズ社に対しソフトウェアの売り上げ代金 3 億 3075 万円を阪中氏が支配する特別目的会社のサンライズ社に対する債権（約 3 億 3512 万円）の一部の弁済として特別目的会社へ送金するよう指示した。その送金の受領後はソブリン社へ送金するように指示を行った。送金された 3 億 3075 万円は A 氏から借り入れた 3 億 2000 万円の返済に充てられた。

2005 年 5 月 31 日の適時開示情報システムの開示は、「当社株式の時価総額及び今後の展開等について」との表題で、第 3 項「今後及び実施中の事業展開および事業計画の改善」には（8）「資本増強」として、「第三者割当て増資等を行い資本の増強を図ります。その一環として平成 17 年 5 月 26 日に新株発行により 192,365 株、新株予約権の行使により 278,000 株の資本増強が行われておりますが、現在更なる増強策についてその方法について協議中であります。（後略）」と記載されている。

一方、ロータス投資事業組合は取得したペイントハウス社株式を市場で売却して利益を得た。適時開示情報システムで虚偽の公表をした 5 月 31 日に 1590 円だった株価は、6 月 1 日には 1890 円に上昇している。ロータス投資事業組合は取得した新株を増資してから約 2 ヶ月（2005 年 6～8 月頃）でペイントハウス株式を 9 億 6179 万 5248 円で市場において売却し、ペイントハウス社の株を取得に要した 5 億 8038 万 8220 円を差し引くと約 3 億 8 千万円近い利益を得たことになる¹⁰⁾。

図2 架空増資をめぐる資金の流れ



- ①2005年5月26日A氏から借入
- ②同日ロータスに出資
- ③同日ペイントハウスに出資
- ④翌27日ソフトウェア購入代金の名目で支払い
- ⑤同日債務返済名目で返済
- ⑥同日送金
- ⑦同日A氏へ返済

(出所：朝日新聞朝刊 2009 年 6 月 25 日 39 ページと裁判資料 2010 年 (平成 22 年) 2 月 18 日東京地方裁判所刑事第 13 部判決、判例 ID 2 8 1 6 8 5 9 0、第一法規法情報総合データベース、10/11 ページを参考に筆者作成。)

(2) 2010 年（平成 22 年）2 月 18 日東京地方裁判所刑事第 13 部判決

ペイントハウス社を舞台に架空増資をしたとして、証券取引法（現：金融商品取引法）違反（偽計取引）容疑で逮捕された阪中彰夫被告に対し、東京地裁は 2010 年 2 月 18 日、懲役 2 年 6 月、執行猶予 4 年、罰金 400 万円、追徴金 3 億 147 万円の有罪判決を言い渡した。

適時開示情報システムによる開示について判決は次のように述べている。「本件開示を一般の投資家が閲覧した場合、本件スキームにより内容も定まっていないソフトウェア売買代金の名目で払込金が反対給付もなく直ちに社外に流出することなどはおおよそ想定できず、発行された新株券 27 万 8000 株分の増資によって同社の資産取得や費用支払等に使用される相応の資金の確保が図られたと認識するのが通常と考えられる（ちなみに、前提事実（2）の 5 月 6 日付け開示と併せて閲覧すれば、払込金は不採算店舗の撤退費用や形状運転資金等に充てられるものとするのが通常と思われる。）。¹¹⁾」適時開示情報システムによる開示内容を吟味し、一般投資家の立場に立って情報を読み取った場合、阪中氏の考えたスキームを想定できないことが指摘されている。その結果小括において次のように判断している。「外観上はその払込金の流出を資産取得のための支払であるように偽装した上、5 月 26 日開示においては、本件増資がなされた旨、5 月 31 日開示においては本件増資により資本増強が行われている旨、それぞれ公表して 27 万 8000 株の増資によって A 社に資産取得や費用支払等に使用される相応の資金の確保が図られたかのような錯誤を生じさせる事実を公表したものであるから、本件開示は、虚偽の事実を公表して『偽計』を用いたことに当たる。¹²⁾」適時開示情報システムによる開示内容が偽計であったと判断した。さらに「自分自身とその指導援助する会社の利益を図るための身勝手な犯行であって動機に酌量の余地は乏しく、手口は狡猾、巧妙であり、TDnet による会社情報の適時開示制度を悪用し、公正で自由な証券市場に脅威を与えた態様も悪質である。¹³⁾」とされた。しかし「本件犯行は、増資払込金の流失を秘し、そうしたことがないかのような開示を行わせた点に虚偽があるのであり、積極的に虚偽を作出する開示を行った事案などに比べると、犯情はやや軽い。¹⁴⁾」とされた。

過去の架空増資事件は、虚偽の登記をしたとする虚偽の登記をしたとする電磁的公正証書原本不実記録罪に問うのが通例であったが、判決は追徴金を課す偽計取引罪の初適用を認めた。ただし追徴金は、検察側が求刑した約 9 億 6000 万円ではなく、株売却総額から取得代金などを差し引いた 3 億 147 万円であった。

東京高裁では 2010 年 2 月 18 日に控訴棄却となった。最高裁では 2011 年 3 月 23 日に上告棄却となった。

(3) 監査法人の処分

当時、ペイントハウス社の監査を行っていたのは監査法人ウィングパートナーズであった。ウィングパートナーズは 2007 年 2 月に設立され、2009 年 9 月に解散している。他の監査法人が監査契約を解除したクライアントと契約することが多かった。ペイントハウス社以外にも上

場廃止をするような企業の監査を担当していた。2009 年 7 月に金融庁は業務停止 1 ヶ月で処分している。

（４）ペイントハウス社の事件を不公正ファイナンスの特徴に照らして

1 でも示した通り、不公正ファイナンスは、実態が不透明で反社会的勢力の関与も懸念される投資会社やファンドなどやそのグループ企業などを割当先として増資し、調達した資金がすぐに社外流出するファイナンスのことをいう。ペイントハウス社も同様に阪中氏が管理するロータス投資事業組合を割当先として、第三者割当増資を実施した。第三者割当増資を実施した日の翌日にソフトウェアの購入を名目としてサンライズ社に増資資金が流れ、債務の返済を名目にして特別目的会社にさらに増資資金が流れ、最後に阪中氏が代表取締役を務めるソブリン社に帰ってくる。

さらに、上場企業の株式を取得した割当先の第三者は、資本増強という名目等で上場企業の株価を上昇させ、上場企業の株式を証券市場で売却し、多額の売却差益を取得する。ペイントハウス社において、新株予約権行使による払込金の使途は、不採算店舗の撤廃費用（約 1.5 億円）と経常運転資金（約 2 億円）等を予定していると適時開示情報システムで開示がなされた。しかし、増資資金は、不採算店舗の撤廃費用（約 1.5 億円）と経常運転資金（約 2 億円）等には使用されずソフトウェアの購入に使用されたのである。ソフトウェアはペイントハウス社にとって特に必要のないものであった。適時開示情報システムで虚偽の情報を開示することで、5 月 31 日に 1590 円だった株価は、6 月 1 日には 1890 円に上昇している。ロータス投資事業組合は取得した新株を増資してからわずか約 2 ヶ月（2005 年 6～8 月頃）でペイントハウス株式をすべて市場で売却し、3 億 8 千万円近い利益を得ている。増資資金 3 億円程度を還流させ、さらに株価の上昇によって 3 億 8 千万円近い利益を得た。まさに発行市場と流通市場を悪用して、虚偽の情報を発信し、市場において株主・投資家を騙している。

不公正ファイナンスでは箱企業が悪用されるケースが多いとされるが、ペイントハウス社も 50 億円投じた有店舗販売「ペンタくん」への転換でつまずき、業績が悪化し、業績悪化を改善するのではなく、不必要なソフトウェアへの投資が行われることになる。本業がおろそかにされることになる。ソフトウェアの会社で登場するサンライズ社も箱企業であったと考えられる。阪中氏の指導でサンライズ社は架空の売り上げを計上し、さらに売り上げ代金は阪中氏が支配する特別目的会社への債務の返済に充てられるのである。

1 で述べた細かい不公正ファイナンスの特徴にてらしてもペイントハウス社はそのほとんどが当てはまる。不公正ファイナンスの当事者となる上場企業は、マザーズ、ジャスダック、ヘラクレス等の新興市場に上場されている企業であることが多いとされるが、ペイントハウス社はジャスダックの上場企業であった。上場時においては、製造業やサービス業等実態のある業務を行っていたが、上場後、経営不振に陥り、経常赤字が連続し、資金調達に困難を来しているとされるが、ペイントハウス社も 50 億円投じた有店舗販売「ペンタくん」への転換でつま

ずき、業績が悪化することになる。第三者割当増資等を繰り返す過程で、株主構成も大幅に変わり、経営陣も実質株主の息のかかった者が送り込まれ、業務内容も「投資事業」を中心としたものに変化するとされるが、ペイントハウス社では阪中氏の指導でロータス投資事業組合を割当先として増資がなされ、不必要なソフトウェアの購入がなされる。不公正ファイナンスを行う上場企業の監査人、公認会計士は、特定の監査法人、公認会計士であることが多く、ガバナンスに問題のあるケースが多く、大手監査法人から、特定の小規模監査法人、公認会計士に交代する事例が多いとされるが、ペイントハウス社の監査法人はウィングパートナーズで、上場廃止企業を多く扱う、現在では存在しない監査法人であった。

おわりに

不公正ファイナンスは、証券市場において調達した資金を不当に社外流出させることなどを目的とした詐欺的行為であり、発行市場では第三者割当増資や新株予約権の割当などの手口で行われるため、東京証券取引所では 2009 年に第三者割当をめぐる上場関係規制を改正するなどして、問題となっている。また、流通市場では、風説の流布や株価の操作やインサイダー取引や有価証券報告書虚偽記載などを複合的に誘発する恐れがあり、それらに対応する規制は緊急の課題となっている。本論文では、まず 1 において不公正ファイナンスの定義と特徴をまとめ、2 において偽計取引が初めて適用されたペイントハウス社の事例を分析し、不公正ファイナンスの特徴をペイントハウス社の事例をとおして考察した。

ペイントハウス社の事例は、証券等監視委員会が東京地検特捜部に阪中氏を証券取引法（現・金融商品取引法）違反（偽計）の疑いで告発したことがきっかけで問題が発覚する。証券等監視委員会は阪中氏がペイントハウス社の株価をつり上げて多額の株式売却益を得るために架空増資を主導したと認定した¹⁵⁾。このようにペイントハウス社の事例は 2006 年 7 月に上場廃止し 2009 年に業務停止、2010 年に破産宣告がなされ、倒産寸前の 2009 年 7 月に告発がなされたものである。ペイントハウス社で起きている実態は、現在上場している企業でも起こっている¹⁶⁾。しかし、証券等監視委員会の調査が入っても告発まで至っていないケースがある。不公正ファイナンスによる企業の倒産を防止するためにも不公正ファイナンス防止のための対応策（規制）が必要である。

注

- 1) 佐々木清隆（2010 年）、「不公正ファイナンスへの対応（その 1）：不公正ファイナンスの特徴」『月刊日本行政』No. 450 日本行政書士会連合会、8 ページ。
- 2) 丸山顕義「不公正ファイナンスへの証券取引等監視委員会の取組み～ファンドを用いた不公正ファイナンスを中心に～」、第 5 回明治大学大学院学術セミナー報告資料、<http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20121027-1.pdf> (2013 年 5 月 18 日アクセス)、2012 年 10 月 27 日 10～12 ページ。
- 3) 同上 10～12 ページ。
- 4) 佐々木清隆、前掲論文、8～9 ページ。

- 5) 同上論文、8~9 ページ。
- 6) 同上論文、8~9 ページ。
- 7) 同上論文、10 ページ。
- 8) 同上論文、10 ページ。
- 9) もともとは株式会社あおぞら銀行のサンライズ社に対する債権であったが、特別目的会社が 2004 年 3 月にあおぞら銀行から 1 億円で買い取った債権である。
- 10) ロータス投資事業組合は、ペイントハウス社の株式を新株予約権の行使による 278,000 株の取得の他に DES によって 192,365 株を取得している。よって合計 470,365 株を取得したことになる。470,365 株を約 2 ヶ月（2005 年 6~8 月頃）ですべて市場において売却している。これらの株式を取得に要した費用は、278,000 株については、新株予約権取得のために 278 万円、新株予約権の行使による払込金として 3 億 4138 万 4000 円の合計金額である 3 億 4416 万 4000 円と計算した。192,365 株はソブリン社のペイントハウス社に対する 2 億 3622 万 4220 円の債券を DES 分に当てていることから計算した。よって、両者の合計 5 億 8038 万 8220 円をペイントハウス社の株式を取得に要した費用として計算した。
- 11) 2010 年（平成 22 年）2 月 18 日東京地方裁判所刑事第 13 部判決、判例 ID 2 8 1 6 8 5 9 0、第一法規法情報総合データベース、6/11 ページ。
- 12) 同上判例、7/11 ページ。
- 13) 同上判例、11/11 ページ。
- 14) 同上判例、11/11 ページ。
- 15) 2009 年 7 月 15 日朝日新聞朝刊 33 ページ。
- 16) 野中郁江（2011 年）「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件－問われる証券市場規制の機能まひ－」『経済』No189 新日本出版社、124~135 ページ、「ファンド規制の現状と課題－昭和ゴム事件を事例として－」『Meiji University ISS Global Research Project Research Papers Series』No.1、2012 年 9 月、7~16 ページ。

【参考文献】

- ・ 岸田雅雄監修（2010 年）、『注釈金融商品取引法』社団法人金融財政事情研究会
- ・ 門脇徹雄・ベンチャーファイナンス研究会（2011）『事例検証上場ベンチャー企業の粉飾・不公正ファイナンス』、中央経済社
- ・ 北健一（2010 年）、「ファンドは事業会社は何をもたらすか」『経済』No182、新日本出版社
- ・ 佐々木清隆（2010 年）、「不公正ファイナンスへの対応（その 1）：不公正ファイナンスの特徴」『月刊日本行政』No. 450 日本行政書士会連合会
- ・ 佐々木清隆（2010 年）、「不公正ファイナンスへの対応（その 2）：監視委としての指摘及び関係機関との連携」『会計・監査ジャーナル』No.659
- ・ 高橋篤史（2008 年）、『粉飾の論理』東洋経済新報社
- ・ 野中郁江（2011 年）「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件－問われる証券市場規制の機能まひ－」『経済』No189 新日本出版社
- ・ 野中郁江（2012 年）「ファンド規制の現状と課題－昭和ゴム事件を事例として－」『Meiji University ISS Global Research Project Research Papers Series』No.1
- ・ 丸山顕義（2012 年）「不公正ファイナンスへの証券取引等監視委員会の取組み～ファンドを用いた不公正ファイナンスを中心に～」、第 5 回明治大学大学院学術セミナー報告資料、<http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20121027-1.pdf>（2013 年 5 月 18 日アクセス）、

【参考判例】

- ・ 2010 年（平成 22 年）2 月 18 日東京地方裁判所刑事第 13 部判決、判例 ID 2 8 1 6 8 5 9 0、第一法規法情報総合データベース

【参考新聞記事】

- ・ 朝日新聞朝刊 2009 年 6 月 25 日 39 ページ
- ・ 朝日新聞朝刊 2009 年 7 月 15 日 33 ページ

【研究ノート】

三重県における長寿地域とその環境要因について

梅澤 眞樹子・駒田 亜衣

はじめに

わが国の平均寿命は男性 79.59 歳、女性 86.35 歳（平成 22 年）と長らく世界最長寿国となっている¹⁾。この平均寿命の延長には、乳児死亡率の減少、感染症治療の進歩、国民皆保険制度などが大きく寄与していると考えられるが、65 歳以上の四大死因（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患、肺炎）のうち、脳血管疾患、心疾患などの循環器系疾患の予防効果として、高血圧の有効な治療薬の登場や食塩制限のキャンペーンが大きな成果をあげたといわれている。糖尿病も平均寿命を短縮する要因であり、早期治療の重要性が指摘されているが、今後の平均寿命の延長には生活習慣病の予防が最も重要な課題と考えられている²⁾。近年、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間として健康寿命が定義され、平均寿命と健康寿命との差を短縮することで、個人の生活の質の低下の予防とともに社会保障負担の軽減も期待できるとして注目されている³⁾。

長寿の里として知られた山梨県上野原町の桐原村は、自給自足の五穀と山の斜面を上がり下がりする労働が健康と長寿を生んでいたが、食生活の近代化と筋肉労働の極端な減少が今日の短命化をもたらしたとされる⁴⁾⁵⁾。三重県にも旧くは海女の集落として知られている旧石鏡村、旧相差村、旧国崎村は陸の孤島とも呼ばれ、長寿者が多く、米がとれないので畑作のサツマイモ、麦を主食として大豆、ごま、野菜をたくさん作って食べていたと報告されている⁶⁾。

三重県における平成 17 年の男性の平均寿命は 78.9 歳（全国平均 78.79 歳で 20 位）であり、市町別にみると津市の 79.5 歳から南伊勢町の 77.8 歳まで分布している。一方、女性は 85.58 歳であり、市町別にみると菰野町の 86.3 歳から尾鷲市の 84.7 歳まで分布しており、男女とも地域較差が認められる⁷⁾。

三重県は南北の長さは約 180 km、東西の幅は 108 km と非常に細長い形をしている。北は養老山地と木曽三川を境に岐阜や愛知と接しており、東は伊勢平野が広がり、海岸にはリアス式海岸があり、伊勢湾と熊野灘が開けている。西は鈴鹿山脈、信楽山地、紀伊山地を隔てて隣県と接し、布引山地の西側には上野盆地が広がる。南は熊野川を境に和歌山県と接している。地形と同様に気候もさまざまであり、北部の冬は乾燥した晴天の日が多いものの県内で積雪が多い地域であり、中部・伊勢志摩の平野部は温和な気候であるが中南部は豪雨に見舞われることもある。伊賀は暑さ寒さが厳しく雨の少ない地域であり、東紀州は非常に温暖な地域であり全国的にも多雨地域である。このように三重県は地形や気候がさまざまで地域の特徴が著しい⁸⁾。

それぞれの個人の健康状態は、性、年齢、遺伝などの生物学的要因と一般生活における行動

様式や地域・社会の環境要因が交絡して発現される。三重県の地域独特の地形や気候、経済・産業などの環境要因の大きな違いはライフスタイルに影響し、それが寿命の長さにも繋がると考えられる。そこで、本研究は三重県の長寿者の多い地域を検索し、そこで見出される生活習慣の特徴の中から健康長寿の要因を示唆する手がかりを得ることを目的としたものである。

I 研究方法

1 対象地域の分類

三重県の市町ごとの統計資料を三重県保健医療計画に定められた2次保健医療圏の地域区分をもとに、北勢地域（いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市）、中勢地域（津市、松阪市、明和町、多気町、大台町）、伊賀地域（伊賀市、名張市）、南勢地域（伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町）、東紀州地域（紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）の5つの区域に分類し比較検討した。

2 長寿者の検索と生活状況の検討

三重県における長寿者の多い地域を検索するために65歳以上の老人人口のうち90歳以上の人口の割合を求め、さらに高齢者の多い地域の就業率や三大死因の特徴を検討するために、三重県が報告した平成17年および平成22年度の統計データを用いた。

3 アンケート調査による生活習慣および身体状況の検討

平成23年度に行われた三重県民健康栄養調査資料を用いて、65歳以上を対象とした生活習慣の特徴を地域別に検討した。生活習慣の内容には、運動習慣、日々の食品および栄養の摂取状態を含んでいる。さらに身体状況については、血圧、血中のHbA1c、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪の測定値の情報が含まれている。

なお、今回検討に用いた資料は、すでに公表された資料であり、倫理面での問題はないと考える。

4 統計処理

65歳以上人口のうち90歳以上人口の比率および三大死因の比率の地域別比較には χ^2 検定を、食品摂取量、栄養素摂取量、身体状況の検査結果の地域別比較には対応のないt検定を用い、有意水準は5%未満とした。またSPSS14.0 for windowsを解析ソフトウェアとして使用した。

表1-1 三重県における市町別老人人口の割合

地域 名	市 町 名	三重県人口（人）			老 人 人 口							
					65歳以上の割合 (%)				65歳以上に対する 90歳以上の割合 (%)			
		総 数	男 性	女 性	男 性 順位	女 性 順位	男 性 順位	女 性 順位	男 性 順位	女 性 順位	男 性 順位	女 性 順位
	総 数	1,854,724	903,398	951,326	21.3	26.8	2.32	6.47				
北勢 地域	いなべ市	45,684	23,048	22,636	19.4	22	25.6	19	2.41	17	7.19	10
	桑 名 市	140,290	68,914	71,376	19.0	24	23.6	25	2.01	23	6.09	23
	木曽岬町	6,855	3,430	3,425	20.8	19	25.6	18	2.10	21	7.18	11
	東 員 町	25,661	12,524	13,137	19.4	23	21.8	26	1.61	29	6.43	19
	朝 日 町	9,626	4,804	4,822	16.6	28	19.9	29	2.39	18	5.93	25
	川 越 町	14,003	7,098	6,905	15.0	29	20.6	28	1.98	24	6.53	16
	菰 野 町	39,978	19,424	20,554	20.0	21	25.2	21	2.27	20	7.48	7
	四日市市	307,766	152,580	155,186	19.0	25	23.6	24	1.86	26	5.44	29
	鈴 鹿 市	199,293	99,925	99,368	17.3	27	21.3	27	1.92	25	5.66	28
	亀 山 市	51,023	25,904	25,119	18.6	26	24.5	22	2.47	15	6.92	13
中勢 地域	津 市	285,746	138,643	147,103	21.7	17	27.1	16	2.41	16	6.72	15
	松 阪 市	168,017	80,960	87,057	21.8	16	27.4	15	2.71	10	6.87	14
	明 和 町	22,833	10,865	11,968	22.4	15	27.1	17	2.59	12	7.35	8
	多 気 町	15,438	7,508	7,930	24.2	11	32.8	10	3.75	4	8.84	2
	大 台 町	10,416	4,862	5,554	32.0	4	38.4	6	4.31	1	8.15	4
伊賀 地域	伊 賀 市	97,207	47,158	50,049	23.5	13	31.3	12	2.61	11	7.07	12
	名 張 市	80,284	38,438	41,846	20.8	18	24.0	23	1.74	28	5.71	26
南勢 地域	伊 勢 市	130,271	61,482	68,789	22.8	14	28.6	14	2.31	19	6.33	20
	玉 城 町	15,297	7,347	7,950	20.0	20	25.2	20	1.84	27	7.88	6
	度 会 町	8,692	4,158	4,534	23.7	12	30.5	13	3.25	6	5.94	24
	大 紀 町	9,846	4,610	5,236	35.7	2	43.6	2	3.83	3	8.37	3
	鳥 羽 市	21,435	10,086	11,349	25.5	9	33.5	9	2.49	14	5.68	27
	志 摩 市	54,694	25,383	29,311	28.8	8	35.1	8	2.09	22	6.47	18
	南伊勢町	14,791	6,922	7,869	38.3	1	47.5	1	2.57	13	6.29	21
東 紀州 地域	紀 北 町	18,611	8,829	9,782	31.7	5	40.7	4	3.47	5	8.04	5
	尾 鷲 市	20,033	9,353	10,680	32.6	3	38.9	5	2.72	9	6.14	22
	熊 野 市	19,662	9,255	10,407	31.5	6	41.6	3	2.81	7	7.34	9
	御 浜 町	9,376	4,347	5,029	29.5	7	37.2	7	4.06	2	9.79	1
	紀 宝 町	11,896	5,541	6,355	25.0	10	31.4	11	2.75	8	6.52	17

表1-2 三重県における地域別老人人口の割合

地域名	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	老人人口				
				65歳以上の割合(%)		65歳以上に対する90歳以上の割合(%)		
				男性	女性	男性	女性	地域間の比較
北勢地域	840,179	417,651	422,528	18.6	23.2	1.99	5.97	男性： $p<.01$ vs 中勢、南勢、東紀州地域、 $p<.05$ vs 伊賀地域 女性： $p<.01$ vs 中勢、伊賀、南勢、東紀州地域
中勢地域	502,450	242,838	259,612	22.0	27.6	2.62	6.92	男性： $p<.01$ vs 伊賀、東紀州地域、 $p<.05$ vs 南勢地域 女性： $p<.01$ vs 南勢地域、 $p<.05$ vs 伊賀、東紀州地域
伊賀地域	177,491	85,596	91,895	22.3	28.0	2.24	6.53	男・女性： $p<.01$ vs 東紀州地域
南勢地域	255,026	119,988	135,038	25.6	32.0	2.38	6.47	男・女性： $p<.01$ vs 東紀州地域
東紀州地域	79,578	37,325	42,253	30.6	38.7	3.08	7.38	

II 研究結果

1 長寿者地域の検索

三重県の市町における平成22年の老人人口（65歳以上）の割合を表1-1に示し、さらに地域別に比較したものを表1-2に示した。

65歳以上の高齢者の割合は南勢地域の南伊勢町と大紀町が男性女性ともに最も高く、一方、北勢地域の朝日町と川越町が男性女性ともに最も低く、北部から南部地域にむかうほど高齢化の率は高くなっている。

65歳以上のうち90歳以上の長寿者の割合は、男性女性とも大台町、御浜町、大紀町、多気町、紀北町が上位5町を占めた。地域別にみると、東紀州地域は他の4地域より長寿者の割合は有意に高く、逆に北勢地域は他の4地域より長寿者の割合は有意に低かった。中勢地域は東紀州地域より長寿者の割合は有意に低い、北勢地域よりは有意に高かった。伊賀地域と南勢地域には長寿者の割合に有意な差はなく、ともに中勢地域より低い、北勢地域よりは有意に高かった。5つの地域間の違いは男性女性とも同じ傾向にあった。

2 就業状況

三重県の各市町における平成17年度における高齢者就業率（65歳以上の人口に対する65歳以上の就業者の割合）と農業就業率（生産年齢人口：15～64才人口に対する農業就業人口の割合）との関連性をみるための散布図を図1-1に示した。両者の相関係数は0.695で正の有意な相関が認められ、高齢者就業率が高いほど農業就業率が高いことが認められた。漁業就業率と高齢者就業率の間には有意な相関は認められなかった。また各市町における65歳以上の人口のうち90歳以上の人口の割合と農業就業率との関連性をみるための散布図を図1-2に示した。両者の相関係数は0.581で有意な正の相関が認められ、90歳以上の人口の割合が高いほど農業就業率が高いことが認められた。

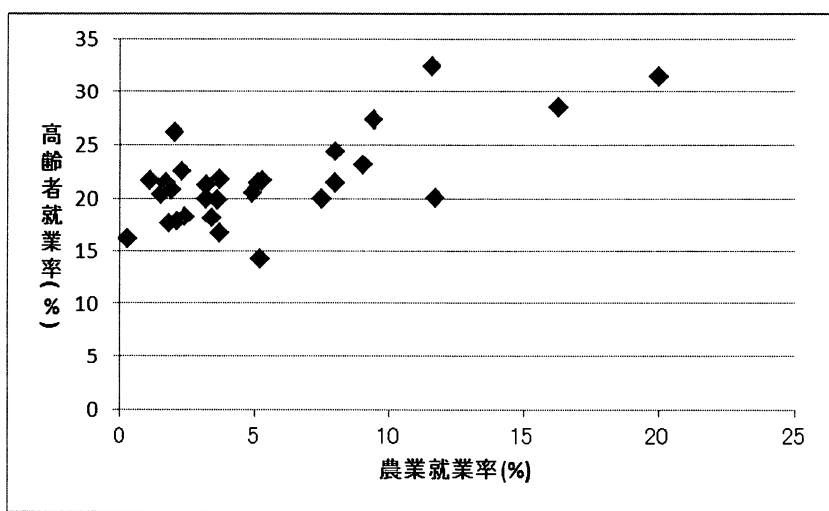


図 1-1 高齢者就業率と農業就業率 (◆は各市町を示す)

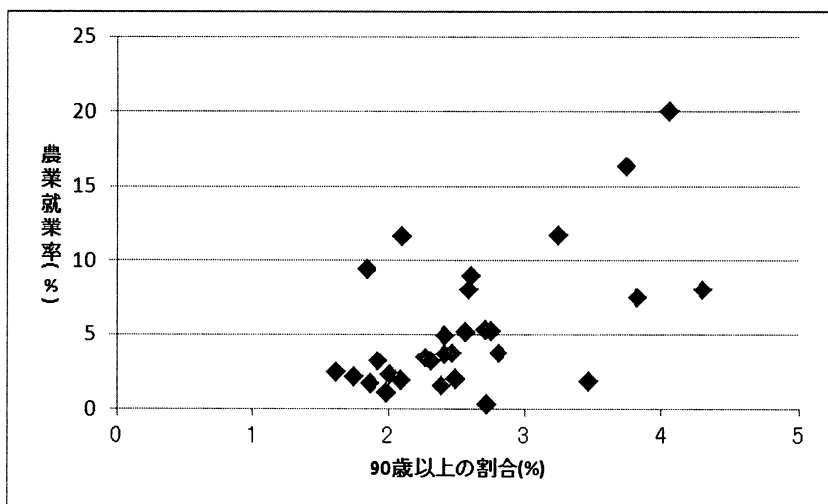


図 1-2 90歳以上の割合と農業就業率 (◆は各市町を示す)

3 市町別の死因の特徴

平成 22 年度の三重県の各市町および地域別の三大死因による死亡者の割合を表 2-1, 表 2-2 に示した。死因の割合として最も高い悪性新生物での死亡率は、中勢、南勢、東紀州地域が北勢、伊賀地域より有意に低く、長寿者の割合の多い大台町や御浜町が含まれており、死亡率の高い北勢、伊賀地域は長寿者の割合の低い東員町、四日市市、鈴鹿市、名張市などが含まれている。心疾患での死亡率は、南勢地域が他の地域より有意に高く、特に鳥羽市や南伊勢町では高かったが、長寿者の多い大紀町の割合は低かった。脳血管疾患での死亡率は伊賀地域が最も低く、中勢、東紀州地域の割合は高く長寿者の多い明和町や紀北町が高かった。

表2-1 三重県における市町別三大死因の割合

地域名	市 町 名	死亡者数 (人)	悪性新生物 (%)*1	心疾患 (%)*2	脳血管疾患 (%)*3
三 重 県		18,691	27.1	15.5	10.2
北勢地域	いなべ市	538	25.8	15.4	11.0
	桑 名 市	1,199	28.6	15.9	11.4
	木曽岬町	64	42.2	10.9	7.8
	東 員 町	206	29.6	16.5	8.3
	朝 日 町	84	35.7	19.0	10.7
	川 越 町	105	27.6	13.3	10.5
	菰 野 町	369	28.7	13.6	9.8
	四日市市	2,764	28.7	16.7	9.6
	鈴 鹿 市	1,585	28.2	13.4	10.7
中勢地域	亀 山 市	470	27.0	13.0	9.4
	津 市	2,892	25.5	15.2	11.3
	松 阪 市	1,756	25.2	14.7	9.6
	明 和 町	220	26.8	15.5	13.6
	多 気 町	176	27.3	11.9	11.9
伊賀地域	大 台 町	144	22.9	19.4	9.7
	伊 賀 市	1,124	27.1	16.2	7.8
南勢地域	名 張 市	687	29.8	13.4	9.6
	伊 勢 市	1,348	26.8	16.4	9.5
	玉 城 町	147	27.9	16.3	8.8
	度 会 町	101	22.8	17.8	11.9
	大 紀 町	157	28.0	10.8	9.6
	鳥 羽 市	283	24.7	20.8	12.0
	志 摩 市	760	27.9	16.8	9.3
東紀州地域	南伊勢町	275	22.2	20.7	9.5
	紀 北 町	290	27.6	15.2	13.4
	尾 鷲 市	322	25.8	15.5	11.2
	熊 野 市	306	23.9	14.4	10.1
	御 浜 町	170	22.9	14.7	7.6
	紀 宝 町	149	26.8	12.1	10.7

*1 悪性新生物による死亡者数÷市町別死亡者数×100

*2 心疾患による死亡者数÷市町別死亡者数×100

*3 脳血管疾患による死亡者数÷市町別死亡者数×100

表2-2 三重県における地域別三大死因の割合

地 域 名	死亡者数 (人)	死 亡 者 数 (%)			
		悪 性 新 生 物	心 疾 患	脳 血 管 疾 患	その他
北勢地域	7,384	2102 (28.5)	1130 (15.3)	753 (10.2)	3399 (46.0)
中勢地域	5,188	1319 (25.4)	781 (15.1)	561 (10.8)	2527 (48.7)
伊賀地域	1,811	510 (28.2)	274 (15.1)	154 (8.5)	873 (48.2)
南勢地域	3,071	812 (26.4)	524 (17.1)	299 (9.7)	1436 (46.8)
東紀州地域	1,237	315 (25.5)	181 (14.6)	135 (10.9)	606 (49.0)
北勢地域	p<.01 vs 中勢地域 p<.05 vs 南勢、東紀州地域				
中勢地域	p<.05 vs 伊賀地域				
伊賀地域	p<.05 vs 南勢地域				
南勢地域	p<.01 vs 伊賀地域				
東紀州地域	p<.05 vs 東紀州地域				
	p<.05 vs 南勢地域				

4 地域別の生活習慣の特徴

(1) 調査対象者

調査対象者は65～69歳108人、70～79歳181人、80～89歳112人、90歳以上10人であり、性、年齢、地域を表3に示した。

表3 アンケート回答者の属性

地 域	男 性		女 性	
	n	年齢平均値	n	年齢平均値
北 勢	60	72.9 ± 6.1	76	75.4 ± 7.4
中 勢	61	74.3 ± 6.8	63	75.3 ± 7.3
伊 賀	23	77.9 ± 6.7	25	77.5 ± 5.2
南 勢	27	72.9 ± 5.7	33	74.4 ± 8.1
東紀州	18	78.0 ± 7.0	25	77.2 ± 7.0

(2) 食品群および栄養の摂取状況

各地域の食品群別摂取状況を表4に示した。主な炭水化物源である「ご飯」の摂取量は、男性女性とも伊賀地域で最も多く、北勢、中勢の北部地域より南勢、伊賀、東紀州の南部地域が多い傾向にあった。一方、パンなど「小麦粉を含むその他の穀類」は男性女性とも伊賀地域の摂取量は低かった。また伊賀地方では「いも類」の摂取量が特に多かった。「豆類」の摂取量は、北勢、中勢の北部地域が、南部地域より多い傾向にあった。「緑黄色野菜」の摂取量は男性女性

表4 三重県における地域別食品摂取状況

食 品 群	地域名	男 性			女 性		
		n	1日の摂取量	他地域との 比較	n	1日の摂取量	他地域との 比較
			平均値 (g)			平均値 (g)	
ご は ん	北 勢	60	370.2 ± 168.0	p<.05 vs 南勢	76	292.2 ± 120.8	p<.01 vs 南勢
	中 勢	61	388.9 ± 160.0	p<.01 vs 伊賀	63	290.4 ± 132.6	p<.01 vs 伊賀
	伊 賀	23	492.4 ± 154.6	p<.01 vs 北勢	25	407.1 ± 128.0	p<.01 vs 北勢
	南 勢	27	479.6 ± 211.6	p<.05 vs 中勢	33	361.6 ± 127.9	p<.05 vs 中勢
	東紀州	18	414.7 ± 143.6		25	331.4 ± 130.4	p<.05 vs 伊賀
その他の穀類	北 勢	60	98.0 ± 91.0	p<.05 vs 伊賀	76	86.4 ± 84.2	
	中 勢	61	100.5 ± 105.9	p<.05 vs 伊賀	63	95.9 ± 101.6	p<.05 vs 東紀州
	伊 賀	23	45.6 ± 83.7		25	49.0 ± 124.7	
	南 勢	27	98.8 ± 115.3		33	66.6 ± 88.3	
	東紀州	18	75.9 ± 79.9	p<.05 vs 伊賀	25	55.3 ± 70.0	
い も 類	北 勢	60	52.1 ± 67.8	p<.05 vs 伊賀	76	48.7 ± 54.1	p<.05 vs 伊賀
	中 勢	61	58.0 ± 79.8		63	68.3 ± 87.8	
	伊 賀	23	99.8 ± 103.2		25	84.6 ± 84.1	
	南 勢	27	50.1 ± 74.0		33	79.1 ± 99.0	
	東紀州	18	47.1 ± 79.6		25	78.0 ± 100.4	
砂糖・甘味料類	北 勢	60	8.6 ± 9.4		76	6.6 ± 6.6	
	中 勢	61	7.8 ± 8.3		63	8.8 ± 8.6	
	伊 賀	23	6.5 ± 5.3		25	8.7 ± 7.8	
	南 勢	27	9.1 ± 7.4		33	7.8 ± 5.9	
	東紀州	18	7.2 ± 9.5		25	5.8 ± 8.1	
豆 類	北 勢	60	71.8 ± 72.2	p<.05 vs 南勢	76	54.1 ± 60.6	
	中 勢	61	65.2 ± 64.3		63	68.4 ± 74.3	
	伊 賀	23	53.2 ± 58.4		25	53.8 ± 69.2	
	南 勢	27	39.8 ± 56.3		33	51.2 ± 56.4	
	東紀州	18	46.5 ± 54.6		25	45.5 ± 52.6	
種 実 類	北 勢	60	4.1 ± 10.7		76	3.0 ± 9.1	
	中 勢	61	2.5 ± 4.6	p<.05 vs 東紀州	63	3.4 ± 6.3	p<.05 vs 東紀州
	伊 賀	23	2.2 ± 6.4		25	2.0 ± 6.1	
	南 勢	27	6.4 ± 16.9		33	5.9 ± 17.2	
	東紀州	18	0.3 ± 0.9		25	1.1 ± 2.8	
緑黄色野菜	北 勢	60	102.3 ± 100.3	p<.05 vs 中勢	76	94.5 ± 96.5	
	中 勢	61	139.8 ± 112.2	p<.01 vs 東紀州	63	136.4 ± 107.1	p<.01 vs 南勢
	伊 賀	23	104.4 ± 80.7		25	81.6 ± 70.8	p<.01 vs 中勢
	南 勢	27	92.7 ± 85.2		33	68.4 ± 73.7	
	東紀州	18	64.5 ± 59.7		25	84.9 ± 88.7	p<.05 vs 中勢
その他の野菜	北 勢	60	170.8 ± 126.4		76	139.9 ± 108.9	
	中 勢	61	185.2 ± 115.6	p<.05 vs 東紀州	63	173.7 ± 105.8	
	伊 賀	23	227.6 ± 189.4		25	223.1 ± 194.9	p<.05 vs 南勢
	南 勢	27	171.2 ± 72.3	p<.05 vs 東紀州	33	133.4 ± 89.1	
	東紀州	18	116.9 ± 103.4		25	143.0 ± 118.1	
漬 物	北 勢	60	20.3 ± 24.7		76	14.2 ± 19.8	p<.05 vs 南勢
	中 勢	61	14.5 ± 21.4	p<.01 vs 南勢	63	14.7 ± 25.4	p<.01 vs 東紀州
	伊 賀	23	25.8 ± 34.8		25	12.3 ± 18.8	p<.01 vs 東紀州
	南 勢	27	32.5 ± 40.0		33	24.8 ± 35.0	
	東紀州	18	31.3 ± 41.3		25	36.6 ± 34.3	p<.01 vs 北勢

生 果	北 勢	60	120.2 ± 134.5	p<.05 vs 中勢	76	148.4 ± 165.7	p<.05 vs 東紀州
	中 勢	61	190.5 ± 212.1		63	185.2 ± 186.1	
	伊 賀	23	159.5 ± 104.0		25	108.8 ± 102.3	
	南 勢	27	136.3 ± 168.0		33	136.3 ± 111.1	
	東紀州	18	251.5 ± 224.1		25	254.8 ± 264.2	
きのこ類	北 勢	60	19.6 ± 28.0	p<.05 vs 南勢 p<.01 vs 南勢	76	11.8 ± 18.8	p<.05 vs 中勢 p<.01 vs 南勢
	中 勢	61	22.4 ± 29.8		63	21.9 ± 32.2	
	伊 賀	23	18.5 ± 22.7		25	12.4 ± 17.4	
	南 勢	27	9.0 ± 15.0		33	8.2 ± 14.9	
	東紀州	18	11.5 ± 15.7		25	11.8 ± 15.7	
海藻類	北 勢	60	12.4 ± 24.6	p<.05 vs 南勢 p<.05 vs 中勢 p<.05 vs 伊賀 p<.05 vs 南勢	76	10.0 ± 13.7	p<.05 vs 南勢 p<.05 vs 南勢 p<.05 vs 北中勢 p<.01 vs 伊賀 p<.05 vs 南勢
	中 勢	61	11.5 ± 17.3		63	12.7 ± 21.1	
	伊 賀	23	6.0 ± 7.8		25	5.4 ± 8.5	
	南 勢	27	34.0 ± 53.4		33	36.4 ± 62.6	
	東紀州	18	8.0 ± 8.8		25	9.8 ± 12.8	
全魚介類	北 勢	60	97.7 ± 78.0	p<.05 vs 南勢	76	89.5 ± 61.1	p<.05 vs 南勢
	中 勢	61	122.4 ± 99.1		63	92.5 ± 75.5	
	伊 賀	23	104.2 ± 87.4		25	105.9 ± 95.3	
	南 勢	27	192.3 ± 234.9		33	120.2 ± 99.8	
	東紀州	18	113.3 ± 87.0		25	111.8 ± 91.5	
肉 類	北 勢	60	53.1 ± 49.9		76	48.0 ± 45.8	p<.05 vs 東紀州
	中 勢	61	68.6 ± 64.4		63	58.9 ± 61.1	
	伊 賀	23	50.2 ± 43.4		25	49.0 ± 44.2	
	南 勢	27	52.2 ± 49.2		33	41.2 ± 46.9	
	東紀州	18	61.4 ± 93.6		25	28.9 ± 33.9	
卵 類	北 勢	60	46.3 ± 42.6	p<.05 vs 東紀州 p<.05 vs 東紀州	76	35.2 ± 31.9	p<.05 vs 伊賀 p<.05 vs 伊賀
	中 勢	61	35.1 ± 32.8		63	27.4 ± 28.9	
	伊 賀	23	28.3 ± 29.9		25	21.0 ± 25.0	
	南 勢	27	45.9 ± 35.0		33	34.9 ± 25.6	
	東紀州	18	25.0 ± 25.2		25	30.2 ± 29.5	
乳 類	北 勢	60	73.4 ± 102.6		76	96.0 ± 112.3	
	中 勢	61	90.4 ± 112.0		63	91.0 ± 118.7	
	伊 賀	23	113.6 ± 114.1		25	97.0 ± 120.0	
	南 勢	27	77.4 ± 101.5		33	92.5 ± 116.6	
	東紀州	18	80.9 ± 120.9		25	71.8 ± 110.1	
油 脂 類	北 勢	60	7.6 ± 10.1	p<.05 vs 伊賀 p<.01 vs 伊賀	76	5.3 ± 5.4	p<.05 vs 中勢 p<.05 vs 伊賀
	中 勢	61	7.3 ± 8.4		63	8.4 ± 8.6	
	伊 賀	23	3.1 ± 4.7		25	4.3 ± 6.0	
	南 勢	27	11.1 ± 18.6		33	5.6 ± 6.2	
	東紀州	18	5.8 ± 7.4		25	5.1 ± 6.6	
アルコール飲料	北 勢	60	174.8 ± 241.7		76	11.2 ± 47.4	
	中 勢	61	128.1 ± 294.8		63	8.5 ± 44.7	
	伊 賀	23	89.8 ± 157.8		25	2.2 ± 3.4	
	南 勢	27	158.2 ± 308.6		33	16.5 ± 64.2	
	東紀州	18	91.1 ± 262.9		25	21.9 ± 72.3	

とも中勢地域が特に多く、北部地域より南勢、東紀州の南部地域の摂取量が少ない傾向にあった。「その他の野菜」の摂取量は男性女性とも伊賀、中勢地域が多く、少ないのは男性では東紀州地域、女性では南勢、東紀州地域であった。「漬物」の摂取量は男性女性とも南勢や東紀州の南部地域で多く、北勢や中勢の北部地域は少なかった。「生果」の摂取量は男性女性とも東紀州地域が特に多かった。「きのこ」の摂取量は、男性では南勢、東紀州地域が少なく中勢が特に多

いが、女性では特に南勢地域が少なかった。「海草類」の摂取量は男性女性とも南勢地域の摂取量が特に多く、伊賀地域の摂取量は特に低かった。

「全魚介類」の摂取量は「海藻類」と同様に男性女性とも南勢地域が特に多く、最も少ないのが北勢地域であった。「肉類」は男性女性とも中勢地域の摂取量がやや多い傾向にあったが、男性では地域差は認められず、女性では東紀州地域が特に少なかった。「卵類」の摂取量は、男性では北勢や南勢地域が多く東紀州地域では少なかったが、女性では伊賀地域が北勢や南勢地域より少なかった。「乳類」の摂取量は男性女性とも伊賀地域がやや多い傾向にあったが、地域差は認められなかった。調味料などで使用する「油脂類」の摂取量は男性女性とも伊賀地域が少なかった。

食品の摂取量からみた主な栄養素の摂取状況について表 5 に示した。「エネルギー」は、男性では地域差は認められず、女性は中勢、伊賀地域が高く、北勢地域が最も低かった。「たんぱく質」は、男性は南勢地域が高い傾向にあったが、女性では地域差は認められなかった。「脂質」は、男性は伊賀、東紀州地域が低く、北勢、中勢、南勢地域が高いが、女性では特に中勢地域が高かった。

「カルシウム」は男性では地域差はなく、女性では中勢地域が高く、東紀州地域が低い傾向にあった。「レチノール当量」は男性では東紀州地域が特に高く、伊賀地域が特に低い傾向にあったが、女性では南勢地域が高く、伊賀地域が低い傾向にあった。「ビタミンC」は、男性では伊賀、東紀州地域でやや高く、北勢地域で低い傾向にあり、女性では東紀州地域が特に高く、北勢、伊賀地域が低い傾向にあった。「食物繊維」は、男性では伊賀地域が特に高く東紀州地域がやや低い傾向にあり、女性では中勢地域が特に高く、北勢地域が低かった。「食塩」は、男性では東紀州地域が低く、南勢地域が高かったが、女性では北勢地域が低く、伊賀地域が他の地域より高い傾向にあった。

表5 三重県における地域別栄養素摂取状況

項 目	地域名	男 性			女 性		
		n	1日の摂取量	他地域との 比較	n	1日の摂取量	他地域との 比較
			平均値 (g)			平均値 (g)	
エネルギー (kcal)	北 勢	60	1975 ± 518		76	1573 ± 450	p<.05 vs 中勢
	中 勢	61	2010 ± 437		63	1746 ± 406	
	伊 賀	23	1991 ± 550		25	1753 ± 481	
	南 勢	27	2187 ± 699		33	1686 ± 463	
	東紀州	18	1923 ± 514		25	1648 ± 586	
炭水化物 (g)	北 勢	60	282 ± 84		76	232 ± 66	
	中 勢	61	292 ± 73		63	255 ± 61	
	伊 賀	23	319 ± 101		25	274 ± 72	
	南 勢	27	314 ± 89		33	258 ± 75	
	東紀州	18	299 ± 82		25	258 ± 97	
たんぱく質 (g)	北 勢	60	72.1 ± 21.3	p<.05 vs 中勢	76	63.3 ± 21.4	
	中 勢	61	79.5 ± 20.5		63	68.0 ± 21.2	
	伊 賀	23	70.4 ± 20.9		25	66.1 ± 22.4	
	南 勢	27	89.5 ± 47.7		33	66.2 ± 25.4	
	東紀州	18	70.7 ± 24.6		25	63.2 ± 27.1	
脂 質 (g)	北 勢	60	49.2 ± 20.8		76	41.1 ± 18.4	p<.05 vs 中勢
	中 勢	61	48.9 ± 17.3	p<.05 vs 伊賀	63	48.9 ± 18.4	
	伊 賀	23	40.3 ± 17.9		25	40.9 ± 19.2	
	南 勢	27	50.3 ± 29.9		33	40.6 ± 15.1	p<.05 vs 中勢
	東紀州	18	39.9 ± 20.4		25	38.1 ± 20.2	p<.05 vs 中勢
カルシウム (mg)	北 勢	60	541 ± 259		76	500 ± 247	p<.05 vs 中勢
	中 勢	61	592 ± 271		63	590 ± 285	
	伊 賀	23	563 ± 292		25	520 ± 285	
	南 勢	27	546 ± 215		33	551 ± 250	
	東紀州	18	457 ± 197		25	474 ± 262	
ビタミンD当量 (μg)	北 勢	60	171 ± 351		76	151 ± 315	
	中 勢	61	206 ± 492		63	154 ± 374	
	伊 賀	23	107 ± 68		25	92 ± 69	
	南 勢	27	334 ± 962		33	201 ± 432	
	東紀州	18	576 ± 203		25	120 ± 121	
ビタミンC (mg)	北 勢	60	121 ± 89		76	120 ± 91	p<.05 vs 中勢
	中 勢	61	153 ± 104		63	169 ± 196	
	伊 賀	23	164 ± 162		25	108 ± 70	p<.05 vs 東紀州
	南 勢	27	140 ± 92		33	124 ± 60	p<.05 vs 東紀州
	東紀州	18	171 ± 116		25	197 ± 170	p<.05 vs 北勢
総食物繊維 (g)	北 勢	60	15.7 ± 7.0		76	13.2 ± 5.7	p<.01 vs 中勢
	中 勢	61	16.9 ± 6.9		63	17.1 ± 6.4	
	伊 賀	23	17.8 ± 8.4		25	15.9 ± 9.6	
	南 勢	27	15.6 ± 5.6		33	14.5 ± 5.8	
	東紀州	18	14.9 ± 6.2		25	15.8 ± 8.5	
食塩相当量 (g)	北 勢	60	11.5 ± 4.2		76	9.4 ± 3.5	p<.05 vs 中勢
	中 勢	61	11.8 ± 4.3		63	10.9 ± 4.3	
	伊 賀	23	12.2 ± 5.7		25	11.9 ± 6.1	
	南 勢	27	12.5 ± 3.7	p<.05 vs 東紀州	33	9.9 ± 3.6	
	東紀州	18	10.0 ± 3.1		25	10.1 ± 3.9	

（３）身体状況

各地域の身体状況について表 6 に示した。「身長」、「体重」、「腹囲」については男性女性とも地域差は認められなかったが、「BMI」は伊賀地域の女性が、最も低い北勢地域より有意に高かった。「収縮期血圧平均」は男性女性とも南勢地域が高く、「拡張期血圧平均」は男性女性とも伊賀地域が高く、東紀州地域で低かった。「HbA1c」値は、男性では地域差は認められなかったが、女性では北勢や中勢地域が高く、南勢、東紀州地域が低い傾向にあった。「総コレステロール」値は、男性では北勢地域が高く南勢地域が低かったが、女性では中勢地域が高く伊賀や東紀州地域が低かった。「HDL コレステロール」値は男性、女性とも地域差は認められなかった。「LDL コレステロール」値は、男性では北勢地域が高く、南勢地域が低かったが、女性では中勢地域が高く、東紀州地域が低い傾向にあった。「中性脂肪」値は、男性では伊賀地域が高く、中勢地域が低い傾向にあったが、女性では南勢地域が高く、東紀州地域が低い傾向にあった。

生活習慣病に関わる状況について表 7 に示した。「腹囲が基準以上の者」は、どの地域も男性はほぼ半分くらい、女性は 1/4～1/3 くらいが該当していた。「高血圧」は有病者と予備軍を合わせると男性女性とも 80%以上が該当し、特に伊賀地域の女性が多かった。「糖尿病」の有病者は男性が女性より多く、男性の有病者は中勢、伊賀、南勢地域で多く、北勢、東紀州地域は少なかったが、東紀州地域は特に予備軍が多かった。女性の糖尿病の有病率は北勢、中勢地域が多く他の 3 地域は少ないが、伊賀、東紀州地域の予備軍は多かった。メタボリック症候群の該当者と予備軍の割合は、男性では南勢地域や東紀州地域が高く、女性では東紀州や伊賀地域が高い傾向にあった。運動習慣の有る者は男性女性とも北勢、中勢地域が多い傾向にあった。

Ⅲ 考察

三重県の南北に細長い形状の地形は地域に特徴的な生活習慣を生み出し、それも要因のひとつとして住民の寿命に影響するのではないかと推察された。三重県では 65 歳以上の老人人口の割合が男性女性とも南勢地域や東紀州地域が高く、南部地域から北部地域に向かうほど低くなっていた。また 65 歳以上の老人人口のうち 90 歳以上の長寿者の割合が高いのが東紀州、南勢、中勢地域の市町に多く、一方、長寿者の割合の低いのが、北勢、伊賀地域の市町に多かった。どの地域も長寿者の割合は女性が男性よりより大きく上回るものの、男性と女性の順位はほぼ同じ傾向を示すことが多いのは、生活環境が同じであることに起因するのかもしれない。

そこで 65 歳以上の老人人口の割合が高くかつ 90 歳以上の長寿者の割合も高い中勢地域の大台町や多気町、南勢地域の大紀町、東紀州地域の紀北町、御浜町を長寿地域として捉えることとした。

南勢地域の南伊勢町、志摩市、鳥羽市は 65 歳以上の老人人口の割合が高いものの 90 歳以上の長寿者の割合の順位は低い傾向にあった。

適度な身体活動は高齢者の身体機能の低下を軽減する効果を有することが定説になってきて

表6 三重県における地域別の身体状況

項 目	地 域	男 性			女 性		
		n	平均値	地域間の比較	n	平均値	地域間の比較
身 長 (cm)	北 勢	46	162.3 ± 6.1		63	148.9 ± 5.4	
	中 勢	49	161.1 ± 6.2		52	148.6 ± 7.2	
	伊 賀	17	160.4 ± 7.1		22	148.0 ± 7.0	
	南 勢	19	162.9 ± 7.7		23	149.0 ± 5.1	
	東紀州	12	161.7 ± 7.1		18	147.0 ± 5.5	
体 重 (kg)	北 勢	47	61.1 ± 9.7		63	50.0 ± 8.8	
	中 勢	49	60.5 ± 10.3		52	50.4 ± 9.9	
	伊 賀	17	59.0 ± 9.4		22	53.4 ± 9.3	
	南 勢	19	64.4 ± 10.6		25	50.7 ± 6.4	
	東紀州	12	61.0 ± 8.6		18	50.5 ± 8.9	
BMI	北 勢	46	23.2 ± 3.2		63	22.5 ± 3.5	p<0.05 vs 伊賀
	中 勢	49	23.3 ± 3.5		52	22.8 ± 3.9	
	伊 賀	17	22.8 ± 2.6		22	24.5 ± 4.2	
	南 勢	19	24.2 ± 3.1		23	23.2 ± 2.3	
	東紀州	12	23.2 ± 2.2		18	23.3 ± 3.9	
腹 囲 (cm)	北 勢	46	83.8 ± 8.6		63	82.2 ± 10.4	
	中 勢	45	85.0 ± 9.5		49	83.2 ± 9.7	
	伊 賀	17	83.8 ± 9.0		22	83.9 ± 12.8	
	南 勢	18	87.4 ± 8.5		22	81.4 ± 7.9	
	東紀州	9	86.1 ± 8.6		15	86.6 ± 10.7	
収縮期 平 均 (mmHg)	北 勢	33	139.2 ± 18.9		50	142.6 ± 17.4	p<0.05 vs 東紀州
	中 勢	38	139.3 ± 17.1	p<0.05 vs 伊賀	42	138.7 ± 14.6	p<0.05 vs 南勢
	伊 賀	17	141.7 ± 15.1		22	142.7 ± 10.0	
	南 勢	17	148.8 ± 17.1		25	143.2 ± 14.3	
	東紀州	8	140.1 ± 20.2		15	137.7 ± 21.7	
拡張期 平 均 (mmHg)	北 勢	33	77.4 ± 10.0	p<0.05 vs 伊賀	50	81.2 ± 11.0	p<0.05 vs 東紀州
	中 勢	38	76.9 ± 11.5		42	77.3 ± 6.8	p<0.05 vs 南勢
	伊 賀	17	86.4 ± 10.0		22	82.4 ± 8.7	p<0.05 vs 東紀州
	南 勢	17	80.8 ± 10.8		25	82.0 ± 8.9	p<0.05 vs 東紀州
	東紀州	8	78.3 ± 7.2		15	69.7 ± 9.9	
HbA1c (JDS)	北 勢	26	5.4 ± 0.7		40	5.6 ± 0.6	p<0.05 vs 南勢
	中 勢	40	5.4 ± 0.7		39	5.5 ± 0.5	p<0.05 vs 南勢
	伊 賀	17	5.7 ± 1.2		18	5.4 ± 0.4	
	南 勢	14	5.5 ± 0.7		18	5.3 ± 0.2	
	東紀州	7	5.6 ± 0.5		9	5.2 ± 0.3	
総コレ ステロ ール (mg/dl)	北 勢	26	206.8 ± 34.3	p<0.05 vs 南勢	40	205.7 ± 32.2	
	中 勢	40	192.4 ± 31.3		40	214.7 ± 30.9	p<0.05 vs 伊賀
	伊 賀	17	192.3 ± 29.1		18	197.2 ± 26.7	
	南 勢	14	178.0 ± 27.3		18	201.1 ± 27.5	
	東紀州	7	197.7 ± 23.0		9	191.8 ± 35.8	
HDL-コレ ステロ ール (mg/dl)	北 勢	26	52.9 ± 15.2		40	58.6 ± 17.7	
	中 勢	40	50.2 ± 13.3		40	61.0 ± 15.4	
	伊 賀	17	48.2 ± 9.9		18	55.1 ± 9.0	
	南 勢	14	49.3 ± 11.5		18	54.3 ± 13.5	
	東紀州	7	51.0 ± 8.3		9	54.0 ± 14.6	
LDL-コレ ステロ ール (mg/dl)	北 勢	26	127.1 ± 32.4	p<0.05 vs 南勢	40	119.2 ± 26.7	
	中 勢	40	115.5 ± 29.3		40	124.8 ± 26.5	
	伊 賀	17	113.0 ± 27.4		18	115.7 ± 21.2	
	南 勢	14	99.3 ± 29.9		18	115.7 ± 25.3	
	東紀州	7	112.6 ± 17.3		9	107.8 ± 31.7	
中性脂肪 (mg/dl)	北 勢	26	167.6 ± 126.7		40	153.4 ± 96.7	
	中 勢	40	152.0 ± 78.8		40	149.0 ± 101.7	
	伊 賀	17	190.4 ± 113.7		18	143.9 ± 56.1	
	南 勢	14	178.6 ± 80.6		18	170.0 ± 108.9	
	東紀州	7	165.1 ± 90.2		9	129.4 ± 66.2	

表7 生活習慣病との関わり

男 性										
地 域	腹囲基準 (85cm) 以上	高血圧			糖尿病		メタボリック症候群		運動習慣	
		有病者	予備軍		有病者	予備軍	該当者	予備軍	有	
北 勢	19/46 (41)	22/33 (67)	6/33 (18)		2/26 (8)	8/26 (31)	5/26 (19)	10/30 (33)	18/33 (55.0)	
中 勢	23/45 (51)	23/38 (61)	6/38 (16)		8/40 (20)	6/40 (15)	8/39 (21)	10/39 (26)	18/40 (45.0)	
伊 賀	7/17 (41)	12/17 (71)	2/16 (13)		4/17 (24)	5/17 (29)	5/17 (29)	2/17 (12)	6/17 (35.2)	
南 勢	12/18 (67)	13/17 (76)	2/17 (12)		3/14 (21)	4/14 (29)	6/14 (43)	5/14 (36)	6/18 (33.3)	
東紀州	5/ 9 (56)	6/ 8 (75)	1/ 8 (13)		1/ 7 (14)	3/ 7 (43)	2/ 7 (29)	3/ 8 (38)	2/12 (16.6)	
女 性										
地 域	腹囲基準 (85cm) 以上	高血圧			糖尿病		メタボリック症候群		運動習慣	
		有病者	予備軍		有病者	予備軍	該当者	予備軍	有	
北 勢	15/63 (24)	41/50 (82)	2/50 (4)		10/40 (25)	9/37 (24)	7/40 (18)	4/43 (9)	24/51 (47.0)	
中 勢	14/49 (29)	29/42 (69)	6/42 (14)		7/39 (18)	10/39 (26)	11/39 (28)	2/41 (5)	22/42 (52.3)	
伊 賀	7/22 (32)	19/22 (86)	2/22 (9)		1/18 (6)	5/17 (29)	4/18 (22)	3/17 (18)	4/22 (18.1)	
南 勢	6/22 (27)	17/25 (68)	5/25 (20)		1/18 (6)	2/18 (11)	2/16 (13)	3/18 (17)	4/25 (16.0)	
東紀州	5/14 (36)	12/15 (80)	1/15 (7)		0/ 9 (0)	4/ 9 (44)	3/ 9 (33)	2/11 (18)	6/18 (33.3)	

*数字は、有病者または該当者の人数 / 検査対象者の人数、()の数字はその割合(%)を示す

いる。全国で平均寿命の最も高い長野県では65歳以上の有業率(65歳以上の人口に対する65歳以上の有業者の割合)が全国で最も高く、特に健康な高齢の農業従事者の多いことが知られている⁹⁾。三重県の市町別農業就業率と高齢者就業率や90歳以上の人口の割合と農業就業率は、有意な相関性が認められたことから、近年の農村の生活環境は身体の健康に良い影響を及ぼしているのかもしれない。今回、長寿地域と捉えた市町はいずれも農業を含む第一次産業への就業率が高く、平成22年度の場合、大台町10%(三重県の平均は4.9%)、多気町13.1%、大紀町12.0%、紀北町11.0%、御浜町28.1%であった。松森ら¹⁰⁾も、日常の農作業、農業に関係する生活習慣が高齢者の疾病予防に有益に作用する可能性を認めている。

三重県における平成22年度の主な死因別死亡率を年齢区分別に表8に示した。89歳までは死因の第一位は悪性新生物によるものであったが、90歳以上では悪性新生物が減少し、呼吸器疾患や老衰によるものの割合が増加していた。地域別の三大疾患による死亡率において、悪性新生物によるものは、長寿地域と捉えられた大台町や御浜町、65歳以上の老人人口の割合の多い南伊勢町では低く、特に死亡率の高い木曾岬町、朝日町を含む北勢地域の割合が高かった。疫学調査¹¹⁾によると、日本と欧米の循環器系疾患は、欧米では肉食文化による動物性脂肪が多い摂取構成のための高コレステロール血症が重要な意味を持つ虚血性心疾患の死亡率が高く、

表8 年齢区分による死因別死者数

	死亡者数(人)		45-65歳		65-89歳		90歳以上	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
総 数	9,673	9,017	1291	614	6962	5256	1094	2979
悪性新生物	3075	1983	507(39.3)	308(50.2)	2363(33.9)	1343(25.6)	161(14.7)	277(9.3)
心疾患(高血圧性を除く)	1345	1545	193(14.9)	62(10.1)	927(13.3)	909(17.3)	183(16.7)	567(19.0)
脳血管疾患	872	1030	97(7.5)	39(6.4)	655(9.4)	614(11.7)	107(9.8)	365(12.3)
呼吸器系の疾患	1629	1237	59(4.6)	18(2.9)	1257(18.1)	690(13.1)	300(27.4)	524(17.6)
老衰	277	859	0	0	145(2.1)	255(4.9)	132(12.1)	604(20.3)
不慮の事故	441	338	81(6.3)	22(3.6)	283(4.1)	223(4.2)	26(2.4)	77(2.6)
その他	2,034	2,025	354(27.4)	165(26.9)	1332(19.1)	1222(23.2)	185(16.9)	565(18.9)

() は年齢区分別総死亡者に対する割合(%)

一方、日本では抗動脈硬化、抗血栓作用を有する ω 3系不飽和脂肪酸の多い魚介類の摂取が多いものの食塩の摂取量が多いため脳血管障害による死亡率が高いとされている。南勢地域や東紀州地域は漁獲量が多く、抗コレステロール血症作用が働くものと推察されるが、長寿地域と捉えられた東紀州地域の御浜町は脳血管疾患での死亡率は最も低かった。今回のアンケート調査のデータは少人数ではあるが、南勢地域は魚介類の摂取量が他の地域より特に多く、総コレステロールやLDLコレステロール値が最も高い北勢地域と比較すると有意に低値であった。しかし一方、南勢地域や東紀州地域は漬物の摂取量が他の地域の中でも多く、このことは食塩摂取量の多いことが予想され、南勢地域、東紀州地域でも地域により脳血管疾患の死亡率が異なることが推察される。魚介類の摂取が多いにもかかわらず、心疾患での死亡率が南勢地域では高かったが、南勢地域の特徴として野菜、特に緑黄色野菜の摂取量が他の地域に比べて少なく、このことも死亡率に影響するのかもしれない。しかし長寿地域と捉えられた大紀町は心疾患での死亡率は低かった。

三重県の農産物や海産物の統計データによると、伊賀市は水稻、その他の穀類やいも類、牛、豚、鶏などの肉、卵類、野菜類の生産量が三重県で最も多く、果物の生産量も多い。一方、漁獲量は南勢、東紀州地域の南伊勢市、鳥羽市、紀北町が多い。中勢地域の大台町、多気町、大紀町はお茶の生産量が多い。また多気町は水稻、大豆、野菜類、かき、みかん、梅などの果樹の生産が多い。東紀州地域の御浜町は野菜の生産は少ないが、みかん・かんきつ類、梅などの果樹の生産が三重県で最も多く、紀北町は梅の生産も多い。このような地域の特産物の摂取状況も生活環境の要因のひとつとして考慮すべきであろう。たとえば、茶葉に含まれるカテキンはガン予防、血圧上昇や血糖上昇抑制機能、脳梗塞予防、抗酸化作用、抗菌作用などを示すことが報告されており¹²⁾、みかんや梅に多く含まれる β カロチンには、ガン、循環器疾患などの危険を低下させるのに役立つことが示されている¹³⁾。

65 歳以上の市町民の生活習慣や身体状況についてのアンケート調査や健康診断の結果を地域ごとに比較をしたが、回答者の人数が少なく、これだけでその地域の特徴を表すものではないと考えるが、限られた中で少し考察をする。食品群の摂取状況には地域的な特徴が認められた。北勢、中勢地域は糖尿病の有病者や予備軍の割合は他の地域に比べて低く、摂取エネルギー量は北勢地域が最も少なかった。ごはんの摂取量は他の地域より少なく、パン・麺などのその他の穀類の摂取量が多かった。野菜の摂取量は北勢より中勢地域が多く、漬物は中勢地域が最も少なかった。魚介類、肉類、乳類は中勢が北勢より多く摂取しており、男性では脂質の摂取量が多い傾向にあった。しかし中勢地域の食品摂取状況は野菜や果物も多く、他の地域に比べバランスが取れていると考えられる。

伊賀地域では多くの農畜産物が生産されている。男性女性ともごはんやいも類の摂取量が他の地域より明らかに多く、小麦粉などの穀類は少ない。さらに野菜の摂取量が多い。脂質の摂取量は少なく食物繊維や食塩の摂取量が多いことから、和風の食事内容であることが推察される。男性では血圧、総コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪が他の地域より高い傾向にあった。肉類、卵類の摂取量は他の地域より少ないものの乳類の摂取量が特に多いこともひとつの要因かもしれない。女性では BMI が最も高く高血圧の有病者の割合は最も高かった。ごはんの摂取量が特に多いことから、おかずとして味付けの濃いものが使用されるのかもしれない。

南勢地域の大きな特徴は、男性女性ともごはんの摂取量とともに海藻および魚介類の摂取量が大変多いことである。卵や調味料の油脂類の摂取量も多い傾向にあるため、脂質の摂取量は多かった。男性では BMI、腹囲とともに他の地域より高い傾向にあり、心疾患による死亡率が高いことの要因かもしれない。しかし男性の総コレステロール、LDL コレステロールが最も低値であったのは、魚介類の摂取量が多く、 ω 3 系脂肪酸によるコレステロールの低下機能によるのかもしれない¹⁴⁾。しかし女性にはその傾向は認められなかった。

東紀州地域は男性女性とも魚介類の摂取量はやや多いが、緑黄色およびその他の野菜の摂取量が他の地域より少なく、漬物の摂取量は多かった。しかし生果の摂取量は他の地域より特に多かった。男性では検査値に特徴はなかったが、女性では腹囲が高い傾向にあるが血圧は低く、総コレステロール、LDL コレステロールは他の地域より低い傾向にあった。東紀州地域のコレステロール値は低いものの高血圧の有病者や予備軍が多く、漬物からの塩分摂取が多いと予想されることから脳血管疾患による死亡率が高いのかもしれない。

今回の三重県における疫学的見地は、それぞれの地域に根ざした独特の気候、風土、生活習慣が、地域の健康長寿に関連しているかもしれないことを示唆した。

おわりに

三重県の細長い地形や風土の違いはその中で生活する県民の暮らしを特徴あるものとし、そのことが人の寿命に影響するのではないかと考え、今回は三重県の統計データを参考にして数

か所の地域を長寿地域として捉えた。今後は、それらの地域についてさらに詳細な調査を続けて、長寿をもたらす要因をつきとめたいと考えている。

謝 辞

本研究にあたり、資料の提供をいただいた三重県健康福祉部健康づくり室に感謝いたします。

注

- 1) 厚生労働省「平成 23 年簡易生命表の概説」、<http://www.mhtw.go.jp/toukei/saikin/hwllife/lifell/>
- 2) 森本茂人ら「日本人の長寿の秘密を探る」金医大誌、30 巻 2005 年、427－431 頁
- 3) 上木隆人「東京都市区町村の健康寿命算出の行政的検討」日本公衛誌、55 巻 12 号 2008 年、811－821 頁
- 4) 渡邊昌「日本の長寿と食養生－近藤正二の長寿村・短命村調査」医と食、3 巻 1 号 2011 年、42－44 頁
- 5) 柴田四郎「点描につぼん列島 3 山梨県・上野原町長寿村を襲う短命化異変」エコノミスト、1986 年、64－66 頁
- 6) 岩川隆「日本を歩く－新長寿村発見」潮、1987 年、260－272 頁
- 7) 「みえ Data Box 統計データライブラリ」、<http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/library/jinnkou/index.htm>
- 8) ブリタニカ国際大百科事典「三重」、1978 年、843－844 頁
- 9) 厚生労働省「平成 13 年度老人医療事業報告」（2004）<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/Kouhyo/index.html> (verified 2008-12-08)
- 10) 松森堅治ら「農作業が有する高齢者の疾病予防に関する検討」農工研技報、209 巻、2009 年、105－115 頁
- 11) Sarti C et al: international trends in mortality from stroke,1968-1994. Stroke 31, 1588-15601, 2000
- 12) 平野和子「緑茶カテキンの機能性と効果的利用法」神戸ファッション造形大学研究紀要 34、2010 年、81-91 頁
- 13) 木村美恵子「ヒト血漿中 β -カロチンと食生活」ビタミン 71、1997 年、450-453 頁
- 14) 本清万紀ら「魚類の摂取習慣が高脂肪血症予防には大切」、鈴峰女子短大研究集報自然科学編 39、2004 年、21－32 頁

2012 年度地域問題研究所活動記録

(2012 年 4 月～2013 年 3 月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 受入図書・雑誌
- 5 研究活動
- 6 研究員業績一覧

1 地域問題研究所概要

(1) 学則

第 10 章の 2 地域問題研究所
(地域問題研究所)

第 63 条の 2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 地域問題研究所規定

第 1 条 (名称)	この研究所は、三重短期大学学則第 65 条に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所 (以下研究所という) と称する。
第 2 条 (目的)	研究所は、本学によって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。
第 3 条 (所員) 2	本学の専任教員は研究所の所員となる。 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。
第 4 条 (事業)	研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。 一 調査および研究 二 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流 三 研究会の開催及び研究成果の公表 四 その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
第 5 条 (著作権)	研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
第 6 条 (運営組織)	研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
第 7 条 (研究所長) 2 3	研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。 所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
第 8 条 (総会) 2 3	基本事項は総会において審議・決定する。 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。 本条第 1 項にいう基本事項とはつぎのものをいう。 一 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認 二 研究員の推薦 三 研究所長の推薦 四 その他研究所に関する重要事項
第 9 条 (運営委員会) 2 3 4	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。 運営委員は、所長、両科選出の運営委員 2 名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。
第 10 条 (研究員)	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員となることができる。

2	研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第 11 条(特別研究員)	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第 12 条（雑則）	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則 2	本規程は 2 0 0 8 年 4 月 1 日から施行する。 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

（3）2012 年度研究所構成員

所長	梅澤 真樹子（生活科学科教授）
運営委員（法経科）	茂木 陽一（法経科教授）
運営委員（生活科学科）	岩田 俊二（生活科学科教授）
年報担当	茂木 陽一（法経科教授）
通信担当	島内 高太（法経科准教授）
会計担当	岩田 俊二（生活科学科教授）
H P 担当	雨宮 照雄（法経科教授）
研究員	雨宮 照雄（法経科教授）
	茂木 陽一（法経科教授）
	楠本 孝（法経科教授）
	山川 和義（法経科准教授）
	島内 高太（法経科准教授）
	田中 里美（法経科講師）
	岩田 俊二（生活科学科教授）
	梅澤 真樹子（生活科学科教授）
	長友 薫輝（生活科学科教授）
	駒田 亜衣（生活科学科助教）
助手	田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2012 年 4 月 12 日	運営委員会議 法経科共同研究室 14:30～ 今年度研究員申請について、新規雑誌購入希望アンケート結果について、 今年度各担当の確認について
4 月 19 日	所員総会 第一演習室 教授会終了後～ 今年度地研研究員承認について
5 月 31 日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:30～ 今年度予算配分について

6月21日	所員総会 第一演習室 13:50～ 今年度予算配分について
7月19日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:15～ 地研年報印刷費について
8月11日	地研セミナー アスト津「会議室1」13:30～15:00 内部留保の経営分析 田中 里美
8月31日	地研通信 107号発行 8頁 2012年度研究員一覧／研究概要／運営体制 企業の法人税負担率についての一考察 田中里美 受入図書一覧／編集後記
9月20日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:45～ 図書・資料の整理、処分について
9月30日	地研年報 第17号発行 200頁 伊賀市農村地域の景観形成基準－農村地域における景観計画に関する基礎的研究－ 岩田 俊二 変化する韓国の労働市場－ワーキングプアの現状と法政策－ 文 普玄 「生活科学」の対象および存在意義についての覚書 南 有哲 近代マビキ慣行研究の方法的検討－三重県と茨城県・島根県の比較分析－ 茂木 陽一 新入短大生の食生活に対する意識と行動について 梅澤 真樹子 自動車リサイクル企業の現状と課題（3）－埼玉県下2社に対する訪問調査記録－ 島内 高太 2011年度地域問題研究所活動記録
11月10日	地研セミナー 三重短期大学「演習室1」13:30～15:00 退職をめぐる法的トラブルについて考える 山川 和義
2013年2月8日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:00～ 各担当からの報告、次年度地研事業について、その他
2月28日	地研通信 108号発行 8頁 三重県民の野菜摂取量はどうか～県民健康・栄養調査から～ 駒田 亜衣 生活保護見直しによる地域生活への影響 長友 薫輝 編集後記
3月21日	第46回地域問題研究交流集会 第一演習室 10:00～ 田中里美 内部留保と法人税制 梅澤真樹子 三重県における長寿地域とその環境要因について 岩田俊二 三重県内地域の震災避難計画の検証に関する研究－津市を中心－ 茂木陽一 近代マビキ慣行の比較分析－府県警察史利用の試み－ 長友薫輝 皆保険体制の持続可能性～国保加入者の生活実態に着目して～

3 月 31 日

運営委員会議
第一演習室 研究交流集会終了後～
各担当からの報告、次年度研究員について、次年度事業について
地研通信 109・110 合併号 24 頁
地域問題研究所セミナー報告（要旨）
農村景観についての多様な認識－三重県伊賀市調査から－
受入図書一覧／編集後記

3 地域問題研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
107 号	2012.8.31	2012 年度研究員一覧／研究概要／運営体制 企業の法人税負担率についての一考察 田中里美 受入図書一覧／編集後記	8
108 号	2013.2.28	三重県民の野菜摂取量はどうか～県民健康・栄養 調査から～ 駒田亜衣 生活保護見直しによる地域生活への影響 長友薫輝 編集後記	8
109/110 号	2013.3.31	地域問題研究所セミナー報告（要旨） 農村景観についての多様な認識－三重県伊賀市調査から－ 受入図書一覧／編集後記	24

地研年報

第 17 号 2013.9.30 発行 200 頁

（論説）

伊賀市農村地域の景観形成基準－農村地域における景観計画に関する基礎的研究－ 岩田
俊二

変化する韓国の労働市場－ワーキングプアの現状と法政策－ 文 普玄

（研究ノート）

「生活科学」の対象および存在意義についての覚書 南 有哲

近代マビキ慣行研究の方法的検討－三重県と茨城県・島根県の比較分析－ 茂木 陽一

（調査）

新入短大生の食生活に対する意識と行動について 梅澤 真樹子

自動車リサイクル企業の現状と課題（3）－埼玉県下 2 社に対する訪問調査記録－ 島内 高
太

2011 年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

4 受入図書・雑誌

(1) 収集図書冊数 2012 年度 80 冊

(2) 受入雑誌一覧

自治研究	自治総研	地方財政	地方税
住民と自治	地方自治職員研修	自治体法務研究	都市政策
労働法令通信	労政時報	日経ものづくり	工場管理
中小商工業研究	協同の発見	AFF	新都市
地域開発	人と国土 21	月刊 福祉	社会福祉研究
総合社会福祉研究	働くものの健康	労働と医学	日経メディカル
厚生 の 指標	月刊 介護保険	人権と部落問題	部落問題研究
部落解放研究	人口問題研究	月刊 イオ	国際人流
週刊 教育資料	教育	教育展望	社会教育
広報 津	ほっと通信	CURES	三銀レポート
調査 News	地域社会	ちもんけん	地域問題研究
労働経済判例速報	判例 地方自治	福祉新聞	犯罪と非行
経済	罪と罰	法と民主主義	

5 研究活動

研究員名 (共同研究者)	研究テーマ	研究概要
雨宮 照雄	自治体財政分析手法の開発	近年、財政健全化比率の算定・公表や財務諸表の作成を通じて、自治体財政に関する情報は充実してきている。本研究では、従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい。また、財務省が開発したキャッシュフローに着目する自治体財政分析の手法を用いて、三重県の市町の財政状況を分析する。
茂木 陽一	近代マビキ慣行の比較研究	近代マビキ慣行の一般的な存在について、三重県との比較で検証することをめざす。具体的な対象としては、前年度に引き続き茨城県の研修を進めると共に、岡山県・島根県を研究対象に追加する。
楠本 孝	戦前・戦中期の外国人管理法制	今年 7 月をもって廃止される外国人登録法の前史としての戦前・戦中期の外国人管理法制を検証することで我が国における外国人管理の基本思想解明の端緒とする。

山川 和義 (文 普玄) 韓国教育開発院 日本調査委員	労働法的問題に関する日韓比較研究	本研究は、日本と韓国に共通する労働法的問題を取りあげ、当該問題に対応する法政策を比較することで、それぞれの問題の特徴を明確にし、その法的解決のための法政策を検討することを目的とする。対象になりうる問題としては、例えば非正規雇用、労働組合の活動にかんする法制度などがあげられるが、2012 年度は 2011 年度に引き続き日韓の法制度の特徴の整理や共通する問題への対応の比較検討により、日本における新たな問題解決の示唆が得られるものと考ええる。
島内 高太	自動車リサイクルをめぐる企業間関係の性格に関する研究	大量に生産・使用され、廃棄されてきた自動車製品を効果的にリサイクルすることが求められている。この自動車リサイクルをめぐる、法的にリサイクル責任を課せられている自動車メーカーと、自動車メーカーがリサイクル業務を委託しているリサイクル業者との関係のあり方が注目されている。メーカー側（メーカー、メーカー系列の商社・ディーラー）がリサイクル業者を下請化していくのか？あるいは、リサイクル業者が自律的に発展していくのか？今年度は、メーカー側による企業間関係構築の動向について調査研究したい。
田中 里美	内部留保の実態—企業分析を通じて—	近年、内部留保をめぐる議論が活発化し、国民的な関心事となっている。大企業ほど内部留保の額と率が高く、企業内に内部留保を溜め込んでいる状況にある。本研究では、企業規模別の内部留保の状況や、三重県の主要な企業の内部留保の状況を考察する。
岩田 俊二	三重県内地域の震災避難計画の検証に関する研究 —津市を中心に—	三重県では東海、東南海、南海連動地震を想定し、地震防災計画が練られていることと思われるが、特に津波災害についての避難計画では津波避難ビルの募集・指定が広く行われている。津市においても、津波避難ビルの指定が徐々に増えているようであるが、東日本大震災の教訓からも水平方向避難よりも垂直方向避難の有効性が指摘されているものの、津市の津波避難ビルは地域に対して過疎であり水平方向避難が第一義的に必要で、津波避難計画としては万全には見えない。こうした観点から津市の津波避難計画を検証し、あわせて志摩地域等三重県内地域とも比較しつつ、また東日本大震災の避難実態も踏まえ計画の実効性を担保する方法等を考察する。
梅澤 真樹子	三重県における長寿地域とその環境要因について	三重県は南北に細長く、東側は南北に海岸線を持ち、南・西・北側は、鈴鹿山脈や大台山系をはさんで近隣県と接しており、地理的特徴や気候・風土による特異的な環境をもつ地域を生み出している。そこで三重県の過去・現在の統計データをもとに、長寿地域を検索し、さらにその要因をアンケートや聞き取り調査などで生活環境の中から探るものである。

長友 薫輝	皆保険体制の持続可能性～国保加入者の生活実態に着目して～	国保加入者に重い保険料負担が課せられている。保険料のみならず窓口自己負担分が増えた上に失業や収入減に見舞われ、家計を守るために受診を控えざるを得ない状況となっている。結果的に重症化を招き、政府が掲げる医療費抑制策の意図にも反することになると考えられる。国保加入者の生活実態に着目し、国保再生の道筋を探りながら皆保険体制の持続可能性を追求したい。
駒田 亜衣 (蔵本 治子) 三重食文化研究会 (谷口 水穂) 三重短期大学 名誉教授	京都・大和（奈良県）と伊勢神宮を結ぶ三重の歴史街道、初瀬街道と伊勢本街道沿いの地域にみられる食の文化について	『みえ食文化研究会』会員として日頃から三重における食文化を見聞している立場から、地域にみられる興味ある食べものは、それらの地域がたどってきた歴史、とりわけ地域経済や生活状況との関わりが大きいものと容易に推察できる。さらに三重県においては伊勢神宮の存在を抜きには語れないほどの、特殊で、他にはみられない影響を感じるところから、街道を二つに絞り、周辺地域の資料を参考に、古老などからの聞き取り調査を試みて、一端でも解明できればと考える。

6 研究員業績一覧(2012 年4月～2013 年 3 月)

雨宮 照雄

社会的活動実績

地域連携事業：

オープンカレッジ（2012 年 12 月）『消費税をどうするか』

その他の社会的活動：

大学基準協会短期大学評価委員

大学基準協会短期大学評価財務分科会主査

茂木 陽一

研究活動実績

著書（共著）：

『伊勢市史第 3 巻近世』伊勢市、2013 年 3 月

『三重県史資料編 近世 3（下）』、三重県、2012 年 3 月

論文（査読無）：

「近代マビキ慣行の研究の方法的検討－三重県と茨城県・島根県の比較分析」、『地研年報』第 17 号、2012 年 9 月

その他著作：

『三重県松阪市 長谷川家文書調査報告書』、松阪市教育委員会、2013 年 3 月

その他報告：

「近代マビキ慣行の比較分析－府県警察史利用の試み」、第 46 回三重短期大学地域問題研究所研究交流集会、2013 年 3 月 21 日

助成研究（外部研究費、含科研費）：

文化庁・三重県・松阪市「長谷川家文書調査」（継続）

科学研究費補助金基盤研究 B「伊勢商人長井家江戸来状群の整理・保存・公開と研究基盤創出に向けての史料学的研究」共同研究「長井家文書」（代表山田哲好）連携研究者（継続）

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：
地域問題研究所研究員「近代三重県域における人口動態の研究」

社会的活動実績

地域連携事業：

三重短期大学オープンカレッジ「伊勢商人－主人と番頭」、2012年9月1日、アスト津
三重県アカデミックセミナー移動講座「伊勢商人と商人道」、2013年2月24日、伊勢市立図書館
有造館ゼミナール「津を中心にした江戸時代の経済」、2013年3月8日、津センターパレス
学外の学会・審議会・委員会：

三重県史編纂専門委員
伊勢市史編纂専門部会委員
津市文化財審議会委員
松阪市長谷川家文書調査委員会委員
三重県新県立博物館展示製作監修員

楠本 孝

研究活動実績

論文（査読無）：

「集団侮辱罪と民衆煽動罪」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報（2号）2012年11月
助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：
地域問題研究所研究員「戦前・戦中期の外国人法制」

社会的活動実績

地域連携事業：

地域連携講座「市民の、市民による、市民のための刑法」（2012年10月）

学外の学会・審議会・委員会：

津市青少年問題協議会委員
津市教育委員会「学校へ行こう in 津」就学ガイダンス実行委員会アドバイザー
学外の講演会・研修会講師：
出前講義「外国人住民との共生の在り方」2012年11月

山川 和義

研究活動実績

著書（共著）：

西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012年10月）分担執筆「第10条使用者」33頁、「高年齢者雇用安定法概説」513頁
唐津博・和田肇・矢野昌浩編著『新版労働法重要判例を読むⅡ』（日本評論社、2013年1月）分担執筆「38労働者の人格的利益の保護」

論文（査読無）：

「正社員としての業務適性を判断するための有期労働契約の雇止めの有効性」季刊労働法 237号（2012年6月）186頁
「高年齢者雇用安定法の改正」法学教室 388号（2013年1月）48頁
「雇用差別禁止法制の到達点と課題」法律時報 85巻3号（2013年3月）37頁
「ドイツ労働法文献研究（一）」季刊労働法 340号（2013年3月）164頁

その他著作：

「65歳現役社会における労働法学の役割」ビジネス・レーバー・トレンド 2013年4月号（2013年3月）
22頁

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員「労働法の問題にかんする日韓比較研究」

社会的活動実績

地域連携事業：

出前講座「職場におけるハラスメント」（2012年7月24日）

地域連携セミナー「退職をめぐる法的トラブルについて考える」（2012年11月10日）

学外の学会・審議会・委員会：

日本労働法学会企画委員（2012年8月まで）

三重県福祉サービス運営適正化委員会委員

三重県福祉サービス運営監視委員会委員

三重県福祉サービス苦情解決委員会副委員長

学外の講演会・研修会講師：

愛知県労働協会「労働法長期講座」賃金（2012年10月12日）、労働時間（2012年10月19日）担当

三重県社会保険労務士会業務研修会講演（2012年11月6日）「高齢者雇用安定法改正について」

島内 高太

研究活動実績

論文（査読無）：

「雇用管理の『転換』に伴う競争力基盤の二重の衰退」三重短期大学法経学会『三重法経』（2012年度第1号）

「自動車リサイクル企業の現状と課題（3）ー埼玉県下2社に対する訪問調査記録ー」『地研年報』第17号、
2012年9月

助成研究（外部研究費、含科研費）：

科研費若手研究（B）「企業内訓練校における現場人材活用型能力開発システムの研究」研究代表者

科研費基盤研究（C）（一般）「企業の人的資源管理と大学の職業的レリバンスー地域労働市場に関する調査研究」研究分担者

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員「自動車リサイクル企業の現状と課題」

社会的活動実績

地域連携事業：

高大連携出前講義『「大切にしたい会社」に学ぶ企業発展の条件』（三重県立津商業高等学校）、2012年9月6日

学外の学会・審議会・委員会：

工業経営研究学会幹事および学会誌編集委員

労務理論学会学会誌編集委員

その他の社会的活動：

日本科学者会議三重支部幹事

田中 里美

研究活動実績

論文（査読無）：

「税負担率の算定分析 法人税制と内部留保の拡大」新日本出版社『経済』No.204、2012年9月

「法人課税のはじまりと会計制度—明治後期から大正初期の課税訴訟を通じて—」三重短期大学『津市立三重短期大学開学60周年記念論文集』2012年9月

その他著作：

「企業の法人税負担率についての一考察」三重短期大学地域問題研究所、2012年8月『地研通信』第107号

その他報告：

「昭和ゴム事件と会計・監査問題」、商学研究科第5回学術セミナー、2012年10月

「不正ファイナンスの特徴と公認会計士監査の関係について」、JSA 三重支部例会、2012年12月

助成研究（外部研究費、含科研費）：

科学研究費補助金：研究者スタート支援 2012年9月～「不正ファイナンスと会計—新しい監査の役割についての研究—」

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員テーマ「公認会計士監査の役割と課題についての研究」

社会的活動実績

地域連携事業：

地研セミナー講師「内部留保の経営分析」2012年8月

学外の学会・審議会・委員会：

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員 2012年12月～

三重県公益認定等審議会委員 2012年7月～

岩田 俊二

研究活動実績

論文（査読有）：

岩田俊二：「農村景観についての多様な認識—三重県伊賀市調査から—」，農村計画学会誌第31巻第3号，農村計画学会，2012年12月，pp476-481

論文（査読無）：

岩田俊二・中井加代子：「伊賀市農村地域の景観形成基準—農村地域における景観計画に関する基礎的研究—」，三重短期大学地域問題研究所年報第17号，2012年9月，pp1-121

岩田俊二：「農村景観についての多様な認識—三重県伊賀市調査から—」，三重短期大学地域問題研究所通信第109・110合併号，2013年3月29日，pp17-22

その他著作：

岩田俊二：「地方都市津市の工業誘致と農地の利用集積」，2012年度日本建築学会大会（東海）農村計画部門研究懇談会「東海地域の地域づくりにみる農と工のローカルな関係—国土計画のあり方について国土計画小委員会が追求しているものとそのために東海地域について行った試行的分析—」主題解説，2012年9月，名古屋大学

助成研究（外部研究費、含科研費）：

岩田俊二，川嶋雅章，黒石いずみ，小島信彦：「農村計画の「計画力概念」に関する実証的研究」，科研基盤研究C，平成22年度～24年度

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

三重短期大学地域問題研究所研究—三重県津市の地震・津波対策の検証に関する研究

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

日本建築学会農村計画委員会委員

日本建築学会農村計画委員会国土計画小委員会主査

岩田俊二：津市環境基本計画推進市民委員会委員長

農村計画学会理事・評議員

農村計画学会査読委員会委員

農村計画学会学術交流委員会委員

三重県公共事業評価委員会委員

三重県公共事業等総合評価意見聴取会委員

津市建築審査会副会長

津市福祉有償運送協議会会長

四日市市開発審査会副会長

学外の講演会・研修会講師：

岩田俊二：「雲出川流域保全と市民参加」，津市環境フェスティバル新雲出川物語推進委員会「雲出川フォーラム」主題解説，2012年11月18日，ツッキードーム

その他の社会的活動：

岩田俊二：特定非営利活動法人 弱者のための暮らし・まちづくり支援センター副理事長

梅澤 真樹子

研究活動実績

論文（査読無）：

梅澤真樹子：新入短大生の食生活に対する意識と行動について三重短期大学地域問題研究所，「地研年報」第17号，pp 159-175，2012年9月

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員「三重県における長寿地域とその環境要因について」

社会的活動実績

地域連携事業：

高大連携出前講義亀山高校「調理の科学」 2013年2月

三重大学との大門空き店舗を利用した連携事業

学外の学会・審議会・委員会：

地域栄養管理ネットワーク委員

津市栄養士連絡会議委員

三重県技能者表彰委員会委員

その他の社会的活動：

第38回全国海水養殖シンポジウム「養殖魚について知ろうー明日の生産者と消費者の関係」パネラー

長友 薫輝

研究活動実績

論文（査読無）：

「生活保護見直しと労働・生活への影響」『社会保障』No. 442、2012年

「『一体改革』と医療、介護、生活保護の関係」『月刊保団連』No. 1100、2012年3月

「国民健康保険 自己責任と助け合いからの脱却」『経済』No. 207、2012年12月

「住民の手で地域づくりを 新たな地域医療計画の課題」『医療労働』No. 552、2012 年 12 月

「貧困は主に個人ではなく社会的に作り出されるもの」『住民と自治』No. 597、2013 年 1 月

「地域の医療、介護をめぐる今日的課題」『月刊国民医療』No. 302、2013 年 2 月

共同研究（研究費助成のないもの）：

国民医療研究所「地域医療再構築プロジェクト」

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員「皆保険体制の持続可能性について」

社会的活動実績

地域連携事業：

2012 年度 津市政策研究・研修「過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくり」

学外の学会・審議会・委員会：

津市介護保険事業等検討委員会

津市人権施策審議会

津市地域自立支援協議会

松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

松阪市福祉有償運送運営委員会

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会

三重県新しい公共を考える津円卓会議委員

津市社会福祉協議会理事

津市 NPO サポートセンター理事

国民医療研究所幹事

日本医療労働会館評議員

日本医療経済学会幹事

総合社会福祉研究所紀要編集委員

学外の講演会・研修会講師：

地域医療、国民健康保険、地域づくり等に関するテーマで 2012 年度は 30 回程度担当

その他の社会的活動：

朝日放送「おはよう朝日土曜日です」（2013 年 3 月 2 日出演）をはじめテレビ局などマスコミへの取材協力

駒田 亜衣

研究活動実績

論文（査読無）：

駒田亜衣、飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、青百合恵、落合加代、中北なをみ、別府由紀、藤本理恵、梅澤真樹子、特定健康診査の地域比較～津市、伊勢市、亀山市、三重県全体を比較して～、三重短期大学生活科学研究会紀要 No. 61, pp33-38 (2013. 3)

学会報告（口頭分）：

飯田津喜美、駒田亜衣、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、谷口香里、木下なつこ、別府由紀、山田真司、積極的支援レベルの保健指導実施群と未実施群の検査値変化の比較、第 71 回日本公衆衛生学会抄録集 pp240 (山口市)

駒田亜衣、飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、谷口香里、木下なつこ、別府由紀、山田真司、特定保健指導実施 1 年後の検査値の推移、第 71 回日本公衆衛生学会抄録集 pp240 (山口市)

短期大学生における「和風だし」の官能評価と生活習慣の変化、第 59 回日本栄養改善学会要旨集 pp345、2012. 9 (名古屋市)

その他報告：

(報告書)平成 20-21 年度特定健診結果 三重県・津市・伊勢市・亀山市の比較(2012.6)

(報告書)平成 23 年度三重県県民健康・栄養調査結果の概要(2012.4)

共同研究(研究費助成のないもの)：

(テーマ:特定健康診査・特定保健指導の解析)駒田亜衣(研究代表者)、飯田津喜美、中井晴美、梅澤真樹子、青百合恵、中北なをみ、木下なつこ、谷口香里、山田真司

助成研究(外部研究費、含科研費)：

[研究課題名]「健診三年連続受診者の糖尿病リスクと食生活習慣・過去の栄養状態との関連に関する研究」(代表者 駒田亜衣)、[研究費名]平成 23 年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(若手研究(B)))、[研究期間]平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月、[配分機関]独立行政法人日本学術振興会

助成研究(津市、三重短大の内部研究費、含地研研究)：

地域問題研究所研究員「京都・大和(奈良県)と伊勢神宮を結ぶ三重の歴史街道、初瀬街道と伊勢本街道沿いの地域にみられる食の文化について」

社会的活動実績

地域連携事業：

共同研究(テーマ:特定健康診査・特定保健指導の解析)駒田亜衣(研究代表者)、飯田津喜美、中井晴美、梅澤真樹子、青百合恵、中北なをみ、木下なつこ、谷口香里、山田真司

学外の講演会・研修会講師：

三重県栄養士会生涯学習研修会講師「特定健診・保健指導の現状」平成 24 年 7 月 7 日(三重県総合文化センター)

平成 24 年度津市国民健康保険特定保健指導研修会講師「津市特定健康診査結果の特徴、特定保健指導の効果と栄養指導のポイント」、平成 24 年 8 月 8 日(津市中央保健センター)

平成 24 年度給食従事者研修会講師「三重県民の食生活の状況と Vege350 を目指して」、平成 24 年 8 月 22 日(三重県尾鷲庁舎)

ハ甥姪ノ見立ニ相成候得共矢張元ノ從弟ニテ此從弟ト縁組不苦儀ニ可有御座哉

一 某ノ妻出奔イタシ右ノ女行方不知内ハ矢張某ノ妻ニテ家族ニ候ヘハ

後妻縁組ハ難成方ニ可有御座哉出奔イタシ行衛不知共縁組ハ苦カル間敷哉左候ヘハ出奔ノ妻ハ故郷方ノ家族ニテ可有御座哉

一 繼母有之娘ヘ賀養子致シ候ヘハ養子ヨリハ養母ニ相当娘ヨリハ養子ノ妻ニ相成候処ニテハ姑ト唱可申哉繼母ト唱可申哉

一 隠居祖父 — 隠居父 — 戸主 — 子

祖母

母

妻

叔父

○弟—甥

弟 妻

戸主罪アリテ庶人ニ被降候節ハ一家拳テ平民ヘ編入可仕哉又ハ妻子等ハ随テ平民ヘ降シ候ヘ共父母叔父以上ノ尊長ハ其俣其身一代ハ士族ニ差置可申哉

一 ○印ノ弟前同断ノ節ハ妻子迄随テ庶人ニ降シ可申哉
右稜々差向願出居候者モ有之候間至急御指令奉願候以上

壬申十一月

白川縣參事 山田武甫

大藏大輔井上馨殿

(七六)

浜松県伺ヘ御指図案

書面庶人ヘ下シ候者ハ無論平民籍ヘ編入申付親戚又ハ由緒有之士族ヘ厄介相成度旨願出候ハ同居ト致サセ可申事

壬申十一月

輔

戸籍取扱ノ儀ニ付伺

士族ノ者不束ノ筋有之庶人ニ被差下候節親戚或ハ由緒有之士族ノ厄介ニ相成度旨願出管轄庁ニ於テ取糾不都合無之候ハ、承届可然候哉又ハ甲ノ士族ノ者庶人ニ被差下候節乙ノ士族ノ厄介ニ相成度旨願出甲庁ヨリ乙庁

ヘ打合セ不都合無之候ハ、送籍取計已後身分取扱公私共肩書ニ何某附籍厄介平民何某ト為認候ハ、差支無之候哉

但庶人ニ被差下候上ハ仮令親戚或ハ由緒有之士族ノ厄介ニ相成度志願

ニ候共一ト度ヒ平民籍ヘ編入申付追テ願出候様可取計候哉
右ノ趣御指揮被成下度奉願候以上

壬申十一月廿三日

濱松縣參事 岩崎長武

大藏大輔井上馨殿

壬申六月

輔

(七五)

白河県伺へ御指令案

書面初ケ条嫡母ノ有無ニ不拘母同様取扱不苦尤嫡母存在候ハ、産母ト相唱同戸列次へハ嫡母ノ次へ記載可致事

ニケ条智養子離縁相成候へハ出生ノ子ハ父へ付実家へ可引取筋ニ候へ共双方熟談ノ上ハ養家ニ差置候儀不苦候事

但養家へ残置候上ハ養父ノ存寄ニ任セ不苦事

三ケ条伺ノ通

四ケ条伺ノ通

但年増ノ者ニテモ普通ノ養子ト差別無之候事

五ケ条兄弟ノ輩行ハ養実ニ不拘長幼ヲ以順次之區別可相立事

六ケ条家族ハ養家ノ附籍ト可相心得事

七ケ条伺ノ通

八ケ条出生之児及ヒ死者ノ姓名等社寺ヨリ届出候ハ毎一年分翌一月中取調二月ニ至リ表ニ下テ可届出事

九ケ条伺ノ通

十ケ条伺ノ通

十一一条伺ノ通相心得里方熟談之上離縁イタシ候後後妻ヲ迎候儀ハ不苦候事

十二ケ条継母ト可相唱事

十三ケ条戸主罪アリ庶人ニ降サル、時ハ一家拳テ民籍へ編入可致事

壬申十一月

輔

心得ノタメ奉伺稟書

一 従前妾ニ召仕候者先般華族以下平民迄縁組不苦趣御布告ノ通ニ付改テ本妻ニ仕候ハ不苦儀ト奉存候処父没後ニテ妾母ヲ本母同様ノ取扱不苦儀ニ候哉嫡母有無ニテ差別モ有之候哉

一 但本文妾ハ是迄家族ニ入居候者ニ無之奴婢同様年季雇ノ者ニテ候智養子ノ者子供出生ノ上旧離出生ノ子ハ養家ニ残シ置申儀ニ候哉実家ニ連レ帰申答ニ候哉

一 但是迄ハ養家ニ残置養父ヨリハ育ノ孫ト唱後ノ養子ヨリハ先養子ノ子タルヲ以続ノ名義無之相互ニ忌服等無之究ニ候処其通ニテ可然哉

一 長男ヲ他家ニ養子ニ遣シ二男或ハ三男ニ家督相続苦カル間敷候

一 但本家或ハ実家等血統断絶ニ及フ訳モ有之願出候者ハ不苦候哉

一 幼年ノ者家督相続不苦儀ニ候ハ、右幼年ノ者若病氣廢疾等ニ相成候ハ、年増ノ者養子モ不苦候哉

一 但不苦義ニ候ハ、年増ノ者養子トハ如何ニ付名跡相続ト奉願忌服等ハ養父子同様ノ取扱可仕哉

一 怪我ニテ廢人 長男十八歳

一 出生不具 二男十三歳

一 幼弱 三男四歳

一 右ノ通ニテ年齢十七歳ノ養子イタシ候へハ長男ト唱廢人ノ長男以下ハ順ヲ以繰下ケ長男ハ二男二男ハ三男ト唱可申哉

一 但兄弟ノ輩行ハ年ノ長幼ヲ以相定可申哉又ハ家ヲ繼クヘキ者ヲ長男ト称シ仮令年増ノ者タリトモ家ヲ不繼者ハ弟ト称シ可申哉

一 戸主タル者他家ノ養子ニ相成家族ハ附籍ニ仕候義不苦儀ニ候哉

一 自今苗字名并屋号共改称不相成同苗同名ニテ無余儀差支ハ管轄庁へ可願出旨御布令ニ相成候処同苗同名ノ外ハ官長等ノ内へ同名且無抛儀差合有之候テモ異苗同名ニテハ改称合成間敷哉

一 出生ノ児及ヒ氏子入ノ数其名前ヲ録シ毎年十一月其管轄庁へ相達十二月中太政官へ差出儀ハ戸籍表同様前年分翌二月相達候而可然哉死者ノ姓名届方モ同断ニテ可然哉

一 僧侶等帰俗致シ候ハ元籍ニ復シ士族ノ子弟等ヨリ出候者ハ士族ニ編入可致哉且真宗或ハ修驗山伏ノ類ノ如キ数代僧侶ニテ以前ノ素性不分ノ者還俗イタシ候へハ都テ平民ニテ可有御座哉

一 嫡孫承租イタシ其嫡孫ヨリ元実ノ伯叔父ハ兄弟姉妹ノ見立ニテ其子

壬申十一月

輔

大区長副等事務并給料

- 一 管内ヲ十一大区ニ分チ毎区長副各一名各小区ニ総代一名ヲ置クコト
- 一 区長副ハ御布告ヲ伝達シ願同ノ奥印及ヒ区内諸掛リ雜費等ヲ檢シ上下ノ情実ヲ通暢シ小区総代ト合議シ区内ノ利害ヲ謀リ總シテ人民生ヲ遂ル様注意スル事

- 一 小区総代ハ大区長ヨリ伝達ノ旨ヲ各村戸長副等ヘ伝告シ小区内ノ情実ヲ審ニシ大区長ト合議シ百事必挙二期スル事

- 一 大区長年給百八十円副年給百二十円管内割ヲ以給スル事
 - 一 小区総代年給三十円大区割ヲ以給スル事
- 右ノ通御座候

柏崎県

(七二)

岩手県伺ヘ御指図案

書面ノ趣ハ差添人ノ入費ニ限り道中筋宿村ヨリ為差出償却ハ不為致候義ニテ其余入費償却方等ノ義ハ辛未四月公布ノ通可相心得事

壬申十一月

輔

復籍人ノ儀ニ付伺

脱籍人之義去辛未四月中御規則被仰出候内第四号復籍ノ者引渡入費巳年四月以前逃亡ノ者ハ諸入費都テ官費ニ相立其以後ノ分ハ其原籍ニテ償却可致御確定ノ処当壬申二月中御布告復籍御規則ノ内府県送ハ宿村継ト相心得入費ハ宿村ヨリ為差出可申旨ニ付テハ巳年四月以前以後ノ差別ナク諸入費都テ宿村ニ相懸可申様御達ノ同九月中ノ御達ニハ昼泊賄等改テ被仰出候条辛未四月中御規則ニ相原キ候儀ニ御座候哉此段相伺候也

壬申十一月十日

岩手県権令 寫 惟精

大蔵大輔井上馨殿

(七三)

戸籍原牒并華士族伍組編入ノ儀各府県ヘ御布告ノ儀ニ付正院ヘ伺案戸籍原牒之義各府県ヨリ一部宛為差出候規則ニ有之候処右ハ実ニ莫大ノ数ニテ可相収倉庫モ無之殊ニ地方官ノ手数モ不容易義ニ付右ハ起発六ケ年目改正之節共表而已為差出候様致度且先般伺相濟候華士族伍組編入ノ義ハ地方ノ便宜ニ任セ不苦義ト存候間各府県ヘ至急御達相成候様致シ度因テ別紙御布告案相添此段相伺候也

壬申六月

大蔵大輔

正院御中

御布告案

戸籍原牒之義各府県ヨリ一部宛差出候様兼テ相達置候処右ハ御詮議ノ次第モ有之起発并ニ六ケ年目改正ノ節共相収ニ不及表而已差出候様可致且華士族伍組ヘ編入ノ義ハ地方ノ便宜ニ任セ不苦候条此旨相達候事

壬申八月

太政官

御朱書

書面戸籍原牒之儀一旦御布告相成候儀ニ付起発ノ儀ハ兼テ之御布告通相心得六ケ年目改正之節ニ至尚見込可申立華士族伍組編入ノ義ハ兼テ伺濟ノ通相心得他向ヨリ伺出候節ハ可及差図事

壬申十月二十八日

正院

(七四)

滋賀県伺ヘ御差図案

書面初ケ条番号之義ハ戸数点檢ノ便ヲ得而已ナラス搜索考覽ノタメニモ候ヘハ一村一町ト分ケ戸毎ニ第何番持家何番借宅ト相記シ戸籍ヘモ同様書載致シ不苦候事

二ケ条戸籍ノ義官ヘモ被備置候御趣意ニ付規則ノ通編製可差出事

三ケ条華士族ト雖便宜ニヨリ伍組ヘ編入不苦諸願同届等戸長副戸長証印ノ上為差出可申戸長副戸長ノ外毎村町役人ハ差置ニ不及候事

(四七)

〔六七〕

置賜県へ御指令案

書面捕亡吏ヲ廃止取締組ト唱替ノ義ハ難相成候条有志ノ者共自費ヲ以取立候分ハ捕亡經費ト合併シ可ナリ警邏ノ方法可相立見込有之候ハ一般邏卒ト改称候様可致尤費用出納計算及官民費ノ區別等詳細取調可申出事

壬申十月

輔

〔六八〕

名東県へ御指令案

書面申立ノ通聞届候条利金一万二千八百二十九円余ヲ以警邏創立ノ基本トシ施行可致尤以往ノ經費ハ管下臣民ノ無差別不相当ノ割賦無之様処分イタシ右取扱方及ヒ出納計算等詳細調査ノ上可申出称呼ノ義ハ自今総テ還卒ト相唱可申事

但本文民費配賦ノ方法相立候上ハ最前ヨリ管轄高定額金ヲ以相設置候補亡吏漸次減省ノ積可取計事

壬申十月

輔

〔六九〕

静岡県伺へ御指図案

書面附籍イタシ候者ハ何レモ其者原籍ノ身分ヲ以テ取扱候様可致且戸籍名面上へハ附籍ノ年月事由等巨細可認置事

壬申十月

輔

附籍ノ者身分ノ儀ニ付伺書

戸籍御取締相立候ニ付テハ四民共夫々附籍致候者有之右ハ元身分ヲ不論現今附籍為致置候者ノ身分ヲ以取扱譬ハ士族へ附籍致候者ハ士族ニ取扱農商へ附籍致候者ハ農商ニ取扱候心得ニ御座候得共右ニテ可然哉為念此段相伺候也

壬申十月廿三日

大藏大輔井上馨殿

静岡県権参事 長沢常山

〔七〇〕

石鐵県へ御差図案

書面異宗徒処置ノ義ハ当二月公布ノ通相心得已ニ改心ニ赴候者ハ管下民籍へ編入又ハ本籍ニ復帰等本人之望ニ任セ可申事

壬申十一月

輔

異宗徒復籍伺

一昨庚午旧松山県御預相成候肥前国彼杵郡浦上村異宗徒之者共追々御恩沢ニ相浴漸悔悟ノ勢ニモ相運候ニ付最早今日ニ至繋囚束縛ノ姿ヲ解衆庶一般ニ復シ候ヘハ一層朝意ヲ感戴致速ニ改心ニ相運可申ト奉存候間其望処ニ從ヒ各本貫ニ復籍候様被仰付度此段相伺候也

壬申十月晦日

石鐵県参事 本山茂任

井上大藏大輔殿

〔七一〕

栢崎県伺へ御指図案

書面初ケ条大区二区長一名小区二副区長一名村町毎ニ戸長副ヲ置キ總代ハ差置ニ不及候事

二ケ条凡テ臣民ヨリノ願伺届等ハ正副戸長奥印ノ上直ニ県庁ニ差出サセ別段区長副ノ奥印ニ不及事

三ケ条布令諸伝達ノ義ハ区長ヨリ副区長へ相達副区長ヨリ戸長副へ通達為致候儀ト可相心得事

四ケ条区長年給百式十円副区長年給九拾六円ト相定何レモ民費ヲ以給与可致事

但戸長副人員并ニ給料共詳細取調可届出事

〔六四〕

別紙筑摩県相伺候取締番人ノ儀一区一兩人宛差置候儀ニモ有之捕亡附属ニモ有之趣ニ付左候ハ、邏卒名義ハ不都合ニ付入間埼玉両県へ御許可相成候例ニ倣ヒ捕丁ト相唱候様御指令相成可然此段相伺申候

書面番人ノ儀一区一兩人宛差置候儀ニモ有之邏卒名義ハ不都合ニ有之候条捕丁ト相唱可申尤右給料取立方ノ儀臣民無差別一般二分課シ不公平無之様処分致シ右取扱方及ヒ出納計算等巨細取調可申出事

壬申八月

輔

邏卒名義ノ儀伺書

当県管内ノ如キハ管轄石高二応セス地勢広遠ニ涉リ居加之信濃国木曾谷及飛騨国ノ如キハ海内二三ノ山路ニシテ自然惡徒共隠伏ノ便ヲ得四方ヨリ攢集シ往々良民ノ妨害ヲ成シ長嘆ノ至ニ付創県後追々取締筋取計此節静肅ノ姿立到候得共未タ其害根ヲ絶ツニ不到候付当夏以来管下每区内村町へ申論一区一兩人ツ、取締番人相定夫々私費ヲ以給料相渡粗体裁備ルニ到ルト雖猶此上邏卒ノ名義差許候ハ、一層保護ノ道行届可申存候付此旨相伺申候早々御下知ノ程仰望仕候以上

壬申八月十三日

筑摩県権参事 荒木博臣

大蔵省御中

〔六五〕

脱籍無産之徒賄方ノ義ニ付伺

府県預禁錮人并護衛ノ者賄方ノ義ニ付此程相伺候次第モ有之候処右ハ先達テ伺済ノ上及布達候脱籍無産ノ徒賄方ノ義モ同様相成候様致シ度因テ別布達案相添此段相伺候条至急御沙汰有之度候也

壬申十月九日

大蔵大輔 井上馨

正院御中

御朱書

伺ノ通

但朱字削正ノ通可相達事 壬申十月十日

布達案

各府県預禁錮人賄方之義当壬申十一月以後華士族平民ノ無差別一人一食ニ付新貨二錢七厘ヲ以相賄候様可致且当九月廿四日第四百四十一号布達脱籍無産ノ徒復籍并囚人護送ノ節賄代^モ限^リ前同様相心得可申「モ前条ノ通被相改候条右ヲ以テ取賄可致」尤其余入費立方等ノ義ハ最前相達候通可相心得事

但禁錮人護衛ノ者賄ハ一人一食ニ付新貨三錢五厘ヲ以可相賄事

〔六六〕

別紙鳥取名東置賜三県ヨリ相伺候条款参考致候処民費分課ノ義ハ先般広島県へ御許可相成候照例モ有之何レモ申立ノ通御許可相成可然併シ名称ニ於テ捕亡吏巡整吏又ハ取締組等区々ノ唱ニ相成候テハ不体裁ニモ有之殊ニ現今欧風ヲ師倣トシ三府神奈川県等へボリス^{邏卒}ヲ設ケラレ候儀ニテ外県々ト雖漸次右等ニ照応シ邏卒施行可致ハ勿論ノ義ト存候因テハ方今管轄高捕亡吏ノ外更ニ民費ヲ以人員増加致シ可ナリ警邏ノ方法可相立見込申立ノ県ニハ邏卒ノ称御許可相成可然由テ右三県へノ御指図案左ニ相伺申候

鳥取県へ御指令案

書面地方警邏ノ方法ハ全ク人民ノ財産ニ妨害ナス兇奸ヲ警シメ良民ヲ保護スルタメニ設ケサセラレ候義ニテ素ヨリ右經費管下臣民一般ニ可分課ハ至当ノ訳ニ有之候条不相当ノ割賦コレナキ様処分致シ右取扱方及ヒ出納計算共巨細調査ノ上可申出且称呼ノ義官費民費ノ無差別総テ自今邏卒ト改称可致事

壬申十月

輔

ト存候此段相伺申候

書面ノ趣ハ正院ヘ伺之次第モ有之候ニ付金千円予備金ノ内ヲ以テ可相渡候事

壬申五月

輔

今般支那香港表選卒規則并港規則等為取調当県七等出仕石田英吉被差遣候ニ付テハ彼地ノ都合ヲ以選卒檢官以下十二名程雇入度段相伺候処別帶ノ通御下知相成候ヘ共当県ニハ選卒定額金等ノ儀無之甚差支申候選卒入費ノ儀ニ付テハ兼テ御承知ノ通内外人民ヨリ可差出筈ノ処外国人居留地ノ分ハ条約御改正迄官費ニテ可相沢義同済ニ相成有之候間今般雇入可相成候官以下同所ヨリ横浜迄ノ船賃其他諸入費凡見込金二千円御出方相成候様致度此段相伺候以上

壬申五月廿九日

神奈川県令陸奥宗光

大藏大輔井上馨殿

当港外国人居留地取締ノタメ旧幕府中各国公使江談判ノ上英仏兵隊中ヨリ兵卒六名宛彼方ヨリ厚意ノ姿ニテ僅ノ給料差遣シ雇入県庁選卒同様是迄巡邏取締為致有之候処此俟差置候テハ終ニ主国ノ權ニモ關係イタシ其上去辛未年間各国領事集会ノ節取極メ申候手續モ有之幸此度支那国香港取締規則等取調ノタメ当県七等出仕石田英吉被差遣候ニ付テハ彼地ノ都合ニヨリ檢官以下十二名程為雇入可申候其上ニテ従前当県ヘ雇置候英仏ノ兵卒ハ追テ差返シ候様仕度此段奉伺候以上

壬申五月廿五日

神奈川県令陸奥宗光

正院御中

御朱書

伺ノ趣檢官以下雇入ノ儀ハ選卒入費金ノ内ヲ以可取計事

五月廿七日

〔六一〕

熊本県伺ヘ御指令案

書面初ケ条士族ノ隱居他管内居住ノ者ハ寄留ト可相心得事式ケ条別居同居ノ無差別血統ヲ引居候者士族誰厄介ノ称呼ヲ以取扱士族ノ家族ヘ計ヘ可申事

族属ノ儀ニ付伺

一 士族ノ隱居他県ヘ送籍不苦候哉(當代ハ本県ニ罷在候 不苦儀ニ候ハ於何方ハ士族ニ編入若隱居於其地出生男子アラハ士族ノ一戸ヲ立候儀不苦哉

一 士族ノ子弟妻帯イタシ出生ノ子本家厄介ニ相成居候者ハ士族ノ家族ニ計ヘ可申候其者於出生イタシ候類本家ト続柄ノ名義有之迄ハ士族ニテ候哉亦名義無之共血統ヲ引居候者ハ士族ニテ候哉

但別居同居ノ差別可有之哉

右両条奉伺候也

壬申六月五日

大藏省御中

熊本県

〔六三〕

五條県貫属十津川郷士族貫属地替ノ儀ニ付伺出御付紙案

書面ノ趣当人ハ東京府貫属ト相成其者親子兄弟ノ内ヲ以十津川郷中家名存在ノ儀ハ不苦候ヘ共取扱ヲ以有名無実ノ儀ハ難相成事

当県貫属十津川郷士族先般東京府貫属被仰付候者ノ中於旧郷モ従前通り家名相立度願出候向有之候ヘ共凡テ他ノ貫属ニ転シ候上ハ難聞届儀ト存候此段相伺候也

辛未八月八日

大藏省御中

五條県

(四四)

幾女

誰

私娼妓ノ節出生

六ヶ条頭書ニハ不及候条女子ニテ戸主トナリシ者同様可書載事七ヶ条
病日記スニ不及廢疾ト而已可書載事

壬申五月

輔

戸籍取調ノ儀ニ付伺

戸籍ノ儀兼テ御達ノ通期限不相後様夫々手ヲ下シ取調罷在候処先般御頒
布相成候戸籍書式中適例無之廉モ往々有之当今甚差間有之候ニ付条例左
ニ

一 士族ノ輩諸技芸等開業ノ者ハ肩書或ハ頭書ニ相記シ可申哉

一 後家ト唱候者夫ニ後レ其家ニ主タル者而已ヲ後家ト相唱候儀哉又ハ
尋常夫ニ後ルハ概シテ後家ト相唱候儀哉

但一戸ニ主タル者而已ヲ後家ト相唱候儀ニ候ハ子弟等ノ妻ニテ夫
ニ後ルハ何ト相唱可申哉

一 双胎ナル者兄弟同年ナリ然シテ双胎ノ儀肩書不及候哉

一 母以前娼妓ノ時產出父ノ名実ニ不相分者ハ如何相記シ可申哉

一 戸主タル者孀ニシテ以前娼妓ノ時產出ノ子はモ真ニ夫ト定リシ者無
之右ハ当人ノ肩書等ハ如何相記シ可申哉

一 一回ヒ嫁シ離縁ノ後家ヘ復籍モ不致外ニテ一家ヲ起シ候者頭書ヘハ
如何相認可然哉

一 廢疾ナル者病名一々掲載及ヒ不申候哉

右ノ段至急御差図有之度此段奉伺候以上

壬申四月廿五日

大藏省御中

敦賀県

書面守札ノ儀僧侶旧神官共所持為致戸籍簿冊ヘモ臣民同様掲載可致事

壬申六月

輔

神官僧侶氏神記載ノ儀ニ付伺

戸籍書式中神官僧侶ニ限リ氏神可記載様不相見抑旧神官ハ神前奉仕ノ者
ニ候ヘハ可記載ハ勿論且僧侶ノ者モ亦皇国内ノ人民ナレハ氏神且守札可
相渡儀ト奉存候然ルニ右書式ニ御掲ケ無之ハ別段御評議ノ次第被為在候
儀御座候哉僧侶共ヨリ別紙ノ通伺出候ニ付旧神官ヲ并セ此段奉伺候至急
御差図被下度奉願候以上

壬申六月十四日

柏崎県參事 鳥居断三

大藏省御中

乍恐奉歎願口上覺

今般戸籍御嚴制被仰出候儀ハ全億兆ノ人民御綏撫ノ基ト深奉感戴候右戸
籍ニ僧侶氏神可記旨御沙汰ニ相成是又皇国ノ人民ニ候ヘハ拝承不仕儀ハ
毫末無之候然ルニ僧籍ノ儀ハ御規則ニハ氏神ノ銘無之耶ニ心得罷在候上
更ニ教部省被置候御主意ハ神官僧侶何レモ教導ノ職掌ニシテ互ニ主伴相
立候テハ却テ教導ニモ指響キ自然教部省被置候御主意ニモ相悖リ候半耶
ニ奉存候右ニ付御多端ノ御中実ニ恐慄ノ至ニ候ヘ共右僧籍氏神ノ儀官府
ヘ御伺被成下置度懇願候以上

頸城郡五十三区

真宗八ヶ寺總代

明治壬申六月三日

町田村 西願寺

梶村 性徳寺

柏崎県御庁

〔六〇〕

柏崎県伺ヘ御指令案

〔六一〕

別帛神奈川県令陸奥宗光申立候条件事実無余儀義相聞候条御聞届相成可
然候ヘ共邇卒檢官以下六名ニ御減少相成候趣ニ付左ノ通御指令相成候方

(國外未鑑)
「校正了」

(國外未鑑)
「大蔵省記録抜粹」

(國外未鑑)
「三十五」

「大蔵省記録抜粹 三十五」

戸籍原書 壬申ノ部

戸籍原書明治壬申部

〔五七〕

三重県伺へ御指図案

書面人生始終ヲ詳ニスルハ戸籍規則中尤緊要ノ事トス故ニ戸長副等ヲシテ各其区内人員ノ生死ヲ詳ニスルト雖又埋葬ノ処ヨリモ其由ヲ記載シ書出サシムルハ其遺漏杜撰隠匿擁蔽ノ事アランヲ慮リ彼此照準参互検閲ノ備トスル旨趣ニ候条刑死等ノ者ニテ社寺ニ不関分ハ県庁ニ於テ調査ノ上可届出自葬祭ノ儀ハ教部省へ可伺出事

壬申五月

輔

死者届方建議

死者届方社寺戸長双方ヨリ届出候儀重複ニ属シ候哉ニモ奉存候自葬祭或刑死等ノ者社寺ニ不関向ハ自然ニ遺漏ニモ可相成ニ付御指支ノ筋モ無之候ハ社寺ノ届ハ御取消ニ相成候テハ如何可有之哉右ハ全国各県関係ノ事ニ御座候へ共勞費ヲ省キ候一端トモ奉存候ニ付不願冒浼愚見陳述仕候

壬申五月九日

三重県權令 丹羽 賢

大蔵省御中

〔五八〕

栃木県伺へ御指令案

書面差添人ノ入費ニ限り宿村ヨリ為差出償却ハ不為致候儀ニテ其余入費償却方等ノ儀ハ辛未四月布告ノ通可相心得事

輔

復籍ノ徒通行道筋入費ノ儀ニ付奉伺候

先般脱籍無産ノ輩復籍規則ノ内府県送ハ宿村繼ト相心得差添人并其入費ハ宿村ヨリ為差出可申旨御達有之候入費ノ儀ハ全差添人而已ニテ本人ノ分ハ昨辛未四月中被仰出候復籍無産ノ輩復籍御規則ノ通相心得候儀ニ可有御座哉又ハ本人并差添人共都テ其通行道筋宿村毎ノ入費ニ為相立候テ宜儀ニ御座候哉何分了解仕兼即今差支ノ廉有之候間至急御下知相成候様仕度依テ為念此段奉伺候以上

壬申三月二日

橡木県

大蔵省御中

〔五九〕

敦賀県伺へ御指令案

書面初ケ条肩書ニ可書載事ニケ条其家ニ主タル者ヲ後家ト可相心得子弟等ノ妻夫ニ後ルハ誰亡妻ト可認事三ケ条肩書可相認事四ケ条左ノ通可書載事

母誰亡

何ノ誰

年何

母娼妓ノ節出生

父何ノ誰亡

何ノ誰

年何

五ケ条左ノ通可書載事

(四二)

一 職分書中雇人ト有之候ハ如何ノ人体ヲ相指候儀ニ候乎日雇駄賃取ノ類ニ候ハ、雜業部類ニ可有之年期ヲ定メ他人ノ家ニ被召仕候類ハ寄留人ノ部類ニ可有之若クハ平民ノ婢僕ニシテ其身一代或ハ代々被雇置候者ノ儀ニ候乎右ノ処判然難解如何相心得可申乎
右ノ条々至急御差図被下度此段奉伺候以上

壬申四月廿九日

大藏省御中

山形県

扱致サセ何レトモ繁劇ノ職掌ニ付俸禄モ前件ノ通被定置度尚追テ適宜ノ人員ハ治定仕御届可申出候也

壬申五月

鹿児島県参事 大山綱良
都城県参事 桂 久武
美々津県参事 福山健偉

大藏省御中

〔五六〕

鹿児島都城美々津三県伺へ御指令案

書面ノ趣ハ無余儀事情ニモ相聞候ニ付俸禄ノ儀当分ノ内聞届候条郡長副郡長里正等ノ称呼ヲ相廃止更ニ戸長副戸長ト改称シ人員等詳細取調可届出尤給料并諸費用ノ儀ハ当壬申三月交付ノ通相心得民費賦課ノ方法取調可申出事

壬申五月

輔

郡長俸禄一ヶ月現米四石五斗

副郡長俸禄一ヶ月現米二石五斗

里正俸禄一ヶ月現米一石五斗

右ハ県治御一定ニ付郡長里正ノ配置或給料等モ旧県ノ振合ニ照準釐正ノ見込追々可申立旨被仰渡趣承知仕候旧鹿児島県管内ノ儀往古ヨリ一郡内ニ数郷ヲ置キ其郷ニハ悉ク士族土着致シ候ニ付從來地頭其他民事取扱ノ者数員ヲ配リ大ナルハ一二ヶ郷小ナルハ三四ヶ郷ヲ管シ士卒平民ヲ指揮セシメ給料モ相応渡来候然ル処今度分県ニ付テハ旧県ノ振合ニ準シ郡長里正ノ職ハ尚人撰ヲ以テ任シ置同視同仁ノ 朝旨ヲ令奉戴県令ノ命ヲ伝ヘ人民ノ教育農耕其他戸籍取扱等ノ事務厚ク不申付候テハ偏僻ノ土地各其職業相励ムニ至兼候ニ付旧来ノ定員ヲ廃シ精々令減少各郡境内ノ広狭或ハ人馬運輸ノ便宜ニ依リ区域相定メ事務片時モ難關候ニ付人員ノ治定見留未相付候ヘトモ差向相応ニ申付諸務親シク取

書面末社小祠等ハ算フルニ不及戸籍ヘハ村社マテヲ記載可致事
干支月 輔

戸籍表中社ノ儀ニ付伺

戸籍表中ニ記載スヘキ社ハ村社迄ヲ数フヘキ乎又ハ末社小祠等モ数ヘ可
申乎并右数フル程ノ社ハ其区戸籍帳中ニモ記載致シ候儀ニ有之候乎
右相伺申候至急御差図被下度候也

壬申四月廿三日

大蔵省御中

濱田県

〔五三〕

筑摩県伺ヘ御差図案

書面伺ノ通相心得追テ独立活計相立候迄ハ徒刑人同様雇工力役ヲ以入
費相補候様精々注意可致事

但賃錢ノ儀ハ其土地職方相当相渡右ノ内ヲ以本文ノ通処置可致事

壬申四月

輔

本籍無之徒場エ入置候者賄方ノ儀伺写

脱籍無産ノ徒ノ内郷里ニ持地住居モ無之帰籍為致候テモ生業難相立者ハ
其地徒場ヘ入レ刑人ト區別相立置追テ独立活計相立候ハ、望ノ地ヘ入籍
可取計旨辛未十二月中御沙汰有之候処己ニ右類ノ者七八人有之徒場ヘ入
置申候然ル処右ノ者諸賄入費ノ儀ハ徒刑人ト同シク官費ヲ以支払候様可
仕乎此段為念相伺候条早々御差図相願候以上

壬申四月十九日

大蔵省御中

筑摩県

〔五四〕

青森県伺ヘ御指図案

書面当七月中差出シ候戸籍ヘハ正月晦日現在ノ人員ヲ書載候儀ニ付

生死亡共認ルニ不及二月一日ヨリ十二月三十日マテノ出生死亡ヲ来西
年正月中取調二月ニ至リ可届出事

ニケ条妾ノ儀ハ妻ノ次ト相心得其家ヘ附籍可致事

壬申四月

輔

戸籍調ニ付不決ノ件々伺

戸籍総計書式中死亡人ノ分何月何日ヲ期トシ取調候テ可然乎且当管内ノ
儀ハ今般初テ戸籍精調ニ付死亡人詳細相分兼候間当申一応元調ノ上来西
二月中御届之節ヘ譲置如何可有御座乎

雛形中附籍セシ妾ノ例不相見候ヘトモ其実召仕ニヒトシキ者ニ付家族ノ
跡ニ記載候テ如何可候乎右兩条至急御下知被成下度奉存候以上

壬申四月廿四日

大蔵省御中

青森県

〔五五〕

山形県伺ヘ御指図案

書面初ケ条村町役人共ハ何レモ職分表ヘハ本籍ヲ以テ記載可致事ニケ
条雇人トハ職分表ニ掲ケ有之候通平民ノ召仕ヲ指テ相唱候コトニ付日
雇駄賃取等ノ類ニハ無之年期ヲ定メ他人ノ家ニ被召仕候トモ同管内ニ
候ヘハ寄留ノ訳ニ無之候条其者本籍ニ於テ戸籍簿冊当人名面上ヘ誰備
ト相記シ職分表雇人ノ部ヘ書載可致事

但他管内ヘ被雇候乎又ハ他ノ管内ヨリ雇入候者等ハ都テ寄留ノ取計
ニ可致事

壬申四月

輔

戸籍編制ノ儀ニ付伺

戸籍法御雛形中ニハ何役ト役名ヲ相記候様ノ御定則ニ相見候ヘトモ職分
書中ニハ村町役人等書入候目ハ無之村町役人ハ真ノ官員トハ難申候ヘト
モ農工商トハ區別可有之此等ハ職分中何レノ目ヘ相加ヘ可申乎

壬申二月廿日

置賜県

置賜県変例ノ伺右御廻シ申候早々御見込御申出可有之候也

壬申四月十三日

史官

大蔵省御中

〔五〇〕
酒田県伺へ御差図案

書面初ケ条戸長副連印ノ証書ヘ庁ノ印ヲ押シ可下渡甲管轄所ノ華士族
乙管轄所平民籍ヘ編入ノ儀其庁才牛テ聞届候上ハ戸長副連印ノ送籍狀
相渡庁ノ証印ニハ不及ニケ条伺ノ通可相心得事

壬申四月

輔

戸籍法中御改正第五条送籍証ノ儀心得方伺

華士族卒僧尼旧神官ハ戸長ヘ申立管轄庁ノ証ヲ請ト有之候ハ戸長副連印等ニ不及直ニ庁ヨリ庁ヘノ送籍証書相渡候儀ト心得可申乎且又甲管轄所ノ華士族卒等乙管轄所平民籍ニ帰農商致シ候節ノ送籍狀ハ甲ノ戸長副連印ノ証ニテ乙ノ可編入戸長副宛ニ致シ右ヘ庁ニテ証ヲ押シ相渡可然乎

一 平民ハ戸長副連印ノ証可與ト有之候ハ総テ序ニテ聴知ルノ証ヲ押シ候ニ不及儀ト相心得可申乎

右ノ各咥ト致シ兼候付奉伺候至急御差込被成下度候也

壬申四月十三日

大藏省御中

酒田県

〔五一〕
大阪府伺へ御差図案

書面戸長ノ儀ハ其区ノ大小ニ寄定員無之數十ヶ村数十員ニテ可然別段
区长差置ニ不及且市郡ニ不拘一般改正ノ儀ニハ候エトモ府内ニ限り已
ニ戸籍法ニ寄確定致候分ハ其俟差置不苦候事

壬申四月

輔

戸長副戸長ノ儀伺

此度莊屋年寄等都ヲ相廃止戸長副戸長ト改称シ是迄取扱來候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ハ一切為取扱候様御沙汰ニ御座候然ルニ昨年被仰出候戸籍法第一則中毎区戸長并副ヲ置ト云々第三則中一区ヲ定ムルハ四五町モシクハ七八村ヲ組合スヘシ然レトモ其小ナル者ハ數十ニ及ヒ大ナル者ハ二三ニ止マルモ都テ其時宜ト便利トニ任セ妨ケナシト然レハ戸籍法ノ御趣意ハ數町數村ト合シ一区トナシ毎区戸長ヲ置候事ト相見ヘ申候此度ノ御沙汰ニ寄リ莊屋年寄ヲ戸長副戸長ト改称致シ候ヘハ數村十數村ヲ合シ一区ニハ數十ノ戸長ト相成戸籍法ノ數十村ヲ合シ候一区ノ戸長ト自然相違ノ事ニ相成候様被相考申候如何取極可申乎至急御差圖有之候様仕度猶於当府ハ已ニ數村數十村ヲ合シ区分ノ戸籍法被設置候上ハ一区ノ長ニ相立候者不差置テハ不都合乎ト相考候間戸長ノ上別ニ一区ノ長ニ相立候者ヲ置候乎或ハ數村數十村ノ戸長ノ内ニテ一区ノ長ヲ兼帶候様相成乎何レ一区ノ長ニ相立候者相備ヘ候様無之テハ不取締ニ可有之乎ト奉存候右ニテ御差支無之乎ト奉存候此段モ相伺候間至急有之度候也

壬申四月十八日

大坂府

大藏省御中

追テ本文ノ儀ハ郡中ノミニ拘候乎将市中モ同様ノ儀ニ候乎是亦相伺候也

〔五二〕

濱田県伺へ御指令案

右平民何人モ戸主ノ男ヲ數ヘ可申処或ハ前戸主没シ後戸主男子無之或ハ幼少ニテ當時戸主婦人ノ分有之婦人ニテモ戸主ノ分ハ戸主ト看做シ本文平民員中ニ属入不苦候乎然レハ平民何人内女何人ト區別記載可仕乎

一 尼何人同弟子何人

右尼何人モ現住ヲ數ヘ可申処全体尼タル者家族無之候エハ前住ニテ隠居ノ分ハ如何書記可然乎

一 十五歳以上ニシテ職業ニ従事スル云々

右戸主ノ外十四歳以下ハ相除キ候ヘハ老年ノ者ハ如何心得候乎年齢ニ不拘隠居ノ者ヲ除キ可然乎

一 囚獄及ヒ徒流入等其管轄内ニ云々

右流刑人ハ生死ノ部同様当二月以後ノ分ヲ來春ノ表ニ書載囚獄徒刑ノ分ハ其本貫中ニ現今ノ人員ヲ初度ノ編制ニ書載可然乎且囚獄徒刑ノ分ハ其本貫中ニ書載セ無戸ノ分ハ其出生村町ノ戸籍帳末ニ區別無戸ノ部ヲ挙ケ各名頭書ニ囚獄徒刑ノ年月ヲ書載セ可然乎又ハ無戸ノ分囚獄徒刑場ノ屋敷内ヘ取集メ生所父名年月等一纏ニ書記候テモ可然乎

一 脱走尋中ノ者ハ現人員中ニ數ヘ又總計ニハ内何人脱走尋中ト掛紙ニ記シ置可然乎

右奉伺候条至急御差図可被下候也

壬申三月廿九日

大藏省御中

鳥取県

〔四九〕

変例ノ儀ニ付史官ヘ回答案

置賜県ヨリ伺出候別紙変例ノ条款調査及ヒ候処先以左ノ通御指図有之可然ト存候因テ被遣候書類返却此段御答申進候也

壬申四月

史官御中

大藏省

同指令案

書面ノ条款ハ追テ一般ノ規律被仰出候迄伺ノ通可相心得尤八ヶ条一家退転ニ及ヒ候分ハ格別自家ヲ廢絶シ他家ヲ相統致シ候儀ハ不相成事

変例ノ窺

一条

嫡子疾病事故有之無止相廢シ次子ヲ嫡子ト定候後廢嫡疾病平癒候ハ、再ヒ嫡ニ復シ次子ヲ相除キ候テ不苦候乎

二条

右廢嫡病平癒ノ後相応ノ取組有之候ハ、他家相統不苦候乎

三条

他家ヨリ貰ヒ請候養嫡右同様ノ事故有之候節ハ実嫡ノ例ニ倣ヒ可然乎

四条

養嫡事故有之相廢シ候後養実両家納得ノ上ハ実家ヘ復籍不苦候乎

五条

当主疾病ヲ以隠居スルノ後病ヒ平癒其家嗣子ナキニ当テ再ヒ承統不苦候乎

六条

当主疾病隠居後病平癒候ハ、血統ノ他家嗣子ナキニ至リ家督不苦候乎

七条

血統ノ一類死跡嗣子無之節正嫡ヲ遺シ家督不苦候乎

八条

無祿ノ平民其家ヲ廢絶シ有祿士族ノ家ヲ続カント不苦候乎

九条

有祿平民ノ養嫡他士族ノ家ヲ承ル不苦候乎

十条

青年ノ人疾病ヲ以隠居スル者アリ其養子トナリ家ヲ承ル者歳父ヨリ長ス他日父隠居病平癒ニ付己隠居シテ父ニ予カ後ヲ嗣カシメント請フ事不苦候乎

附父隠居初メ不幸ニシテ病ニ罹リ当主一旦其家ヲ承ト雖トモ壮年ノ父

肩書ニ候乎

一 同戸列次ノ内長男ハ妾腹次三男本腹ニ候ハ、肩書并ニ列序如何相心得可然乎

一 長男有之処次三男ノ内ニテ相続人ト相定候時父ノ方ニテ請候忌服相達有之候ヘトモ兄弟ノ名目不替儀ニ可有之乎又喩ハ実子兩三名有之処ヘ相続人ト見据候養子イタシ候時養子年齢幼弱ノ時ハ養方兄弟ノ名目如何相心得可然乎

一 他管或ハ他区ヘ寄留ノ者其本貫ニ家屋敷并厄介可致者無之分ハ本貫戸籍帳如何認可然乎

一 甲ノ国ヨリ乙ノ国エ寄留致シ寄留先ニテ乙国ノ者ト縁組イタシ候時右送籍ハ其本貫甲国ヘ遣スヘキハ勿論ナレトモ其身貧且本貫数百里ヲ隔リ籍ノ送入可致様無之者ハ寄留ノ地方官庁ヘ願出其庁ヨリ送届可然乎

右御問合及ヒ候間御掛札ヲ以御示諭可被下候

壬申四月三日

戸籍寮御中

福島県

〔四八〕

鳥取県伺ヘ御指令案

書面初ケ条村町戸長副戸長等各本籍并役名ヲ肩書ニ致シ職分表ヘハ何レモ其本籍ヲ以可記載事

二ケ条

空家タリトモ順次番号ヲ貼シ戸籍ニハ左ノ通相認家持何軒イ部ヘ算入シ空家ノ廉別記ニ不及候事

某国某郡某村町

第何番屋敷空家

一軒

某村町何ノ誰持家

三ケ条

伺ノ通

四ケ条

追テ詮議ノ次第モ可有之候条先ツ家族ノ部ヘ可記載事

五ケ条

尼ノ部ヘ可記載事

六ケ条

老年又ハ隠居ト雖トモ職業ニ従事セルモノハ職分表ヘ可記載事

七ケ条

無戸ノ分其出生セシ村町ノ戸籍帳末ニ区别相立囚獄徒流刑ノ年号干支月日詳細ヲ頭書可致事

八ケ条

伺ノ通相心得其者名面上ヘ脱籍ノ事由年号干支月日可記載事

壬申四月

輔

戸籍法書中伺

一 第四号書式族属認方農工商ノ次ニ某役ト有之候ハ村町正副戸長莊屋年寄触頭目代等ヲ書記シ可申儀ニ御座候乎且右役名有之者ハ職分表ニ何ノ部ヘ書載可然乎

一 戸数何軒内ヘ家持何軒 借家何軒

右即今現居住ノ分ヲ数ヘ候ヘハ空家ノ分ハ軒数ニハ相除キ可申平勿論空家トテモ番号ハ記シ候ヘハ空家トテモ番号ハ記シ候ヘハ空家何軒ト記列可然乎

一 土族何人同家族何人内 男何人 女何人

卒 何人同家族何人内 男何人 女何人

右土族卒何人ハ当主ヲ数ヘ男女何人ハ家族ノ男女ヲ数ヘ可申処当主死去嗣子無之現今跡目未定無主ノ分ハ家族ヲ他家族一統ノ人員中ニ属入可申乎且甲当主タル者乙某ノ家ニ同居シ或ハ家族中ノ隠居等当主ト他別宅ノ分ヲ各一戸ニ数ヘ候エトモ則士卒当主ノ總計ト相違セリ当主ノ人員ヲ挙ケ候エハ戸数總計表ニ引合不申候トモ可然乎

一 平民何人同家族何人内 男何人 女何人

脱走人除籍ノ儀ニ付伺

脱籍無産ノ輩復籍ノ御規則昨未四月更ニ被 仰出候内第七条中ニ脱走ノ者有之節云々六箇月毎ニ模様申立三十六ヶ月ヲ過尋得不申候ハ、永尋申付除籍致シ候儀ハ不相成ト有之候然ル処右不致除籍其俟差置候トキハ戸籍面ニハ人名相存スルト雖トモ其実ハ空名ニ有之所謂有名無実ニシテ戸籍總計表等ニモ虚名ヲ測リ無実ノ戸数人員ヲ挙ルノ弊ヲ生シ実ニ正明ノ旨趣ヲ失ヒ盛衰ノ族表ヲ妨ケ候儀ト相考候且人命ハ凡ソ有限者ナレハ唯永尋トノミニテ除籍ノ期ナケレハ終ニ百年ニ百年ノ後ニ至テハ弥許多ノ空名ヲ存シ至極不体裁ノ儀ニ付何ヶ月ヲ過尋得不申候節ハ戸籍面ヲ除キ別ニ脱籍人ノ簿帳ヲ整ヘ其人員ヲ挙候乎何ト力御規則御變更ニ相成度此段至急相伺候也

壬申二月十二日

大坂府

大藏省

〔四六〕

置賜県伺書ヘ御指令案左ニ相伺申候

書面別居ノ儀ハ不苦候条士族当主ノ外ハ總テ誰父誰厄介ノ称呼ヲ以可

取扱事

月

輔

士族次三男伯叔父等分家ノ伺

士族当主ノ次三男伯叔父等自然分家イタシ一ノ戸籍立据候者無禄ノ士族トシテ一士族相附益不苦候乎此段奉伺候也

壬申三月廿七日

置賜県

大藏省御中

〔四七〕

福島県問合書ヘ御指令案

初ケ条

申出ノ通

二ケ条

逃亡ノ事由年月等名面上ヘ記載可致事

三ケ条

父名ノ肩書ト可相心得事

四ケ条

本腹妾腹ノ無差別男女ヲ区分シ長幼ノ順ヲ以左ニ準シ肩書可致事

長女妾腹

某

長男

何ノ誰

二男妾腹

何ノ誰

二女同

某

五ケ条

次三男ノ内相続人ト相定候共兄弟ノ順次ハ差別無之候実子兩三名有之処ヘ為相続貴請候養子ハ年齢ノ長幼ヲ以テ右実子ト兄弟ノ順相立可申事

六ケ条

他管内ヘ全戸既ニ引移ルカ如キハ其地ノ籍ヘ編入可致尤同管内甲ノ区ヨリ乙ノ区ヘ商用修行又ハ被傭等ニテ滞留ノ者ハ寄留ノ訳ニ無之其段双方戸長ヘ相届六ケ年目検査ノ節帰宅改ヲ受候儀ト可相心得事

七ケ条

申出ノ通

戸籍編制ノ儀ニ付左ノ廉々及御問合候

大藏省ヘ差出候戸籍帳公用界紙不相用御達ノ処右ハ紙代摺料共官費ニテ可然乎

逃亡人ハ除籍不相成候ニ付其籍ニ存名致シ置逃去云々頭ニ記載候テ可然乎乃至附紙ニ可致乎

父隠居シテ家ニ在ノ例父隠居ト認候ハ父名ノ肩書ニ候乎乃至戸主ノ

〔四二〕

長野県伺へ御差図案

書面伺ノ通相心得老幼等ニテ手業モ出来兼活路難相立者ハ其者村町又ハ管轄内ヲイテ救助ノ方法相設世話為致可申別段御救助等ハ難被下事

壬申二月

輔

士族卒脱籍ノ儀ニ付伺

士族卒脱籍致シ五十日ヲ経不立帰家族ヲ庶人ニ下シ候節親類モ無之極窮飢餓ニ迫リ候類ハ最前御布告有之候脱籍無産ノ者ニ準シ独立生業相立候迄罪人ト区別ヲ立徒場ヘ入職業為相當可然乎若シ老少ニテ手業難成者ハ別段救助被下候儀ニ候乎兼テ此段相伺申候以上

壬申二月十日

長野県

大蔵省御中

〔四三〕

木更津県伺へ御差図案

書面伺ノ通尤地方ニ就候課役ハ從來ノ通可相心得事

壬申二月

大輔

農商職分ノ儀ニ付伺

從來農ヲ以テ名目ト致シ候者ニテ田畑所持不致又ハ少田畑所持ノ者専ラ商業ヲ営ミ居候者ハ改テ商ノ部ニ入レ可申乎此段相伺候也

壬申二月十七日

木更津県

大蔵省

〔四四〕

堺県伺書へ御差図案

書面ノ趣ハ働賃ヲ以成費省略入費相賄全計ノ分積立置追テ当人共ヘ為取遣候筋ニ付別段御下金ノ儀ハ難聞届候事

壬申月

大輔

脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀兼テ被仰出候通り可取扱ハ勿論ニ候処右等ノ内原由篤ト相糺本貫庁ヘ掛合ノ上帰籍為致候テモ生業難相立者ハ以來帰籍府県送りハ差止其地徒場ニ於テ刑人ト区分シ職業為相當追テ独立活計相立候上望ノ地ヘ編入可取計旨今般更ニ被仰出候ニ付テハ管内ニ於テ一ケ年概略ノ見積別紙ノ通御座候然ルニ右入費御定額限アル常備金ヨリ支払候テハ眼前不足着見候儀ニ付別廉御下金ヲ以テ相備置明細勘定書ヲ以御届申上候様可仕候

人員百人

内六拾人

〔本貫ニ於テ産業難相立見込ノ者〕

内四拾人

〔父母流寓中出産生所不相分者〕

右一ケ年飯料見込

錢三万二千四百貫文

〔但一日一人六百七十六文〕

〔一ケ月二千七百貫文〕

此金凡ソ二千七百兩

右ノ内夫々職業為相當候ヘハ働賃等ヲ以入費相賄候ヘハ減少ニ可相成候ヘトモ右働賃等ハ夫々積立置追テ独立活計相立望ノ地ヘ編入ノ砌下渡申度候

右ノ通相伺申候以上

壬申二月十七日

堺県

大蔵省御中

〔四五〕

大坂府伺へ御差図案

書面除籍期限等ノ儀ハ追テ可相達候条脱籍ノ事由年月等戸籍名面上ヘ記シ可差出事

壬申二月

大輔

ノ比例ヲ以テ下方ヨリ取立相当支給可致其余莊屋組頭給取立方等ノ儀ハ旧慣ニ依リ処置可致事

壬申三月

輔

戸長副戸長給料ノ儀ニ付伺

先般以来戸籍編制ノ儀ニ付戸長副戸長ヲ置夫々取調サセ居右給料ノ儀甲府県ヨリ伺出候初ケ条ノ御附紙ニハ給料其余入費ハ区内ノ戸口ニ準シ相当ノ入用下方ヨリ取立手当諸入費ニ相立候儀ト可心得事ハ有之候ヘトモ何レノ口ヨリ何程取立長副ニハ何程支給シ可然乎相分不申且戸長副戸長ニ限ラス総テ年寄検断名主組頭等ノ給料ニ至ル迄或ハ官費或ハ民費或ハ多ク或ハ少ク区分多端一定無之差支不少候ニ付以来租税本途ノ百分ノ一ヲ目的トシテ高掛リヲ以テ之ヲ徴シ名ケテ支給米ト言ヒ以テ戸長副戸長ヨリ組頭等ニ至迄一切市在里正ノ給料ニ充テ当分一樣ノ制限相立申度右追テ一般ノ御法則モ可被仰出候ヘトモ一日タリトモ右等ニ制限無之候テハ政務ノ施行ニ差支候ニ付至急御下知御座候様仕度此段奉伺候以上

壬申正月十八日

山形県

大蔵省御中

〔四〇〕

印旛県伺へ御差図案

書面ノ趣ハ地方ニ寄広狭貧富繁閑ノ別モ有之即今一般ノ難及布令候条其県適宜ノ見込ヲ以テ処置可致事

壬申正月

輔

戸長副給料并入費等下方ヨリ取立方ノ儀ニ付伺

△*

右ノ通被仰出候ニ付各府県ニ於テ相当支給可致候ヘトモ右入費取立方等県々区々ニ相成或ハ人別ヨリ取立候県モ有之又ハ高割或ハ家別等ヨリ取立候県々モ有之長副給料モ亦多少区々ニ相分レ候テハ下情ニ於テ種々物

議ヲ生シ可申ハ必然ノ儀既ニ旧小菅県ニテ一般人別ヨリ取立給料支給且入費等分与致シ候趣ノ処近傍県々右等ノ処置モ不相聞候ヨリ管下ノ細民種々苦情相唱候由伝承仕候右ハ畢竟一般ノ方法不相立故ノ儀ト奉存候間可相成ハ凡一万人ノ戸長喩ヘハ月給五兩副三兩ト申如ク又諸入費取立方人別出錢又ハ家別或ハ高割等至当ノ方法御詮議ノ上更ニ一般ノ御布令相成候様仕度最モ即今取調ノ際ニ臨ミ長副無給等ニテハ事務難相運且本県限り出金方法相定候テハ前書ノ通不都合ニ候間可相成ハ御布令ニ基キ治定仕度何分御差図至急奉願度此段奉伺候以上

壬申正月廿三日

印旛県

大蔵省御中

*附紙「△隣印ノ処ニ入ル 戸長副給料并入費ハ凡テ下民ヨリ取立相当支給可致事」

〔四一〕

宇都宮県伺へ御差図案

伺ノ通

壬申二月

輔

分区取調方向

管下四郡分区ノ儀五百戸ヲ以テ一区ト定メ戸長一員副二員ヲ置キ別ニ里正ヲ置カス区内ノ事務一切為取扱不苦候乎
一 戸長月給八円副四円給与候テ可然乎

但右給料半ハ区内ノ戸数ニ附シ半ハ区内ノ石高二割付シ不苦候乎
右件々奉伺候至急奉仰御指揮候也

壬申正月廿八日

宇都宮権参事 岩村高俊
全 参事 小幡高政

大蔵省御中

人十人ノコトノミニテハ無之候部内ノ民亦不少古語ニ言大國ノ政八十
鱗ヲ煮ルカ如シト不可不思ト奉存候事

第十七則ヘノ下札^{*1}

其管轄庁トハ其勤仕スル官省ノコトニ候乎若シ本貫屬ノ庁ナラハ迎モ
不被行コトナリ喻ハ鹿兒島藩土族京都府ニ出仕スルニ京都府ヨリ大坂
東京其外ヘ出張スル迎鹿兒島藩ヘ届ケハナラサルコトト奉存候事

第二十則ヘノ下札

現世ノ人別ハ 朝廷ノ物ニ付官庁ニテ司ルヘキニ數百年ノ弊風ニテ宗
門改ニ人別ヲ委シ寺院ニ托シアリシユヘ迷暎未來ヲ濟度スル仏氏却テ
現世ノ活人ヲ支配シ僧徒民ノ司命ノ如ク出生モ且那寺ニ届ケ他行モ且
那寺ニ届ケ嫁娶モ且那寺ニ届クル体ニ成行ヤ寺券ヲ以テ天下ニ往來シ
是ヲ寺往來ト云宗門帳ヲ宗門人別帳ト為ス生テモ仏氏ニ濟度セラレ死
シテモ仏氏ニ濟度セラル宜哉僧徒ノ民心ヲ奪フテ不可制ニ至ルヤ是奪
フニ非ス与フルナリ幸ニ 御一新以來万機交正現世ノ人別モ殆ト 朝
廷ニ帰スルノ処今又人籍ヲ糺スニ氏神ノ守札ノコト少シクアラハル百
年後恐ラクハ仏氏ノ如キ弊ヲ生セント奉存候事

因ニ云此戸籍法中ニ処々社寺ニテ人員ヲ司トルノ意見ハ大社大寺ノ
執事戸長ノ職ヲ務メ人ノ死ヲ社寺ヨリ届ル類ニテ候是等皆無限弊害
ヲ生スル濫觴ナリ悉ク御改正有之度事

又曰氏神ノ守札ノ検査スルコトナラハ天下ノ神社ニ令シテ産子ノ外守
札ヲ渡スコトヲ禁止セラレ度事

第二十二則ヘノ下札^{*2}

百日間戸籍出入ヲ止ムルコト下ニ於テハ差閤不一形コトト相考候是ハ
何ノ為ニ止ムルコトニ候乎戸籍改ノ法ハ二月一日改トカ三月一日改ト
カシテ其日迄ノ所ヲ調フレハ強テ百日間出入ヲ止ムルニ不及事ト奉存
候事

但四五月頃ハ農家耕種ノ時ニテ人ノ雇入其外尤多事ノ節ニ候

第二十四則ヘノ下札

此寄留表ノ事太政官ニテ御必用ノ物ニ候乎表ノ如キハ寄留ノ人員多寡
ノミヲ知ルヘキ物ニテ強テ御入用ノ物トモ不相伺候是亦太政官一紙ノ
御書面民間ニ下リテハ多般ノ手数タルコト御憐察有之度奉存候事

第三十則ヘノ下札^{*3}

華族ノ從僕モ今皆復籍又新ニ拝借雇入ノ典ナリ地方ノ支配ヲ離レス然
ルニ此条別ニ小地方ノ如シ如何ン如斯スレハ拝借雇入ノ節原籍ヲ除カ
サルヲ得ス儀ト奉存候事

何故最寄ノ区トアルヤ其機多非人ニモ区アルコトナリ然レハ直ニ戸長
ニ出シテハ如何候乎

何区ハ即チ京都ニテハ何番組何郡ニ当ルヘシ然ラハ戸長ハ中添年寄大
莊屋ニテイタシテハ如何且之ヲ一組ニ収メスシテ一町ヨリ始め一組ニ
及フ方可然乎^{*4}

官員華族等平民ノ戸長ト一所ニナルハ如何乎

寄留拝借雇ハレ等ヲ本紙ニ記スルハ煩ニ不堪ヘシ是ハ掛紙ニスルコト
京府ノ籍法タリ諸所ニ幾度モ寄寓シ度々傭主ノ替ル等ハ如何シテ書入
ルヘキコトニ候乎^{*5}

如此一冊中ニ寄留住ヲ記スル是レ人籍重複スルノ根元タリ

又曰寄留トアリ又寄住トアリ如何候乎^{*6}

^{*1} 附紙「其管轄庁ハ其在住及ヒ出張スル地方ニテ乃チ東京ニ在住スル官員大坂府ニ出張スレ
ハ出入ヲ東京府大坂府ニ達スルコトナリ」

^{*2} 附紙「百日間人民ノ出入ヲ止ムルニ非ス検査終ルマテ戸籍ノ加除ヲ止ムルコトナリ」

^{*3} 附紙「此ハ唯同番号地内ニ在ルモノ列戸番方ノ順次ヲ示スノミ」

^{*4} 附紙「見込ノ通ニテ不苦」

^{*5} 附紙「其庁ニ備フル簿冊ハ適宜タルヘシ」

^{*6} 附紙「本屬ヲ以テ寄住ノ儀ハ既ニ廃止セリ」

(三九)

別紙山形県ヘ御指令案

書面戸長副給料ノ儀ハ地方ニ寄一定難致間凡ソ町村トモ莊屋年寄給料

鱗次人員ノ出入ヲ見ル為ノミニ非ス其用タル実ニ多シ今若シ地ニ就テ之ヲ収メハ家居ノ鱗次ハ瞭然タリト雖トモ其他ノ用ヲ欠クコト多シ譬ハ管内土族ニ課スルコトアル其籍ヲ理セントスルニ管内毎区ノ籍ヲ集メサレハ知ルヘカラス商民中ニ施コスコトアルニ先其戸口ヲ知テ是ヲ行ハントスルニ区々ノ籍族混交俄ニ是ヲ分チ知ルヘカラス華族寺社卒農等モ亦如此是レ戸籍其用ヲ成サヘル歟ト奉存候事

族属ヲ分テ編制スルトキハ華族ナリ土族ナリ卒ナリ社寺ナリ農商ナリ皆一部ノ籍ヲ挙ケ瞭然タリ其居処已ニ籍中ニモ記載ス猶家戸ノ鱗次ヲ知ラント欲セハ別ニ地図ノアルアリ又京府ノ来住録ノ如キアリテ本籍ト併セテ二部ヲ披ケハ家並人員生死出入悉皆明瞭ナリ其検査至ルトキハ何ソ遺漏ノアルアラン如此ニシテ真ノ戸籍ノ用ヲ成スヘシ何ソ不便ト為ノ理ヤアルヘキト奉存候事

第二則ノ下札

莊屋名主年寄等無料ニテ役ニ服スル者ニ非ス皆其時其町ヨリ其給ヲ収メテ用ヲ弁スルナリ
今戸長副戸長ヲ置ク又無料ニテハ服役スヘカラス民間已ニ從來ノ莊屋年寄ノ給サヘ出スニ厭フ更ニ長副ノ給ヲ出スニ堪ヘサルヘシ不知官ヨリ長副ニハ月給ヲ賜フコト幾金ニ候乎御国内ノ長副甚數少シトセス予シメ御計算有之度候事

第三則ヘノ下札

既ニ一府一郡アリテ其内ニ町アリ村アリ自ラ其区分管轄ヲナス今改テ七八村數十村ヲ組シ区画ヲ定ル不知何ノ為ニ候乎僻遠ノ地寂寥ノ小村村々相隔ル或ハ二三里又ハ四五里是ヲ組テ一区トス難哉此御仕法ノ行ルハコト又曰学校社寺等二人別ヲ受ル儀アルヘカラス兼テノ御趣意ト矛盾セリ如何候乎

第四則ヘノ下札

日本国中戸籍ノ冊數幾冊ト御目算相立候乎送致ノ入費納置ノ官庫等モ予御賢慮有之度此戸籍ハ各地方官ノ預リ奉ルモノニテ太政官ヘハ戸籍表ノミ差出スヘキコトニテハ無之乎

第五則ヘノ下札

時々戸長ニ届ケ戸長之ヲ籍ニ加除シ毎年何月ヲ以テ其庁ニ届出ツルナラハ至当ナルニ時時其庁ニ届クルハ何ソ煩ハシキヲ憚ラサルヤ國中ノ人民亦少シトセス御下察被下度候事

又曰十一月ト御定メハ何ソ御趣意有之事ニ候歟当府毎年三月ニ戸籍ヲ改ルハ時季和適ヲ量リ官民ノ事務の間忙ヲ察シテ定メシト相考候未タ其当ヲ得サルコトニ候乎

第七則ヘノ下札

市郡平民ノ居モ番号ヲ用ユルヤ逆モ行ハレ難キ乎且何ノ益有之乎
又曰随意ニ杜鵑ノ声ヲ聞キ麋鹿ト同ク住ム体ノ地ハ東ノ溪間ニ一戸西山腹ニ一家不知何ヲ以テ番号ヲ可定乎

但書ニ亡所トナレトモ戸數増減スルトモ番号ヲ其儘ニ置クノ御趣意ハ御本文順序ヲ明ニスルニモ不合又六ケ年目ニ改ムルトモ煩雜可思終ニ又何ノ益可有之候乎

第八則ヘノ下札

是ハ官省ノ在ル所ノ地方實屬トナルコトニ候乎然レハ若シ転シ到ル処ノ地方ノ實屬トナルコトニ候乎此ニ一ツノ疑アリ藩實屬ハ府県ニ實屬タルヲ得ス彼家祿渡シ方ニ付大藏省ノ出納上ニ支ヘアルヲ以テナリト承リ候今此支エ有無如何ニ候乎

第十一則ヘノ下札

管内限リノ移住ヲ時々庁ニ届タルハ亦何ノ煩ヲ憚ラサルヤ是即チ庁ヲ以テ里正トスルノ類ニテ不然而且益ナキコトト奉存候也

第十四則ヘノ下札

尽ク庁ノ印鑑ヲ渡ス実ニ堪ヘサルヘシ若シ猥リニ是ヲ渡サハ印鑑何ソ締ニナルヘキヤ不若村民ハ村役ヨリ町人ハ町役ヨリ渡スコト実ニ適シ急速ニ便ナリ且簡ニシテ取締ノ宜キニハ府下ニ町組アリ組内ニ町アリ又国ニ郡アリ村アリ參差自ラ分アリテ取締リノ付也如本書ハ府庁ニシテ村役モ町役モ皆勤ムル体故終ニ面モ不知モノヘモ庁ノ印鑑ヲ渡シ其事實ハ更ニ不知ノ弊アリ庁ノ印鑑却テ其益ナシト奉存候事

又曰管内端々ノ地却テ他管轄ヘ往來スル者多シ僅ニ六七里ノ地ニ行クニ二十里余モ隔ル府庁ニ印鑑ヲ請取ニ出ル豈不便ト為サラシヤ唯ニ一

(國外朱鑑)
「大藏省記録抜粹」

(國外)
「校正了」

(國外)
「十五」

自明治五壬申年正月八日至同年五月十四日

左院藏書

戸籍寮廻議原書

戸籍ノ部三

(國外朱鑑)
「旧県」

(三八)

京都府ヨリ相伺候戸籍法ノ儀ニ付史官ヘ御返進案

京都府ヨリ戸籍法中弁難ノ趣致勘弁候処旧来ノ資格ニ拘泥シ万民共同政府保護ノ御趣意貫通致シ兼候ヤニ相聞且多ク空論ニ属候間右廉々ハ別段評議不致実問ノ廉ノミ附紙イタシ御差図振相添差上候間可然候ハ、早々同府ヘ御達有之度依之別紙返進此段申進候也

壬申正月

史官御中

輔

御差図案

書面ノ趣ハ追テ民法議定ノ上改正ノ儀モ可有之候ヘトモ既ニ東京府始各県施行ノ運ヒ相成候間今般改正ノ廉等参考定則ノ通処分可致尤疑問ノ廉別冊附紙ノ通可相心得事

(三二)

戸数人員ヲ詳ニシ猥リナラサシムルハ御政務ノ最モ先シ被為重所ニ付人民御保護ノ御趣意ヲ以テ戸籍詳明ニ編制被仰付ノ旨奉感戴候然ル処御法則ノ廉々実地ニ於テ難行或ハ御趣意難了解又ハ却テ後々弊害ヲ可生見込有之候付詳議ノ次第書記シ御別冊ヘ下ケ紙ノ俟差出申候美ニ戸籍ノ儀ハ為政ノ必要至重ノモノニ候ヘハ於当府ハ先年己ニ其方法相立伺済ノ上編制ニ及ヒ候事ニテ其議其法親シク実地ニ当リ其利害ヲ論シ候モ敢テ空論虚談ヲ以テ御布告ヲ難シ候儀ニテハ無御座唯肝要ノ御仕法民間ニ下テ却テ冗雜ヲ醸シ御仁政ノ御趣意ニ違ヒ候様相成候テハ遺憾ノ至ト奉存候將亦戸籍ノ儀ハ務テ簡明便宜ノ良法ナラサレハ官民其煩ニ不堪只表上ノミヲ修飾シ実地ニハ施行セサルニ至ルヘク如此ハ所謂徒法ト申モノニテ其益ナキノミナラス却テ御施政ノ御目算ニ失誤ヲ生スル濫觴ト相成其害不少ト奉存候旁ノ趣御斟酌篤ト御評議被下度候也

辛未六月九日

京都府

弁官御中

管内社寺ヘノ御触面ヘ下札

人生始終ヲ詳ニスルハ必ス社寺埋葬ノ処ニテ其由ヲ記録セストモ各管轄ノ官庁支配所町役村役アリテ十分ニ相分リ可申

御一新以来漸ク僧徒ノ人民ヲ私ニスル弊御改正相成今復如此社寺ヨリ書出被仰付テハ彼等旧弊ヲ再興シ民間ノ權ヲ窃ムニ至ルヘシ

又曰此御布告一タヒ下モ二下ルトキハ社寺決テ自ラ其由ヲ記セス埋葬ノ度毎ニ必ス其由ヲ喪家ヨリ寺院ニ書出サセ是ニ扣ヲ添サセ或ハ文書ヲ是非シ字句ヲ難シ下民ノ難決不一形事ト被察候如此煩雜ヲ成サストモ支配所村役町役ヨリ書出サセハ便利ニシテ容易ニ人ノ始終ハ可分候太政官一片ノ御書付民間村落ニ下ツテハ多般ノ手数ト相成ルコト御憫察被下度候

第二則ヘノ下札

族属ヲ分テ編制スル世或ハ有之今其遺漏アルヲ以テ之ヲ不便トス是法ノ不善ニ非ス検査ノ不至故ト奉存候

地ニ就テ之ヲ収ムル世未タ之ヲ行フヲ聞カス其不便亦之ヲ知ル者ナシ是法ノ善ナルニ非ス未タ其弊害ヲ見サル故也夫戸籍ノ物タル唯家居ノ

頭又ハ組頭ト云此者ヲシテ村丁ノ議ヲ取り法令ヲ示サシムルナリ右ハ今般屬族ヲ分タス五戸ヲ与シ可然義ニ御座候乎

一 脱籍ノ輩当四月被仰出候無産ノ輩復籍方御規則中第七条ニ脱籍ノ者六箇月毎ニ模様申立三六箇月ヲ過尋得不申候ハ、永尋申付除籍致シ候儀ハ不相成ト云々然ルトキハ以往脱籍ノ者其戸籍ニ備ヘ置クヘキハ至当ニ候ヘハ從前除籍脱籍ノ輩其居所ヲ知ラサルモ原籍相違ナケレハ備ヘ置サレハ其要ヲ失フニ似タリ若此者ヲ戸籍ニ記セントセハ其数不少依テハ糺スニ凡ソ年ノ限ラスンハ非ス以往ノ者ハ永尋ヲ申付ルトイヘトモ数十年ヲ待テ行方不相分モノ戸籍ニ備ヘ置クモ不都合ナリ此儀如何所置可仕乎

右廉々至急御指図被下度此段相伺申候也

辛未十二月十八日

奈良県権参事 津枝正信

大藏省御中

全 令 四條隆平

(二七)

脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀正院へ伺案

脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀当四月中御規則ノ趣モ有之候ヘトモ一体右等ノ者共ハ生業無之住居等モ減却妻子ヲ携ヘ又ハ離別イタシ其郷里ニ難住事故アリテ脱走ノ上所々流落致候者多ク取押ノ上杖刑ニ処候テモ懲戒ノ詮無之府県送ノ途中ヨリ脱走シ或ハ本貫ヲ偽等地方手数ハ勿論右費用償方無之徒ニ官費ニ相立候ノミナス遠方送届候テモ親類村里貧窮ニテハ諸入用償却方等ニ付意外ノ疾苦ヲ醸シ到底世話モ不行届ヨリ又々其処ヲ脱走逐ニ盜賊乞丐ニ群入市在ノ悪党ト相成一視同仁ノ御趣意モ貫徹不致候ニ付以来右等ノ者ハ於地方官原由篤ト相糺本貫庁ヘモ懸合ノ上其郷里ニ土地住居モ無之全ク無産ノ者ニ相違無之ハ杖刑ニ処シ府県送致シ候儀ハ相止メ追テ民法貧院等ノ御制度相立候マテ流寓地ノ徒刑場ヘ入レ尋常刑人ト區別相立職業為相営置獨立活計相立候程ノ者ハ望ノ地ヘ入籍為致候ハ、却テ取締モ相立道路ノ煩冗モ相省ケ両全ノ儀ト存候右ハ諸県ヨリ実

地差支ノ儀申立候向モ有之候間司法省ヘモ御下問ノ上早々御評決有之度依之御布告案相添此段相伺申候也

辛未十一月

大藏卿

正院御中

(*)
「伺ノ通」

府県へ御布告案

脱籍無産ノ者復籍方ノ儀兼テ相違置候規則之通可取扱ハ勿論ニ候ヘトモ右等ノ内原由篤ト相糺本貫庁ヘ懸合ノ上其者郷里ニ持地住居モ無之婦籍為致候テモ生業難相立モノハ以来府県送ハ差止メ杖刑ニ処スルニ不及其地徒場ヘ入レ刑人區別立置職業為相営追テ獨立活計相立候ハ、望ノ地ヘ入籍取計其旨当人本貫ヘ相達候様可致事

辛未月

妾調方伺

二条

継父ノ調方生家書記可仕乎且継父ノ男子ハ更ニ長男ト称シ候乎

父誰亡

何ノ誰 辛未年三十五

継父

何ノ誰 同 四十九

母

某名 同 五十

継父誰長男

何ノ誰 同 五

次女へ婿養子致シ候処年齢未滿ニ付婚姻不相整者

(士族実父当県士族和田喜一郎亡三男)

高橋銀治 辛未年十五

養父隠居

高橋桑門 同 五十五

養父桑門長女

姉 はる 同 十七

縁女

同人次女つな 同 十二

右件々奉伺候以上

元松尾県

(三五)

○別紙濱田県伺へ御指令案

書面ノ趣ハ最寄村市へ致編輯追々農商ノ職業ニ就候様加説諭可申事

辛未十二月

輔

管内漂零ノ者処置振伺

当管内ニサンカモノト唱ル者罷居此者儀往古ヨリ入籍ノ者ニ無之山中又ハ海辺岸窟等へ仮ニ小屋ヲ構へ今月此地ニ住居来月ハ彼ノ地へ転居等隠顯出沒其所ヲ定メス元来農業等モ不致只竹細工或ハ子供ノ手遊ヒモノヲ作り或ハ嘶モノ真似等ヲ致シ村々廻リ杯シテ渡世致シ差テ盜賊等致シ候程ノ類ニモ無之趣素ヨリ妻子引繼候者ニテ土人ノ申振ニハ十里二十里外ニテ盜ミ致シ近辺ニテハ絶テ其儀モ無之却テ此者住居候へハ盜難等無之杯ト申習シ候趣就中分外ノ着服致シ候者モ有之甚タ不審ノ儀ニ付度々捕縛モ致シ及詮議候へトモ差テ手懸ノ儀モ無之ニ付夫々生国へ帰籍為致度人別聞糾候へハ或ハ何所ノ橋下ニテ出生又ハ山中ニテ誕生杯ト申立所詮取約メ候儀無之ニ付當時漂流ノ村方へ入籍為致度ト種々及詮議見候処右サンカモノハ人員管内ニテ凡ソ四五百モ可有之カニ相聞へ彼等生来漂泊ニ安ンシ候者ニテ農業等甚タ不好儀ニモ候へトモ差向即今戸籍施法中大ニ關係致候儀ニ付何ト力処置不致候テハ不相叶就テハ不毛ノ地ヲ撰ヒ開墾授産往々民籍ニ付候力又ハ悉ク取繼メ北海道へ御引渡シ可相成力元来右サンカモノハ儀ハ山野ヲ栖家ト致シ克寒暑ニモ堪候者ニ付適所無キ地ニ被差置御駆役相成候得ハ却テ御便利ニモ可相成ト奉存候尤着土授産致シ候儀ニ候へハ多分ノ御入費相懸リ可申ト奉存候急々御差図被成下度此段相伺申上候以上

辛未十二月

大蔵省御中

濱田県

(三六)

○奈良県伺へ御差図案

書面初ケ条追テ民法御一定迄ハ従前仕来ノ通可相心得ニケ条当四月布告前除籍ノ者ハ書載ニ不及年数期限ノ儀ハ追テ可相達事

戸籍編制ノ儀伺

一 戸籍編法御改正ニ付テハ一般番号ヲ以テ戸数ノ順次ヲ定メ候儀承知仕候依テハ従前最寄五戸ヲ集メ伍組ト唱エ五戸ノ内一人長ヲ撰テ伍

〔社務ノ儀ハ某村祠官何ノ誰兼務罷在候〕

武――

第三番地所

久田社

〔祠官何ノ誰當時第何十何番屋敷居住罷在候〕

武――

第何番屋敷居住

当村久田社社官

〔右久田社ノ祠官社外ニ住居スル例〕 何ノ誰 辛未年――

武――

第幾番地所

某宗某寺末

〔無住寺他寺ニテ兼帯ノ例〕

某寺

無住

〔寺務ノ儀ハ当村何寺兼帯罷在候〕

一 職分表官員ノ儀ハ是迄即今ノ長官判任官以上使部丈ノ処差出可然乎

出仕史生出仕使部ハ如何相心得可然乎

一 今般職分表ノ内學術ノ部被設候処兵學武芸等鍛鍊ノ者モ可有之候ヘ

トモ右部ヘ書載候差別如何心得可然乎

右ハ当今師役ノ名義ハ無之候ヘトモ従前人ノ師範ヲモイタシ候者右

部ヘ記載イタシ可然乎

一 算術書家ノ輩モ有之候ヘトモ右ハ今日ノ職掌ニイタシ候者ヲ右部ヘ

書載可然儀ニ御座候乎

右ノ条々奉伺候以上

辛未十一月廿九日

大藏省御中

川越県

二条

父ノ時ト住居ヲ異ニスル者ハ伺ノ通ニテ可然異ニセサレハ父ノ村町名

ハ不及認使部仕丁ハ拜命トシ莊屋モ外村町役名ハ肩書ニ可致事

辛未十二月

輔

戸籍書式伺

某国某郡某村町

何番屋敷居住

父当県土族何某亡

士族卒

年月日被任某官

農 何ノ誰

支干年何歳

又

何番屋敷借地居住当町某所持地

父当県管内某〔村町農商〕何某亡

〔卒農商〕

年月日〔使部仕丁莊屋其外〕被申付候

何ノ誰

支干年何歳

右ノ通戸籍帳ヘ相認可然乎此段奉伺候以上

辛未十二月十二日

高田県

戸籍寮御中

〔三四〕

別紙元松尾県伺ヘ御指令案

二条

実父誰ト可認事

三条

縁女ノ訳ハ不及認事

辛未十二月

輔

〔三三〕

○別紙元高田県伺ヘ御指令案

（二八）

妾ト肩書致シ附籍可致事

十一条

精々取調ノ上事実不分明ノ者ハ居付ノ地ヘ編輯可致事

辛未十二月

輔

○戸籍ノ儀ニ付窺

一 城井郷藏等ノ如キ炊煙ヲ出サヘルノ戸ハ番号ヲ除キ置可申乎

一 所轄入組ノ村々ニ当所轄ノ者他ノ所轄地ニ住居致居候分ハ当県ヨリ戸籍取調可申乎又ハ地ニ付テ取調可申乎

但地ニ付テ取調候上ハ双方所轄境難引分屋敷ハ何レヨリ取調可申乎

一 一戸ニシテ農商ノ業アル者ハ其明細ヲ書記シ可申乎

一 妾ノ外家女ト唱ヘ其家ニテ生涯ヲ遂ル者アリ是ハ天下浩然ト有之候テ本貫ノ籍ニ居置候者力或ハ妾ノ名ヲ肩書ニシテ附籍ノ類ニ取計可申乎

一 遠国ヨリ来リシ者ニテ即今我カ所轄并郡村ヲ知ラス甚シキニ至テハ其氏其業ヲ知ラサル者アリ是等如何取計可申乎

右ノ件々相窺候条至急御差図被下度候也

辛未十月十二日

大蔵省御中

亀田県

(三二)

○元川越県伺ヘ御差図案

書面初ケ条寄留ノ地ニ於テ一戸ヲ立候者ハ其管下ノ者同様屋敷番号ヲ記シ為届出戸数ハ戸籍表中ニ入レ人員ハ寄留表ヘ記載可致事

二ケ条伺ノ通相心得借受候者同管下ニ候ハ、同居ト致シ可申事

三四ケ条伺ノ通

五ケ条寄留表ノ儀ハ毎年十二月迄ノ分翌正中取調二月ニ至可届出事

六ケ条在官中死去ノ者ニ有之藩士ハ元何藩士族ト可相認事

七ケ条等外出仕ノ者ニテモ官禄下賜候分ハ官員ノ部ヘ記載可致事
八ケ条県限り申付候者ニ候ヘハ官員ニテハ無之候事
九ケ条十ケ条共都テ學術ノ部ヘ記載可致事

戸籍ノ儀ニ付伺

一 地持家持一人ニテ他管轄ヘ寄留イタシ留守ハ人ニ貸置候者ハ双方其子細可記箸右ニ付戸籍ヘ認方左ノ通ニテ可然乎

仮令ハ

武蔵国入間郡何町

第一番屋敷居住

何渡世

父——亡

東京府何町一方寄留

何ノ誰 辛未年——

氏神——社

寺——寺

武——

何渡世

父——亡

何ノ誰 辛未年——

一 社寺追テ跡継出来候筈ニテ現今空家相成候得共留守番有無等迄其子細ヲ記シ番号ハ仮令空家ニテモ一字ヲ存シ候得ハ必ス順次ヲ以テ番号可打置筈

然レハ士民屋敷ニモ現今空家有之候ヘ共追テ転宅ノ都合ニヨリ住居イタシ候者有之候ヘハ本条同様相心得番号相記シ戸籍ハ何番屋敷空家ノ旨書載可然乎

一 左ノ書式規則中ニ無之候ヘトモ凡テ左ノ振ニ相認可然乎

仮令ハ

武蔵国入間郡何町

第二番地所

祠官兼帯ノ例

金山社

四 条

従前名主莊屋給ノ比例ヲ以其区内戸口ニ課シ支給可致官費ニハ難相成事

五 条

寄留旅行共追テ一定ノ規則相立候マテ士卒平民共証書所持ニ不及事

六 条

生死共来申二月以後ノ分ヲ同十一月中取調十二月中可差出尤六ケ年目ノ表ハ六ケ年分ノ生死ヲ取調可差出事

七 条

仏葬ノ者ハ式ノ如ク記載可致事

八 条

神社ハ地名ヲ記シ生国ハ国名并町村名ヲ記シ其他伺ノ通

辛未十二月

輔

戸籍法書中伺

先達テ被 仰出候戸籍法書中左ノ廉々奉伺候至急御差図被成下候様奉願候以上

辛未十二月

鳥取県

大蔵省御中

一 人生始終ヲ詳ニスルノ条ニ管内社寺ヘ可触達ト有之候処其後神社氏

子調ノ儀被定又宗門人別帳被廢候ニ付テハ天然非命調方自今社官ノミヘ為取扱寺僧ヘハ為取扱申間敷候平

一 此度編制ノ御趣意ニ付テハ凡ソ生死出入ニ関係ノ事件ハ伺願届共官員始メ族属ヲ論セス皆戸長ノ手ヲ經テ管轄庁ヘ達シ管轄庁閉届等モ亦其手ヲ經テ当人ヘ可相達候平

一 第二則ノ但書ニ戸長ノ務ハ是迄各処ニ於テ莊屋名主年寄触頭ト唱ルモノ等ニ掌ラシムルモ云々有之候得者平民中人撰可然乎ニ被伺候得共又第三則ノ但書ニ官司ノ吏員社寺ノ執事等ニテ戸長ノ事ヲ扱ハシムルモ妨ケナシト有之候得ハ城下等士卒輻輳ノ地ハ士卒ノ内ニテ人撰仕候共便宜次第二可仕乎

一 戸長副戸長ノ役給ハ大抵何程ノ宛行ニ可仕乎村役人町役人給料ノ如ク其区内ヘ課シ可申乎又ハ別ニ官倉ヨリ給シ可申乎

一 旅行寄留鑑札被廢ノ儀更ニ御達相成候ニ付士族ヘハ是迄ノ通紙札果印ヲ為持平民ヘハ戸長副長ノ証書為持尤其証書戸長等自分ノ印ニテハ不分明ノ訳モ可有御座ニ付鳥取県第何区ノ役印ヲ下渡シ置可申乎又ハ守札モ所持致シ候儀ニ付自分印ニテ可然乎

一 第一号区内戸籍表式中ニ出生何人死亡何人ハ来歲初度編制ノ表ニハ不書載来歲末ノ表ニ初度編制以後ノ生死ヲ書載可致乎且六ケ年目ノ表ニハ六ケ年来ノ総数ヲ可書載乎又ハ前歲末以来ノ員数ヲ書載候テ可然乎

一 第四号戸籍書式中ニ寺某所某宗某寺云々は亦宗門人別帳被廢候上ハ書載ニ及ヒ不申候乎

一 守札雛形ニ某所某神社ト有之候ハ何ノ国何ノ神社ト記シ生国何ト有之候者其国名計リ記シ候テ可然乎又幼少ノ時孤ト成リ父名生日等モ不存知者ハ父名ヲ除キ出生ノ年号ノミ書記シ可申乎
右ノ通

*△

*附札 明治辛未第十八号四月五日太政官日誌ヘ付紙末記△ノ部ニ入

(三二)

○別紙亀岡県ヘ御指令案

二 条

伺ノ通

三 条

甲ノ管轄ノ者乙ノ管轄地ヘ居住候ハ即寄留ニ付本貫ニテ編籍可致事但所轄難引分屋敷ハ人別管轄ノ方ニテ取調可致事

四 条

農本業ニ候ハ、農間何渡世ト可認事
十 条

〔二九〕

○別紙高田県伺へ御指令案相伺候

初条

某役八年寄名主等ノ役名ト相^{マツ}可相心得事
但シ書伺ノ通

二条

戸籍法家ヲ祖父ニ承ル例ニ拠リ可相記養実ノ訳ハ不及記

三条

伺ノ通其時ノ願ニ因テ書記可申事

四条

養実共可相記事

五条

養方ヲ可記事

六条

長男廃嫡ノ訳ノミ可相記其余不及記

七条

妾ハ妻ノ次ニ可書載事

但其家附籍可致事

八条

伺ノ通

九条

何番屋敷内ト可相記事

十条

途中逃込ノ者各地方官費ニ相立可申事

戸籍ノ儀ニ付伺

一 第四戸籍書式ノ内某役某職ト有之候某役八年寄名主莊屋組頭等ノ役名ニ御座候乎又ハ官員ノ事ニ御座候乎

但シ右年寄莊屋等ハ職分表ニ平民ノ内ニ組込可然乎

一 嫡孫承祖ニ無之祖父ノ養子ニ相成家督致セシ者ノ書出シ方ハ養父実

祖父ト記シ可然乎

一 養子養女タル者ノ書出シ方ハ総テ其時ノ願ニ随ヒ父ノ願ニテ養子ニ遣シ候得ハ父ヲ記シ兄ノ願ニテ養女ニ遣シ候得ハ兄ヲ記シ可然乎

但其時ノ願ニ不拘父ノ名ヲ記シ可申乎

一 某ノ養女ヲ妻ニ致シ候者其妻ノ書出シ方ハ何某養女ト記シテ宜乎又ハ養実兩様認メ可申儀ニ御座候乎

一 兄ノ養子タル者実父母ハ祖父母ト成兄弟姉妹ハ伯父叔母ニ相当リ可申右ハ養実何レヲ書出シ可然乎

一 長男罪疾有テ廢シ候上次男ヲ以テ嫡子ト相定メ候後其罪被差免又ハ病氣數年ヲ経テ全快致シ候向ハ其次第載記致シ可申乎

一 妾ハ同戸列次ノ末ニ記載可致乎又ハ奉公人ニ准シ寄留ノ取扱ニテ宜ク御座候乎

一 神葬祭ノ向ハ氏神某神社ト記シ右ニ並ヘ神葬祭ト記シ可申乎

一 一棟ノ長家ニ數戸居住ノ者何番屋敷ト致シ不苦候乎但シ何十何番致シ又ハ何番長屋ト認メ候儀ニ御座候乎

一 府県送ヲ以テ其本貫ヘ復籍為致候者自然途中ニ於テ逃亡致シ行衛不相知者ハ其旅費ノ戻ニ差置候テハ駅方難渋可致儀ニ付取逃候管轄ノ庁ヨリ償却相立可申儀ニモ御座候乎

右ノ件々至急御差図被成下度此段奉伺候也

辛未十一月廿日

高田県

戸籍寮御中

〔三〇〕

○別紙鳥取県へ御指令案

初条

神葬祭ノ者ハ神官ニテ記録シ仏葬ノ者ハ寺院ニテ記録可致事

二条

三条

伺ノ通

シ戸長届出候節一纏ニ聴知ノ証下渡不苦候事

縁組送状ノ儀去八月二日御達ノ内華族ヨリ平民マテ婚姻願出ニ不及ノ条但シ書ニ送籍方ハ戸籍法第八則ヨリ十一則ニ照準可致トノ儀ニ付右御規則ニ基キ取扱来候処京都府ニテハ送籍状聴知ノ証無之ニ付及問合候縁組送籍ノ儀伺出ノ処当人ハ其時々戸長ニ届出其庁ニテハ戸長ヨリ届出候節聴知ノ証下渡候様御指揮有之趣ヲ以其手数不致候段申越候然ルニ隣庁区々ノ取計有之候テハ諸民方向ヲ失フノミナラス官庁ニテモ取扱不都合不少候ニ付向後右辺ノ取扱如何可仕乎御結局ノ処至急御差図相成候様仕度此段相窺申候也

辛未十一月八日

大蔵省御中

大坂府

(二七)

○兵庫県伺書へ御差図案

初ケ条社内社外ニ不拘社人ハ家持借家ノ部ニ入社ハ別ニ相数可申事

但書伺ノ通

二ケ条村社郷社ト名付候分ハ社人無之トモ戸数ノ部ニ入可申事

三ケ条職分ノ儀官員兵隊ハ一人別其他ハ男女ニ不拘一家ノ主人社寺ハ

当職ノミ掲載可致事

第一号区内戸籍表式

某府県第何区戸籍表

何郡 (何村何町) 合何ケ町村

戸数若干

内 (社何十寺何十)

(家持何十借家何十)

右ハ社人社外ニ有之分ハ家持借家ノ部ニ組入可然社内ニ有之分ハ本社ニ属シ可然乎

但シ小社堂庵等戸数ノ中へ組入ニハ及間敷尤庵号杯ニテモ住職アレ

ハ寺院同様ニ組入可然乎

一村社ハ勿論郷社ニテモ村持ニテ社人無之社幾社モ有之右ハ矢張戸数ノ部へ組入可然乎

但シ村社郷社ト雖トモ社人無之分ハ都テ相除キ候乎

又ハ戸数外ニ社何十社寺院幾寺ト致シ取調可組入候乎

某(府県)第何区職分表

何郡 (何村何町) 合何ケ町村

官員何人

兵隊何人

華族何人

士族何人

右ハ官員始商雜業ニ至ル迄一戸ニテ其主人タル者一人組入候乎左候得ハ社人僧侶ニ至候テハ一家一寺ノ内銘々其役向モ有之尚又農家ハ不殘農業相働居候事ニ付一同組入可然候乎

家内一同組入候得ハ男女ノ処一同組入可然候乎

右ノ段相同申候可然御指図被下候様仕度此段申上候以上

辛未十一月十三日

*大蔵省御中

兵庫県

*附紙「市郡心得条目等ヲ用ヘシ 兵庫県」

(二八)

元柳川県伺へ御差図案

書面妻ノ次ト相心得其家附籍可致事

辛未十一月

輔

○妾列次伺

先般被 仰出候戸籍同戸列次順中妾ノ儀ハ何ノ列次ニ御座候乎此段奉伺候以上

辛未十一月廿三日

大蔵省御中

元柳川県

(二四)

第八条

一 死去ノ父ハ例ノ通肩書ニ仕得共死去ノ母ハ書式如何可仕乎

第九条

一 戸外ノ者ノ後見ノ例某渡世父―亡右年齢ノ下二五ノ字相見ヘ申候右
ハ何等ノ儀ニ御座候乎

右ノ通奉伺候間至急御指図奉願候以上

辛未十月十五日

大蔵省御中

綾部県

〔一二三〕

○中村県伺ヘ御指図案

書面農業ヲ以一家相立候者ハ民籍ヘ編入可致事

士族編入伺

士族次三男自力ヲ以荒蕪ノ地開墾農業ヲ営一家相統ノ見込相立別家ニ相
立度願ノ向ハ其俟開届士族ニ編入致シ候テモ宜儀ニ御座候乎此段奉伺候
以上

辛未十一月二日

大蔵省御中

中村県

〔一二四〕

○青森県ヘ御指図案

書面初ケ条総テ工ノ部ヘ可書載ニケ条盲人ノ儀廢疾ヘ可加ハ勿論ニ候
得共職業有之モノハ職分表ヘモ記載可致ニケ条二三男ニ候共本族ヲ以
テ市中ヘ別居医陰其外農工商ノ業ヲ営候儀ハ難相成平民籍ヘ編入可致
事

先般御布告御座候戸籍法第二号職分表式ノ内番匠鍛冶武具師ヲ始トシ左

官屋根葺瓦師或ハ紺掻絵師革師ニ至何職業迄ヲ工ニ組入可申乎師傘提
灯張桐油師木具師塗物師ノ類ハ雜業ニ組入可申乎
盲人ノ儀ハ元來廢疾ニ御座候得共官盲人ハ如何可仕乎都テ廢疾ニ組入
可申儀ニ御座候乎
華士族ノ二三男分家致居一戸ヲ立医陰儒書画家ニ相成市中ニ住居致候類
族属本籍ヲ以テ華士族ヘ組入其身一代限り御座候乎或ハ農工商ノ業ヲ營
ミ居候者如何可仕乎
右ノ件々奉伺候御指図可被下候也

辛未八月十五日

大蔵省御中

七戸県

〔一二五〕

○大津県ヘ御指図案

書面生所不分明ノ者并乞巧ノ輩共其管下ノ籍ヘ加ヘ可申尤別帳ニ取調
差出候儀ハ不苦候事

辛未十一月

輔

真ノ無籍ノ者戸籍伺書

当県下大津町ノ儀ハ四通八達ノ土地ニテ是迄真ノ無籍者共道中稼ヲ以テ
其日々ノ生活イタシ居候者多分有之今日ニ至リ生所判然不致可引渡先無
之者共且乞食等ハ当県ノ適宜ニ取計別ニ人口取調外戸籍一同指出候テ可
然乎此段奉伺候以上

辛未十一月十四日

大蔵省

大津県

〔一二六〕

○大坂府伺書御指図案

書面ノ趣於京都府無余儀事情申立モ有之間届置候条其府ニテモ右ニ准

百姓町人共へ帶刀差許候儀ニ付伺書

当県管内村々ノ内身元儘成者相撰管村見廻戸長副戸長等申付勤役中給米差遣シ帶刀差許置申候先般被仰出候各藩ニ於テ管下ノ百姓町人共へ帶刀差許云々御布告御座候得ハ右等ノ者モ禁止申付候儀ニ御座候乎且勤中ノ儀ニ付従前ノ通差許置不苦儀ニ御座候乎此段奉伺候
右ノ件々至急御差図被成下候様仕度奉願候以上

辛未十月廿七日

大藏省御中

黒川県

(111)

○別紙綾部県伺御指令案相伺候

初条

兼テ寄留ノ者ハ勿論差懸リ寄留ノ者ニテモ戸籍改ノ節不差支様前以名
前書ヲ届置可申事

二条

同管轄内甲乙寄留ノ者ハ其段双方戸長へ相届可申事

三条

寄留旅行ノ鑑札授与引換トモ不及下ケ渡候事

四条

十四以下ト出生トノ區別ハ第五号戸籍表ノ通内訳ト可相心得其余伺ノ
通

五条

祖父父母トモ現在無之候ハ、同戸列次へ書載ニ不及嫡孫承祖ノ例ニ從
ヒ肩書可致其他伺ノ通

六条

番号ハ地所毎ニ記候儀ニ付一番地所内ヲ二軒ニテ借受家作候ハ区内ニ
分借地スル例ト可相心得事

七条

伺ノ通

八条

不及書載事

九条

年齢ト可相心得事

戸籍ノ儀ニ付伺

第一条

一 第二十則細字凡テ寄留ノ者ハ戸籍改ノ前云々右ハ六ヶ年目戸籍改ノ
前差掛リ寄留致シ候者ニ御座候乎其余ハ戸籍改ノ前後ニ不拘總テ十
二則十三則ノ例ニ從ヒ可申乎

第二条

一 管轄内甲ノ区ヨリ乙ノ区エ引移ルカ如キハ十一則ノ例ニ從ヒ送籍入
籍取扱候得共若シ全戸不引移一時公私ノ用ニテ管轄内寄留スル者等
ハ如何取計可申乎

第三条

一 辛未七月御布告寄留旅行ノ者へ鑑札相渡候儀不及其儀候云々右ハ十
二則中其寄留所ノ庁ニテ引替候鑑札ニ御座候乎

第四条

一 第一号戸籍表式ノ内十四以下何人出生何人死去何人右十四以下ト出
生トノ區別并ニ総テ出生死去等書載候儀ハ来申年戸籍編製以後ノ事
ニ御座候乎

第五条

一 戸籍同戸列次ノ順右ハ現在ノ人員書載順ト心得候得共父母并嫡孫承
祖ノ者等ハ祖父父母并父母現在無之候トモ書載可申乎其余曾祖父母以
上ハ現在無之候者書載候ニ不及候乎

第六条

一 全区借地スルノ例并区内ヲ分テ借地スルノ例右ハ全戸借地又戸内ヲ
分テ借地ト心得候テ可然乎

第七条

一 死去ノ父隠居ノ父等總テ最後ノ官名職業書載可申乎

辛未十月

大藏大輔

右僧侶ハ氏神守札ヲ請候ニ不及候乎尤四月御布告ノ砌管下普ク告諭仕候処一向宗僧侶ノ向ヨリ別紙ノ通嘆願仕候右所置如何可仕乎

一 華族士族卒農工商其役某職某渡世

右分類ノ内医師ハ何レノ部ニ差加ヘ可然乎

一 戸長

右給料如何程宛行可然乎未タ御規則相立居不申候ハ、當時何程ト御差図被下度候事

右ハ件々奉伺候至急御沙汰被下度奉存候以上

辛未十月廿三日

豐津県

大藏省御中

(一九)

○水口県伺ヘ御差図案

書面ノ趣ハ不苦候条其旨双方戸長ヘ可相届事

辛未十一月

大藏大輔井上馨

旅行印鑑ノ義ニ付窺

去ル七月中御達御座候寄留旅行ノ者ヘ印鑑相渡候ニ不及旨右ハ他方ノ旅人旅行ノ俛多ノ管内ヘ寄留致候節其本籍ノ印章所持不致候共寄留致居候テ不苦候乎此段奉伺候間至急御差図被成下度奉願候也

辛未十一月五日

水口県

大藏省御中

(二〇)

○久留里県伺ヘ御差図案

書面縁組規則ノ儀ハ当八月布告ノ通相心得平民タリトモ送籍ノ節管庁ノ証可相渡事

平民縁組送籍窺

当四月中御布告

一 昨冬十一月布告縁組規則中管轄違ニテ取結候節ハ士族卒平民共双方管庁ニテ開済送状取替候様御達相成居候処平民ハ不及其儀今般御布告ノ戸籍法第五則ノ通可相心得此段更ニ相違候事

右御布告ノ趣ニテハ平民縁組ハ其戸長副長ニテ送状取替候上管庁ヘ届出候得ハ戸長法第五則ノ通本書ヘ加除仕候マテニテ別ニ管庁ノ証取替ニ不及儀ト奉存候

一 戸籍法第九則ニ他ノ管轄地ニ引移ルトキ元ノ庁ヨリ送籍スルニハ其当人ヨリ元住処ノ組合并ニ戸長ニ其由ヲ届ケ其庁之ヲ受ケ其庁聴知ルノ証ヲ押シ当人ニ渡スヘシ

右ハ他ヘ引移ルノ儀ニテ平民縁組ニ拘リ候儀ニテハ有御座間敷奉存候

当八月中布告

一 華族ヨリ平民ニ至ルマテ互ニ縁組被差許云々

但送籍ノ儀ハ戸長法第八則ヨリ十一則マテニ照準可致事

右御布告ハ卒以上管庁ノ証差出平民ハ当四月更ニ御達ノ廉ニ基キ管庁ノ証ハ差出スニ不及儀ト奉存候

右縁組送籍ノ儀ニ付奉窺候差向候儀ニ付至急御差図奉願候也

辛未十月廿日

久留里県

大藏省御中

(二一)

○黒川県伺ヘ御指図案

書面戸長副帯刀ハ不相成給米モ官費ニハ難相成候状下方ヨリ為差出相当支給可致事

〔大蔵省記録抜粋〕

〔校正了〕

〔十三〕

自明治四辛未年十一月二日至同年十二月廿六日

左院蔵書

戸籍寮廻議原書

戸籍ノ部一

戸籍ノ部二

〔舊外朱筆〕
〔旧県〕

〔一七〕

○浦和県伺へ御附紙案

書面追々詮議ノ次第モ可有之候得共下方於テ故障無之候ハ、先其県見込ノ通可取計候事

但諸入費ノ儀モ右給料ノ内ヨリ為支払可申事

辛申十月

戸長副長給料ノ儀ニ付伺

戸長副長給料ノ儀各県一定不致ヨリ下民ノ情兎角疑惑ヲ生シ自他比較イタシ或ハ収徵他ニ過候得ハ頗ル紛擾ヲ醸シ苦情不尠之カ為メニ戸籍検査疎漏相成御主意徹底難致儀ニモ立至リ可申殊ニ戸長副長ノ儀ハ海内一般被設置候ニ有之候処各県給料過不及有之候テハ不公平ノ姿ニモ相当リ自ラ御政令上ニモ差響候儀依テハ一定ノ御制度被為建候様仕度尤其区画ノ広狭ニヨリ差別ハ可有之候得共畢竟戸口ノ衆寡ニヨリ事務ノ繁閑有之儀ニ付差当リ当県ニ於テ来申年正月ヨリ毎口一日一錢ヲ収メ右給料ニ相充

度依テ大凡見込左ニ申上候

一小区 凡ソ五千口 長副各一人

一日分錢五貫文

一ヶ年分錢千八百貫文 三百六十日ノ積

此金百八十兩 但一ヶ月十五兩 戸長八兩二分 副長六兩二分

兩替平均十貫文

右見積ヲ以テ取計申度尤年内戸籍取調諸費ノ儀ハ総高割ニ出金為致候積ニ御座候然ルニ管下戸長副長トモ今成身元ノ者ニ付是迄無給ニテ相勤居候得共此未給料無之候テハ自然勉力モ薄ク事務稽緩可致ニ付只今ヨリ給料ノ儀相達置申度仍テ前条見込ノ通至急御聞濟相成候様仕度此段奉伺候以上

辛未十月十七日

大蔵省御中

浦和県

〔一八〕

○豊津県伺へ御差図案

書面初ヶ条戸籍并表共来申年七月中差出爾後ハ其年ヨリ六ヶ年目ニ可差出事

二ヶ条守札ノ儀ハ神祇省へ可伺出事

三ヶ条士族卒或ハ農工商ト元身分ヲ相認左傍へ医師ト可相記事

四ヶ条戸長給料ハ名主給料ノ振合ヲ以下方ヨリ為差出相当支給可致事

戸籍法伺書

一 戸籍法第四則中其管内總計ノ戸籍表ト職分表トヲ作り戸籍一通ハ其序ニ備置一通ハ序印ヲ押シ表ト共ニ六ヶ年目ニ改メ太政官へ差出スヘシ

一 右ハ当末年ヨリ六ヶ年相立差出候テ当未ノ初年ハ差出ニ不及儀ニ御座候乎

一 戸籍法式ノ内寺院僧侶ノ上ニ氏神ノ記載無之候

壬申六月廿四日

度会県権参事 下山 尚
全 参事 安岡良亮

大蔵省御中

妾列次ノ儀伺

妾列次ノ儀某県ヨリ相伺候処妻ノ次家族ノ内ト心得候様御下知有之候旨
曾テ伝承仕候右ハ一般御布令相成候儀ニも無之候ヘトモ其通相心得可然
乎此段相伺候也

壬申七月廿五日

大蔵大輔井上馨殿

豊岡県令 小松彰

(一五)

都城県伺へ御差図案

書面士族卒養子ノ儀続ノ有無ニ不拘平民ヨリ取結ヒ不苦候条其庁へ為
願出候上可差許事

壬申七月

輔

別紙ノ通県元ヨリ奉伺越候間至急御沙汰被成下度此段奉願候以上

壬申七月八日

都城県

大蔵省御中

実子無之者ハ年齢ニ不拘養子願ノ儀可為勝手旨被仰出置固ヨリ養子ノ儀
ハ親類嫡庶或ハ血統連続ノ者ヨリ可撰ハ勿論ニ候処士族直子無之同籍ノ
内養子相当ノ者ナク卒平民ノ内へ嫡庶且血統ノ者有之養子願出候節ハ願
意通り許可可仕乎又ハ血統ノ有無ニ不拘各ノ願意ニ応シ免可仕乎
血統連続ノ訳ヲ以許可可仕儀ニ候ハ、何々ノ続ヲ免許仕リ何々ハ不仕御
成規御座候乎卒直子無之者平民ヨリ養子願ノ節右同断

右御規則奉伺候以上

壬申五月廿三日

都城県庁

大蔵省御中

(一六)

豊岡県伺へ御指令按

書面伺ノ通タルヘキ事

壬申七月

輔

明治五壬申年

戸籍寮原書

第十四号

(一一)

大津県貫属ノ内元堂上ノ息ニテ藩子ノ養子ニ相成其藩士ヲ所謂取親ニ致シ寺院ノ坊官ヘ養子ニ罷越候者有之処右ノ者此度明細短冊差出候ニ付テハ養父ノ名兩人ニ相成不都合ニ付取親ノ方相除可認乎別紙ノ通伺出取調候処右取親ノ方相除候テハ其者ノ元籍届ト齟齬致シ不都合ニ付取親ノ方猶父ト相認差出候様御達相成度因テ御附紙案相伺候也

書面取親ノ方猶父ト相認可差出事

辛未八月

貫属ノ者明細短冊肩書認方ノ儀譬ハ元堂上ノ息ニテ藩士ノ養子ニ相成其藩士ヲ所謂取親ニ致シ寺院坊官等ヘ養子ニ罷越今般士族ニ被仰付候者真実ノ父祖ヲ相認候時ハ取親ノ方除名ニ相成兼テノ御届書ニ相違致シ不都合ノ事ニ付取親ノ方ヲ相記シ候ヘハ養父ノ名兩人ニ相成候ノミナラス真実ノ父祖除名ニ相成兩条共不都合ノ事ニ付テハ従前ノ御除書等ニハ不関取親ノ方相除キ真実ノ方ト当今ノ養祖父ト相認候テ可然儀ニ御座候乎奉伺候右ハ即今伺出罷立候者モ有之短冊差上方ニ差支候間々々御下知奉願候以上「指令ナシ問合ヘシ」

辛未七月晦日

大蔵省御中

大津県

(一二)

八代県伺ヘ御指令按

書面妾ハ其家附籍ノ上妻ノ次ヘ書載可致事

但父死去ノ後父ノ妾ヲ附籍候儀不苦尤本文ニ準シ嫡母ノ次ヘ左ノ通書載可致事

父何ノ誰亡妾

〔某国某県士族何ノ誰某女年月日附籍〕

産母 某名〔千支年何十〕

壬申六月

輔

妾ノ儀ニ付伺

一季抱ノ外貫切ノ妾ハ附籍ニモ難仕其家ノ家族ニ差加戸籍ニハ妾ト記載仕不苦儀ニ御座候乎此段奉伺候也

召仕候者死後妾ノ父母モ相果親類寄方モ無之妾ハ妾腹当代ノ家族ニ差加度処ヨリ奉伺候事

壬申六月廿二日

八代県

大蔵省御中

(一四)

度会県伺ヘ御指令按

書面初ケ条伺ノ通相心得撰末社数別紙ヲ以可届出事
ニケ条可為伺ノ通事

壬申七月

輔

戸籍編制ノ儀ニ付伺

両神宮ハ格別ノ御場所ニ付地所番号ヲ不貼全ク例外ノ一区域トシ且両宮并ニ城内撰末社寺等総テ社数ニ算ヘ不申候テ可然乎

一 宮城外市郷中ニ鎮座有之

両宮別宮ノ儀ハ御規則ノ通地所番号ヲ貼シ且社数ニ算ヘ可然乎
右相伺候否早々御差図被下度候以上

図可被成下候此段奉伺候以上

辛未八月十八日

史官御中

彦根県

別紙彦根県他家ヨリ養子ノ者本苗復帰伺制度局見込書相添御打合ニ及候也

辛未八月廿四日

大蔵省

正院

別紙祿養法相立候上ハ従前ノ養子トモ違ヒ候得ハ双方熟議ニテ本苗ニ帰シ候儀不苦ト存候也

辛未八月

制度局

〔一〇〕

支那上海表へ領事館被差置候ニ付テハ以後御国民同国各港ヲイテ悪事有之其モノ管轄ノ府県へ引渡候節九州ノ者ハ長崎関西ハ兵庫関東以北ハ横浜へ護送差添輕罪ノ者ハ書状ヲ以送帰シ候積尤送届候迄ノ入費ハ当二月中御打合済ノ通一時其開港場ニテ立替上海表へ償却ヲヨヒ追テ其者管轄ノ府県ヨリ開港場へ償戻候様可致ノ処上海表ノ儀纔ノ人員相詰右護送等逸々遠隔ノ地迄差遣候様ニテハ差支可申長崎港ノ儀ハ同所ヨリ程近便宜ノ場所ニ付同所へ送り届其上ノ儀ハ同県ニテ都テ取計候様イタシ度御異存モ無之候ハ、以後取計振ノ儀同県へ御達等正院へ可申立ト存候此段御打合ヲヨヒ候也

辛未十二月

大蔵省御中

外務省

東京府相伺候脱籍無産ノ徒処分ノ儀ニ付御打合ノ趣致承知候右ハ左ノ通御指令相成可然存候此段及御回答候也

壬申二月

史官御中

輔

御指令按

書面脱籍無産ノ内所刑済ノ者乎又ハ見込ノ筋有之及捕縛候分ハ格別老幼廢疾乞丐等ハ其尽差置取締方便宜ノ処分可致事

東京府ヨリ脱籍無産ノ徒処置ノ儀ニ付別紙ノ通伺出候ニ付御寮見込承度此段及打合候也

壬申二月廿日

大蔵省戸籍寮御中

史官

今般別紙ノ通被

仰出候然ル処於当府ハ諸県ト異リ四方ヨリ脱籍漂泊ノ徒乞食ニ至迄続々集リ来候者夥シク凡ニ三ヶ月ヲ経候ハ、数百人ニモ相及ヒ可申此内取糾シ持地住居等有之候者ハ凡百ニ一人モ可有之乎此ヲ皆徒場へ入置刑人ト區別致シ候場所固ヨリ無之儀ハ勿論右等ノ内老少廢疾等ニテ使役ニ堪兼候者過半有之候ヘハ向^{マウ}以独立活計ノ道相立候訳ニモ至リ兼徒ニ数百人ノ給數等多々費シ候事ノミニテ終ニハ諸国漂泊者ヲ相集乃チ教育所ト相成候様移行可申候ヘハ何分於当府徒場ニ入置候事就実地難取行候依テ従前御規則ノ通復籍者ハ其時々取糾候上其原籍へ送立候様仕度此段相伺候也

壬申二月十九日

正院御中

東京府

〔一一〕

脱籍無産ノ徒処分ノ儀ニ付史官へ御答案

有之其者管轄ノ府県へ引渡候節九州ノ者ハ長崎關西ハ兵庫關東以北ハ横浜へ護送差添輕罪ノ者ハ書狀ヲ以送歸シ候積尤送届候迄ノ入費ハ当二月
中御打合濟ノ通一時其開港場ニテ立替上海表へ償ヲヨヒ追テ其者管轄ノ
府県ヨリ開港場へ償戻候様可致ノ処上海表ノ儀纔ノ人員相詰右護送等一
々遠隔ノ地マテ差遣シ候様ニテハ差支可申長崎港ノ儀ハ同所ヨリ程近便
宜ノ場所ニ付同所へ送届其上ノ儀ハ同県ニテ都テ取計候様イタシ度御異
存モ無之候ハ、以後取計振ノ儀同県へ御達等正院へ可申立卜存候此段御
打合オヨヒ候也

辛未十二月

大藏省御中

外務省

〔八〕
別紙熊本県伺へ御附紙案

書面ノ趣ハ義絶淫佚惡疾ノ外離縁難相成若シ右ケ条有之離縁イタシ候
ハ、厄介ト相唱可申尤再縁ハ難相成事

辛未十月

大藏卿大久保利通

婿養子致シ候後家女ヲ及離縁如何ノ唱ニ相成候乎

一 家女離縁後再縁不苦乎

一 右離縁後他家縁付不苦乎

右様々奉伺候以上

辛未八月十日

大藏省御中

熊本県

養子ト配偶云々ノ儀御問合致承知候則朱書ノ通御回答申入候也

辛未八月廿二日

大藏省御中

式部寮

養子ト配偶致シ候家女離縁相成候節素ヨリ養父母ト親子ノ縁可断情義ニ

無之候へハ養子ヨリハ年齢ニヨリ姉妹ト致シ忌服モ相当相受候儀ト存候
へトモ人倫上關係ノ儀ニ付一応及御問合候也

辛未八月日

大藏省

〔廿日〕

式部寮御中

書面ノ趣離縁ノ家女ハ全ク他人ニテ姉妹ト致シ候筋無之忌服ハ相互
ニ不可受事

服忌令ノ儀追々伺出候向モ有之候処右ハ當寮ニテ取扱至当ニ可有之然ル
ニ新令御一定迄ハ旧幕府ノ規律ニ拠リ取調候外有之間敷且在官ノ者ハ職
ノ閑劇ニモ依リ候へ共忌引ノ日数粗御定メ相成居候方可然依テ正院へノ
伺案取調左ニ相伺申候

伺案

忌服ノ儀新令御一定迄ハ旧幕府ノ規律ニ拠リ取調可申乎尤在官ノ者父母
ノ忌ハ三十日其余ハ半減ニテ可然存候右ハ追々伺出候向モ有之候ニ付此
段相伺候也

辛未十月

大藏卿大久保利通

〔九〕

他家ヨリ養子ノ者本苗婦ノ儀彦根県相伺候ニ付御打合ノ趣承知勘考イタ
シ候処禄券法相立候トモ族属旧襲ノ上ハ家名相統ノ者親類ノ氣ニ不応候
逆為立退候筋ニ無之且無抛子細有之ハ格別其家世繼ニ可相立身分ヲ以勝
手ニ本苗婦リイタシ候情義ニ有之間敷存候此段及御答候也

辛未十月

大藏省

史官御中

今般当県士民同一禄券法相立候ニ付テハ士族卒平民其他家ヨリ養子ニ参
リ一旦家名ヲ繼キ主ト相成候ト雖トモ親族ノ氣ニ応セサルカ或ハ自分ノ
勝手ニ依リ嗣子へ家名ヲ譲リ候上本苗婦リ為致候テモ不苦御座候乎御差

籍へ編入可致御規則モ有之候へハ生所相分候迄ハ棄兒同様御教育米被下可然ト存候間御差図案左ニ相伺申候

書面伺ノ通相心得生所相分候迄ハ棄兒同様取扱置可申事

壬申二月

輔

迷子所置方ノ義ニ付伺書

迷子之内五六歳以下ニテ言語分ラス旧里尋方其ノ手懸リ無之者最初届出候節先ツ其所へ預ケ且ツ日限尋申付猶ヲ諸所へ揭示候処三十日相過候テモ旧里不相分者或ハ有之候右ハ最初捨子トモ見認メ難ク候ヘトモ其実ハ迷子体ニ仕成棄去リ候乎ニモ被考候右等ノ向ハ三十日尋中ハ其所ニテ諸事為取賄其後ハ棄子取扱ノ御規則ニ依リ十五歳迄教育米年々七斗ツ、差遣其所ニ入籍為致可然儀ニ候乎否御差図有之度此段相伺候也

壬申二月廿九日

大阪府

大蔵省御中

(六)

栃木県伺へ御差図案

書面初ケ条伺ノ通

二ケ条伺ノ通

但区数ノ儀県庁最寄ヲ第一区トシ順次番号相立可申事

三ケ条一区兩郡ニ跨リ候トモ簿冊表面へ区号認方ノ儀ハ差別無之候事

壬申四月

輔

管下区画制置ノ儀ニ付逐条更奉伺候書付

- 一 管下分区ノ儀其土地ノ形状ト村落ノ便宜ニ寄一区兩郡ニ跨候トモ不苦上ハ顯然兩國交渉致シ候儀無論ノ事ニ付一国一郡限ニ画定不致候トモ不苦乎ニ推案仕候付テハ国郡境ニ不拘泥全土地ノ形勢ト村落ノ位置ニ寄以便宜一方ヨリ次第第二区域相立候テ可然乎

- 一 区数ノ儀前条ノ通分区致シ候上ハ一二ノ数ヨリ十百ニ至マテ一円ニ

追算致シ候テ可然乎

但区数ヲ起候儀東京ノ方ヲ基根ト致シ候テ可然乎又ハ県庁下ヲ基根ト致シ可申乎

- 一 諸簿冊へ区号認方ノ儀一区兩郡ニ跨リ候上ハ郡名下へ区名相記シ候儀甚不都合ニ御座候間何県管轄第何区何村ト記録致シ候テ可然乎又ハ何県管轄第何区何村ト書記候様可仕乎

右ハ先般管下分区ノ儀兩郡交互ノ土地画定方奉伺候処土地ノ形状ト村落ノ便宜ニ寄一区兩郡ニ跨候儀不苦旨御下知御座候ニ付テハ各郡限ニ無之一体ノ地勢且村落ノ位置ニ寄区域分定致シ度奉存候間何卒至急御下知相成候様仕度此段更ニ奉伺候以上

壬申四月七日

栃木県

大蔵省御中

(七)

別紙ノ通外務省ヨリ達シ来候付入御覽置候也

大蔵省御中

外務省

御国民支那各港ヲイテ惡事有之上海表ヨリ御国地開港場ノ内へ送帰方ノ儀ニ付先達テ御打合済ノ通り正院へ相伺候処昨廿三日伺之通相済申候此段為御心得御達ヲヨヒ候也

壬申正月廿四日

別紙外務省へ御答案

別紙御打合ノ趣致承知候右ハ於当省差支ノ儀無之候条御伺相済候ハ、尚御申越有之度此段及御回答候也

壬申正月十八日

外務省御中

輔

支那上海表へ領事官被差遣候ニ付テハ以後御国民同国各港ニヲイテ惡事

事

壬申二月

輔

無禄卒復籍方向

各府県貫属卒ノ内従前番代之節抱替等ノ称ヲ以其悴トヲヘ禄高ヲ給与シ
自然世襲ノ姿ニ相成居候分ハ自今士族ニ可被仰付之旨被仰出候処無禄ノ
卒ハ平民ニ復籍セシメ候儀ニ候哉何分御指図被成下度此段相伺候以上

壬申二月七日

美々津県印

大蔵省御中

(四)

布告

去巳年中各地方官ヘ御預ケ相成候異宗徒ノ中悔悟致候者ハ御赦免相成候
条管下民籍ヘ編入又ハ本籍ヘ復帰等本人ノ望ニ任セ厚ク世話可致事

異宗徒赦免ノ義ニ付伺

去ル巳年以來諸県ヘ御預ケ相成居候長崎表異宗徒ノ儀追々病死出生等ニ
テ増減可有之候ヘトモ殆ト三千有余ノ人口禁錮致シ置候ハ国禁ヲ犯シ候
罪科無余儀次第トハ乍申星霜移換無知ノ児孫ニ至リ圀囿中ニ生育候ハ惘
然ノ儀ニモ有之且今般不軌ノ輩スラ寛典ニ被処候儀ニ付格別ノ御會議ヲ
以右異宗ノ徒赦免被仰付是迄御預ケ相成候県下ノ民籍ヘ編入候乎又ハ当
人共望ノ地ヘ移住御差許夫々生産ノ道相當候様於地方官厚ク世話為致候
ハハ覆載ノ御仁沢洞徹致シ一同感佩可致存候間早々御評決相成度依之県
々ヘ御達案相添此段申進候也

壬申四月十四日

大蔵大輔井上馨

正院御中

県々ヘ御達案

去ル巳年中元何県ヘ御預ケ相成候異宗ノ徒今般寛大ノ御趣意ヲ以赦免被

仰付候条県下民籍ヘ編入生産相立候様於地方官厚ク世話可致事

但他管轄地ヘ住居致度旨相願候ヘハ御差許相成候間本文同様相心得
其地方官ヘ引渡可申事

異宗徒御預ケ県々并人員

三百五人 七十一人 元名古屋県

五百十五人 元金沢県

三百八十三人 元広島県

二百七十五人 元和歌山県

二百十人 元広島県

百六十人 元鳥取県

百六十人 元津県

百五十五人 元岡山県

百二十五人 元徳島県

百二十人 元高知県

九十人 元松江県

七十五人 元松山県

七十五人 元姫路県

六十人 元高松県

五十人 元大聖寺県

五十人 元富山県

百三十人 元濱田県

五十五人 元福山県

七十五人 元郡山県

三百人 百九十八人 元山口県

辛未正月調

三千四百三十七人

(五)

別紙大坂府何ノ趣致勘弁候处迷児等ニテ生所不相分者ハ夫迄居付候地ノ

(一)

平戸県伺書へ御指令按

書面伺ノ趣ハ当主ノ外子弟之輩独立士族ノ唱ハ難相成取扱方ノ儀ハ其父兄ノ身分ニ可準事

但別居シテ農工商ノ業ヲ営候ヘハ平民籍へ編入可致事

士族子弟別居心得伺

士族子弟ノ輩不拘別居同爨士族ト相心得可然義ニ御座候哉此段奉伺候也

辛未十月八日

平戸県

大蔵省御中

明治四ヨリ同年五マテ

〔大蔵省記録抜粹〕

〔校正済〕

〔十九〕

左院蔵書

「消印」

太政官記録

戸籍廻議原書

族類 痾疾 棄児 其他 雜

(二)

別紙中津県伺御差図案

書面之趣ハ何レモ平民ト可相心得事

辛未十月

大蔵省大久保利通

平民籍編入ノ者并帰農商ノ者族称伺

從來脱籍無座ノ者復籍為致候上ハ俸録等差遣候儀ニ可有之哉云々奉伺候処平民籍へ編入可致筋ニ付俸禄等差遣候ニ不及旨

御沙汰ノ趣拝承仕候右平民籍ニ編入仕候得ハ族称ハ相除候筋ニ御座候哉一士族卒願ノ上帰農商申付候者族称如何相心得可然哉

右ノ趣御差図伺候以上

辛未十月十二日

中津県印

大蔵省御中

(三)

別紙美々津県伺候指令按

書面無禄卒ト雖トモ従前世襲ノ姿相成居候分ハ無禄士族ト可相心得候

冊	連番	原書	発信	宛先	件名	稟議	指令	考課	考課連番	地方制度
11	235	W	福岡県	大蔵省	管内大区改正之義ニ付届	730302		×	—	○
11	236	W	新潟県	大蔵省	脱籍無産之輩復籍之義ニ付伺	730410		×	—	
11	237	W			(戸籍総計・職分総計・寄留総計書式雛形)			×	—	
11	238	W	岩手県	大蔵省	戸籍表取調ニ付伺	730425		×	—	
11	239	W	白川県	大蔵省	戸籍表御改正ニ付窺	730405		×	—	
11	240	W	神奈川県	大蔵省	副区長給料之儀相伺候書付	730411		×	—	○
11	241	W	兵庫県	大蔵省	区長以下月給御届書ニ御指令之儀ニ付再申牒	730425		×	—	○
11	242	W	長野県	大蔵省	僧徒取扱方伺	730430		×	—	
11	243	W	堺県	大蔵省	(戸籍職分寄留総計記載方ニ付伺)	730504		×	—	
11	244	W	鳥取県	大蔵省	戸籍書体心得方伺	730513		×	—	
11	245	W	度会県	大蔵省	職分表記載方之儀ニ付伺	730599		×	—	
11	246	W	大坂府	大蔵省	(真宗僧之弟子送籍ニ付伺)	730510		×	—	
11	247	W	滋賀県	大蔵省	北川泰明ヨリ英国人へ縁組之儀ニ付伺	730430		×	—	
11	248	W	柏崎県	大蔵省	処刑済引渡途中ヨリ逃亡之者在獄中入費官私區別之儀ニ付伺	730517		×	—	
11	249	W	神奈川県	大蔵省	副区長兼勤並給料等之儀相伺候書付	730523		×	—	○
11	250	W	大蔵省	正院	在官之者其俟農商ニ帰シ其業ヲ営候儀伺	710915		×	—	
11	251	X	神奈川県	大蔵省	区画改正之義ニ付相伺候書付	730306		×	—	○
11	252	X	開拓使	正院	正院御下問開拓使管内流寓人民取調方ノ議上覆案	730309	730312	×	—	
11	253	X	渋沢栄一	正院	御下問脱籍人郵送ノ儀ニ付御回答旁伺	730314	730317	×	—	
11	254	X	新潟県	大蔵省	戸籍編制之儀ニ付伺書	730317		×	—	
11	255	X	柏崎県	大蔵省	府県送入費償却方ノ儀ニ付伺	730322		×	—	
11	256	X	大分県	大蔵省	戸籍法不審之廉伺書	721122		×	—	
11	257	X	山梨県	大蔵省	捕亡定額金ノ儀ニ付伺書	730317		×	—	
11	258	X	秋田県	大蔵省	当管下区別并役人改正ノ儀伺	730299		×	—	○
11	259	X	埼玉県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	730328		×	—	
11	260	X	福岡県	大蔵省	捕亡定額金ノ儀伺	730320		×	—	
11	261	X	度会県	大蔵省	郷土并無禄卒ノ儀ニ付伺	730327		×	—	
11	262	X	福岡県	大蔵省	(当県貫属邏卒寸志願ノ者ニ付伺)	730499		×	—	
11	263	X	兵庫県	大蔵省	(管内区長以下月給定額出方等取極布達ニ付御届)			×	—	○
11	264	X	大蔵省	正院	厄介ト唱候者身分取扱ノ儀ニ付伺	730402	730419	×	—	
11	265	X	新治県	大蔵省	戸籍職分表御改正ノ儀ニ付再窺	730499				

〔出典〕 出典は表1に同じ。

〔注〕

- ①「冊」欄は、大蔵省記録抜粋の冊番号を示す。
- ②「連番」欄は翻刻に附した史料番号。
- ③「原書」のAからXは、表1に示したAからXの原書簿冊名に対応する。
- ④「発信」は稟議等の作成者、「宛先」は稟議等の提出先を示す。
- ⑤「件名」は稟議等の表題を示す。()を附したものは、表題がないため、茂木が内容から推定して仮につけた表題であることを示す。
- ⑥「稟議」欄は稟議等の作成日付、「指令」欄は、その稟議等に対する処理の日付を示す。711008とあるのは明治4(1871)年10月8日であることを示す。
- ⑦「考課」欄の○は、戸籍寮考課状戸籍之部に摘要があることを、△は戸籍之部以外の戸籍寮考課状に摘要があることを示す。
- ⑧「考課連番」は、茂木陽一「廃藩置県後の地方制度形成過程について」(『三重法経』91号)に翻刻掲載した史料番号を示す。
- ⑨「地方制度」欄の○は、地方区画、区戸長職制章程、民費等に関する事項を含む記事であることを示す。
- ⑩発信・宛先で大蔵省としたものには、輔、井上馨大蔵大輔、大蔵省事務総裁、大蔵卿等が含まれる。
- ⑪「考課連番」で162、166が複数箇所に出てくるが、同じものを二度抜粋したと思われる。

冊	連番	原書	発信	宛先	件名	稟議	指令	考課	考課連番	地方制度
6	177	N	磐前県	大蔵省	土族元家来救助米下渡伺	720112	720299			
6	178	O	柏崎県	大蔵省	道場守編籍ノ儀ニ付伺	730607	730699			
6	179	O	新治県	大蔵省	土民編伍ノ儀ニ付伺	730615				
6	180	O	京都府	大蔵省	復籍途中脱走ノ者入費償却方ノ儀ニ付伺	730618	730699			
6	181	P	高松県	大蔵省	(戸籍調雛形中土族叔父以下子弟別居ノ者ノ儀ニ付伺)	710825	710827			
6	182	P	村上県	大蔵省	元日幕旗下内藤弥左衛門当県土族へ編入給禄宛行候伺	710902				
6	183	P	柳川県	大蔵省	土族二男三男聘妻戸籍ヲ別子候伺	710912		○	1	
6	184	P	中津県	民部省	先般復籍御達ニ付帰籍申付候者処置方伺	710724				
6	185	P	山口県	大蔵省	(戸長副給米ノ儀ニ付伺)	710912		○	7	○
6	186	P	小菅県	大蔵省	(戸籍法ノ儀ニ付件々伺書)	710812		○	13	
6	187	P	福岡県	大蔵省	福岡県申立箇条		710999	○	14	
10	188	Q	司法省	大蔵省	各府県預禁額人賄方ニ付大蔵省壬申第一五〇号布達書御廻シ有之度掛合	730630	730630	×	—	
10	189	Q	長崎県	大蔵省	管内民費賦課御届	730531		×	—	○
10	190	Q	名東県	大蔵省	土族之子弟取扱ノ儀ニ付伺	730622	730799	○	266	
10	191	Q	大蔵省	史官	(在官ノ者商業相宮候儀ニ付問合へ回答)	730708		×	—	
10	192	Q	青森県	大蔵省	戸籍取調脱漏ノ者加入ノ儀ニ付伺	730699		○	267	
10	193	Q	長野県	大蔵省	戸主并人ノ妻タル者脱籍ノ儀伺	730530		×	—	
10	194	Q	木更津県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	720919	730723	○	271	
10	195	Q	青森県	大蔵省	管内大区分ノ儀ニ付御届	730619		×	—	○
10	196	R	石川県	大蔵省	土族ノ家族并一般ノ婦女子別家ノ儀ニ付伺	730708	730804	○	273	
10	197	R	山口県	大蔵省	(幼少ニテ家督ノ者ノ後見の列次ニ付伺)	730720	730809	○	274	
10	198	R	濱田県	大蔵省	捕亡吏定額金使用方改正伺	730723		×	—	
10	199	R	神奈川県	大蔵省	区長戸長以下給料ノ儀ニ付相伺候書附	730812	730822	○	279	○
10	200	R	名東県	大蔵省	地士ノ儀ニ付伺	730730	730822	○	280	
10	201	R	大蔵省	太政大臣	土族合家ノ儀ニ付伺	730728	730815	×	—	
10	202	R	飾磨県	大蔵省	四民区別ノ儀ニ付伺	730805	730814	○	275	
10	203	R	大蔵省	正院	(戸籍法書式ノ内妾ノ名目掲載ニ付正院へ上達案)	730699	730805	×	—	
10	204	R	秋田県	大蔵省	私生子戸籍認方伺	730809	730828	○	282	
10	205	R	新治県	大蔵省	雇人引受方出願ノ儀ニ付伺		730831	○	283	
10	206	R	千葉県	大蔵省	宿村通返復籍相成候者縁替費用償却相成兼候ニ付取計方伺	730728		×	—	
10	207	R	神奈川県	大蔵省	土族之子弟厄介分籍ノ儀ニ付伺書	730905	730909	○	284	
10	208	R	宮城県	大蔵省	戸主ノ母へ後夫ヲ入候儀ニ付伺	730805	730918	○	286	
10	209	S	松代県	大蔵省	平民門口等取建候儀伺	710920		×	—	
10	210	S	大蔵省	正院	宗門帳廃止ノ議伺	710999		×	—	
10	211	S	大蔵省	三府他	(各府県貫属ノ者人名禄高等取調ノ御達)	711099		×	—	
10	212	S	大蔵省	開拓使	(開拓使貫属ノ者人名禄高取調ニ付御達按)	711009		×	—	
10	213	S	大蔵省	諸府県	(職分表ノ内学術ノ部設置ニ付諸府県へ御達案)	711099		○	39	
10	214	S	京都府	大蔵省	(京都府ヨリ史官宛縁組ノ寄留旅行等ノ進達ニ付御達案)	710829	711010	○	57	
10	215	S	大蔵省	新県	賊難表ノ儀ニ付新県へ御達案	711299	711299	○	78	
10	216	S	大阪府	大蔵省	(貫属土族申付候節達書認式ノ儀ニ付伺)	720408	720499	×	—	
10	217	S	小倉県	大蔵省	(賊難表中の決致シ兼候件々伺)	720323	720399	○	122	
10	218	S	東京府	大蔵省	(土族へ渡候印章等ノ儀ニ付伺)	720422	720499	×	—	
10	219	S	石岡県	大蔵省	脱籍無産之輩復籍方ノ儀伺	710910		×	—	
10	220	S	印旛県	大蔵省	処刑ノ貫属定禄渡方ノ儀ニ付伺書	720309	720399	×	—	
10	221	S	濱田県	大蔵省	去年以来再ヒ御願申上置候隠岐国捕亡組ノ儀ニ付伺書	720799		×	—	
10	222	S	大蔵省	正院	諸県捕亡吏給料ノ儀ニ付伺	711299		×	—	
10	223	S	栃木県	大蔵省	県下捕亡仕法ノ儀ニ付奉伺候書附	720230	720399	×	—	
10	224	T	和歌山県	大蔵省	元神官土族等へ編入ノ儀ニ付尚又伺	730520		×	—	
10	225	T	三瀧県	大蔵省	旧神官大石辰之丞土族編入御取消ノ儀ニ付願	730919		×	—	
10	226	U	栃木県	大蔵省	瘋癲人管下へ迷來候節取計方ノ儀ニ付相伺候書附	731125		×	—	
10	227	U	三重県	大蔵省	各府県ヨリ捕縛方申越ノ罪人当県ニ於テ捕縛ノ節路程ノ遠近ニ不拘引渡方左ノ三ヶ条ノ内何レニ取扱可然哉奉伺候	731114		×	—	
10	228	U	度会県	大蔵省	無力者牢賄其他ノ儀ニ付伺書	731104	731121	○	305	
10	229	U	水沢県	大蔵省	華土族平民養子取組ノ儀伺書	730809	731121	○	306	
10	230	U	新治県	大蔵省	原籍不詳ノ行倒或縊死人埋葬入費渡方ノ儀伺	731105	731112	○	300	
10	231	U	東京府	大蔵省	復籍人途中逃亡ノ者入費消却方伺	731114		×	—	
10	232	U	廣島県	大蔵省	変死并行倒入費出方ノ儀伺	731104	731120	○	304	
10	233	U	岩手県	大蔵省	裁判所等ヨリ御引渡ノ者県地へ差送方ニ付再伺書	731108		×	—	
10	234	U	滋賀県	大蔵省	改名仕度旨願出候節心得方ノ儀ニ付伺書	731008	731114	○	301	

冊	連番	原書	発信	宛先	件名	稟議	指令	考課	考課巡番	地方制度
2	119	H	大蔵省	開拓使他	三府五港并居留外国人戸口共別区ニ取調置申度因テ開拓使始ヘノ御達案伺	730299		×	—	
2	120	H	三重県	大蔵省	捕亡吏服章ノ儀ニ付御届	730205		×	—	
2	121	H	神奈川県	大蔵省	外国人呼入候遊女江出生男女戸籍ノ義伺	730199		×	—	
2	122	H	滋賀県	大蔵省	再婚ノ者并順養子ノ儀ニ付伺書	730204		×	—	
2	123	H	小倉県	大蔵省	真宗僧庶人ニ下サレ候者家族戸籍ノ義ニ付伺	721105		×	—	
2	124	H	群馬県	大蔵省	脱藩士復籍ノ儀ニ付伺	730225	730299	×	—	
2	125	H	岩村田県	大蔵省	脱走之者編籍伺	710913	711099	×	—	
2	126	H	神奈川県	大蔵省	所刑済其外無産ノ困民扶助入費ノ儀再伺書	730214	730299	×	—	
2	127	H	京都府	大蔵省	戸籍差出方ノ義ニ付伺	730215	730299	×	—	
2	128	H	滋賀県	大蔵省	脱籍無産ノ蛭宿村送方伺書	730130	730299	×	—	
2	129	H	静岡県	大蔵省	復籍ノ者逋送方其外ノ義ニ付見込申上書	730210	730299	×	—	
2	130	H	大蔵省	正院	嫂離縁之後先夫ノ弟ニ再醮スル議正院ヘ伺案	730208	730303	×	—	
2	131	H	山梨県	大蔵省	戸長区長勤務ノ儀伺書	730208		×	—	○
2	132	H	大蔵省	正院	異宗徒復籍諸費用ノ義ニ付正院ヘ上達案	730399		×	—	
2	133	H	新治県	大蔵省	副区長規則給料ノ義ニ付伺書	730299		×	—	○
2	134	H	名東県	大蔵省	脱籍無産ノ儀ニ付伺	730320		×	—	
2	135	H	岩手県	大蔵省	当県管下郷村吏事務章程ノ義ニ付申上	730131		×	—	○
2	136	H	佐賀県	大蔵省	第二十一号并第二十八号御布告ノ儀ニ付伺	730218		×	—	
2	137	H	山口県		(平民在官中士族ヲ以取扱ニ付伺)	730229		×	—	
2	138	H	名東県	大蔵省	戸籍ノ義ニ付伺書	730324		×	—	
6	139	J	元臼杵県	大蔵省	士族幼稚削録ノ者原禄ニ復シ候御届	711226				
6	140	K	京都府	大蔵省	貫属増減有之節禄米受取方順序伺書	711299	720199			
6	141	K	伊万里県	大蔵省	元蔵原県旧知事家禄渡方ニ付伺	711220	720199			
6	142	K	島根県	大蔵省	一代士禄制伺	720123	720199			
6	143	K	高知県	大蔵省	禄券売買ノ儀ニ付伺ノ事	720208	720299			
6	144	K	入間県	大蔵省	常禄ノ内減削方伺	720207	720299			
6	145	K	石川県	大蔵省	忤二三男隠居等廃禄ノ御布告ニ付伺	720225	720399			
6	146	K	神奈川県	大蔵省	貫属替本禄渡方ノ儀伺	720312	720399			
6	147	K	酒田県	大蔵省	当県置米ヨリ定式渡方可取計分切手ヲ以相渡候ニ付伺書	720399	720399			
6	148	K	石川県	大蔵省	分禄本高ヘ結込候分科線法伺	720405	720499			
6	149	K	京都府	大蔵省	年限ヲ以現米被宛行候者ノ儀ニ付伺	720404	720499			
6	150	K	鳥取県	大蔵省	幼少ニテ家督致シ候者家禄ノ内引米ノ分渡方伺	720320	720499			
6	151	L	大蔵省	正院	(京都府ヨリ伺出候菊御紋付取扱ニ付差図伺)	710699	710899			
6	152	L	大蔵省	各地方官	府県郷社ノ神官士族編籍ハ地方官手限ニ処置致間敷トノ御達評議	710999				
6	153	L	磐城平泉	大蔵省	社寺領ノ儀ニ付伺	710828	710999			
6	154	L	今治県	大蔵省	(修験者記念者売ト者巫右ノ者等廃業申付度儀ニ付伺)	701222	710999			
6	155	L	西端県	大蔵省	管下神職編籍ノ儀ニ付伺	711014				
6	156	L	臼杵県	大蔵省	僧徒還俗ノ儀伺	711025	711099			
6	157	L	大津県	大蔵省	比叡山坂本東照神祠ノ儀ニ付伺	711123				
6	158	L	大蔵省	埼玉県	氷川社職員月給渡方ノ儀ニ付埼玉県ヘ御達案	711299				
6	159	L	大津県	大蔵省	(滋賀院殿舎処分ニ付山門願書類添申立)	711105	711203			
6	160	L	戸籍寮	神祇省	(泉涌寺ヘ寄付米ニ付神祇省ヘ回答)	711299	711205			
6	161	L	佐倉県	大蔵省	自葬祭之者寺院ヘ寄付ノ齋免料同田畑等取戻度旨訴出候処置方伺	711205				
6	162	L	長野県	大蔵省	修験ノ儀ニ付伺	720213	720299			
6	163	M	東京府	大蔵省	(下坂米之丞外二十四人禄高二カ年分被下候儀ニ付伺)	711012	711199			
6	164	M	大蔵省	正院	(諸県貫属士族卒ノ内東京居住ノ者東京府貫属ニ被仰付候方ニ付伺)	711299				
6	165	M	京都府	大蔵省	(無禄士族農工商営業ニ付伺)		711299			
6	166	M	山形県	大蔵省	元上山県士族卒嫡子隠居扶持ノ儀ニ付伺書	711217	711299			
6	167	N	大蔵省	史官	元松江県士卒分界ノ儀ニ付取調御答案	720199				
6	168	N	元彦根県	大蔵省	元彦根県貫属ニテ従来武州野州等ニ罷在候者ヘ家禄渡方申上	711222	711299			
6	169	N	木更津県	大蔵省	(士族卒隠居嫡子等ヘ給米差遣ニ付伺)					
6	170	N	伊万里県	大蔵省	元蔵原県廃卒ノ者御救助扶持被下候儀伺	720118	710199			
6	171	N	印旛県	大蔵省	(元曾我野古河両県士卒分界ノ儀ニ付伺)		720299			
6	172	N	筑摩県	大蔵省	貫属共隠居家督願ノ儀伺	720207	720299			
6	173	N	山形県	大蔵省	元新庄県士族御届漏ノ分願出候ニ付伺書	720207	720299			
6	174	N	長野県	大蔵省	岩村田県元士族富田友藏外五人産金被下ノ儀伺	720213				
6	175	N	大坂府	大蔵省	(高槻并麻田県等ノ貫属士族隠居家督等ニ付伺)	720224	720299			
6	176	N	福岡県	大蔵省	士族禄高書上ノ節姓名脱漏ノ者卒籍ヘ編入ノ儀ニ付伺	720218	720299			

冊	連番	原書	発信	宛先	件名	稟議	指令	考課	考課連番	地方制度
1	58	E	栃木県	大蔵省	復籍ノ徒通行道筋入費ノ儀ニ付奉伺候	720302		△	—	
1	59	E	敦賀県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	720425	720599	○	166	
1	60	E	柏崎県	大蔵省	神官僧侶氏神記載ノ儀ニ付伺	720614	720699	○	185	
1	61	E	神奈川県	大蔵省	(居留地取締の遡卒検官雇入の入費ニ付伺)	720529	720599	×	—	
1	62	E	熊本県	大蔵省	族属ノ儀ニ付伺	720605		○	187	
1	63	E	五条県	大蔵省	十津川郷土族貫属替ノ儀ニ付伺	710808		△	—	
1	64	E	筑摩県	大蔵省	遡卒名義ノ儀伺書	720813	720899	△	—	
1	65	E	大蔵省	正院	脱籍無産ノ徒賄方ノ儀ニ付伺	721009	721010	×	—	
1	66	E	鳥取県	大蔵省	(地方警邏の方法ニ付伺)		721099	△	—	
1	67	E	置賜県	大蔵省	(地方警邏の方法ニ付伺)		721099	△	—	
1	68	E	名東県	大蔵省	(地方警邏の方法ニ付伺)		721099	△	—	
1	69	E	静岡県	大蔵省	附籍ノ者身分ノ儀ニ付伺書	721023	721099	○	249	
1	70	E	石鏡県	大蔵省	異宗徒復籍伺	721030	721199	×	—	
1	71	E	柏崎県		大区長副等事務并給料		721199	○	255	○
1	72	E	岩手県	大蔵省	復籍人ノ儀ニ付伺	721110	721199	△	—	
1	73	E	大蔵省	正院	戸籍原牒并華土族伍組編入ノ儀各府県へ御布告ノ儀ニ付正院へ伺	720699	721028	×	—	
1	74	E	滋賀県	大蔵省	(戸番号等に付き伺)		720699	○	237	
1	75	E	白川県	大蔵省	心得ノタメ奉伺稜書	721199	721199	○	263	
1	76	E	濱松県	大蔵省	戸籍取扱ノ儀ニ付伺	721123	721199	×	—	
2	77	F	三重県	大蔵省	死者届方建議	720509	720599	○	162	
2	78	F	栃木県	大蔵省	復籍ノ徒通行道筋入費ノ儀ニ付奉伺候書附	720302		△	—	
2	79	F	敦賀県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	720425	720599	○	166	
2	80	F	大蔵省	正院	濱田県管下農嘉七祭祀料ノ儀ニ付正院へ伺案	720599	720599	×	—	
2	81	F	大蔵省		諸県へ御達	711299		×	—	
2	82	F	大蔵省	正院	縁組ノ儀ニ付伺	720514	720599	×	—	
2	83	F	香川県	大蔵省	村町役人名称伺	720509	720599	○	168	○
2	84	F	廣島県	大蔵省	乞丐ノ者入費ノ事	720509	720599	×	—	
2	85	F	山口県	大蔵省	(士卒平民脱走ノ者除籍ニ付伺)	720508	720699	△	—	
2	86	F	磐前県	大蔵省	東京府へ貫属替相候様者家禄渡方伺	720599	720599	△	—	
2	87	F	青森県	大蔵省	送籍土族卒家禄渡方ノ儀ニ付伺	720522	720599	△	—	
2	88	F	宮城県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	720605		○	175	
2	89	F	長崎県	大蔵省	戸籍編制并地券発行ノ儀ニ付申上候書付	720599		○	180	
2	90	F	広島県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付御伺ノ事	720528		○	181	
2	91	G	鳥取県	大蔵省	土族家族別居之者民籍編入方伺	720799	720899	○	218	
2	92	G	白河県	大蔵省	土族ノ子弟妻帯イタシ出生之子取扱方ノ義ニ付伺		720899	○	219	
2	93	G	茨城県	大蔵省	当県貫属ニテ家族他県ニ別居スル者戸籍之義伺	720810	720899	○	225	
2	94	G	鳥取県	大蔵省	正副戸長置方并給料割方伺	720699	720899	○	226	○
2	95	G	香川県	史官	異宗徒処置ノ儀ニ付願	720814		△	—	
2	96	G	宮城県	大蔵省	戸籍編制ノ儀ニ付伺	720809	720899	○	229	
2	97	G	大蔵省	正院	西洋人支那人共呼入候遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ義ニ付伺	720824	720830	○	243	
2	98	G	滋賀県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	720518		×	—	
2	99	G	大蔵省	正院	平民ニテ再夫ヲ迎候儀正院へ伺按	720499	721007	×	—	
2	100	H	高知県	大蔵省	無産ノ輩等賄方ニ付伺ノ事	721126	721199	×	—	
2	101	H	宮城県	大蔵省	戸籍編製ノ義ニ付奉伺候書付	721129	730199	×	—	
2	102	H	豊岡県	大蔵省	区長ノ儀ニ付伺	721120	721199	×	—	○
2	103	H	神奈川県	大蔵省	外国人雇入候妾宥忍江出生ノ男女戸籍ノ義伺書	721030	721199	○	243	
2	104	H	東京府	大蔵省	(犯罪人入牢中費用負担区分ニ付伺)	721118	721129	×	—	
2	105	H	山形県	大蔵省	区長副及戸長副ノ儀ニ付伺書	721118		×	—	○
2	106	H	栃木県	大蔵省	区長副区長事務取扱規則其外相伺候書付	721129		×	—	○
2	107	H	濱田県	大蔵省	無罪之者入牢中入用立方伺	721110		×	—	
2	108	H	小田県	大蔵省	異宗徒送届入費ノ儀ニ付申上書	721122	730199	×	—	
2	109	H	大分県	大蔵省	区長等撰用ノ儀ニ付伺書	721126		×	—	○
2	110	H	小倉県	大蔵省	管内新置区長戸長等ノ儀御届書	721124		×	—	○
2	111	H	京都府	大蔵省	遡卒費用ノ儀ニ付伺書	721119		×	—	
2	112	H	三重県	大蔵省	捕亡吏服章御届	730120		×	—	
2	113	H	大分県	大蔵省	管下保長ノ身分取扱方伺	721128		×	—	○
2	114	H	神奈川県	大蔵省	所刑済并無産ノ困民扶助入費ノ儀伺書	730115	729999	×	—	
2	115	H	山口県	大蔵省	当県脱籍無産ノ徒ノ儀ニ付伺	730110		×	—	
2	116	H	大分県	大蔵省	区長等相設候儀ニ付伺書	721103		×	—	○
2	117	H	大蔵省	正院	郷土由緒ノ者土族へ編入ノ議正院へ上達案	730107	730210	×	—	
2	118	H	茨城県	大蔵省	府県貫属行旅中貯金遺切借用願出候節扱方伺	730128		×	—	

表2 大蔵省記録抜粋・大蔵省考課状対照表

(1)

冊	連番	原書	発信	宛先	件名	稟議	指令	考課	考課連番	地方制度
1	1	A	平戸県	大蔵省	士族子弟別居心得伺	711008		○	25	
1	2	A	中津県	大蔵省	平民籍編入ノ者并帰農商ノ族称伺	711012	711099	×	—	
1	3	A	美々津県	大蔵省	無禄卒復籍方伺	720207	720299	△	—	
1	4	A	大蔵省	正院	異宗徒赦免ノ義ニ付伺	720414		×	—	
1	5	A	大阪府	大蔵省	迷子所置方ノ義ニ付伺	720229	720299	×	—	
1	6	A	栃木県	大蔵省	管下区画制置ノ儀ニ付逐条更奉伺候書附	720407	720499	○	131	
1	7	A	外務省	大蔵省	(上海表悪事有者ノ護送ヲ長崎表ニ一本化スル件ニ付打合)	711299	720118	×	—	○
1	8	A	熊本県	大蔵省	婿養子致シ候後家女ヲ及離縁如何ノ唱ニ相成候乎	710810	711099	○	34	
1	9	A	正院	大蔵省	(彦根県より史官へ、他家ヨリ養子ノ者本苗復帰伺、につき大蔵省へ打合)	710824	711099	○	31	
1	10	A	外務省	大蔵省	(上海表より送還の者の取り扱いにつき打合)	711299		×	—	
1	11	A	史官	大蔵省	(東京府より正院へ脱籍無産ノ徒処分ノ儀ニ付伺に付、正院より大蔵省へ打合)	720220	720299	×	—	
1	12	B	大津県	大蔵省	(実父と取親と養父がある場合の取親の扱いに付伺)	710730	710899	△	—	
1	13	B	八代県	大蔵省	妾ノ義ニ付伺	720622	720699	×	—	
1	14	B	度会県	大蔵省	戸籍編成ノ儀ニ付伺	720624	720799	○	195	
1	15	B	都城県	大蔵省	(士族卒養子ノ儀ニ付伺)	720523	720799	○	197	
1	16	B	豊岡県	大蔵省	妾列次ノ儀伺	720725	720799	○	203	
1	17	C	浦和県	大蔵省	戸長副長給料ノ儀ニ付伺	721017	721099	○	29	○
1	18	C	豊津県	大蔵省	戸籍法伺書	711023		○	38	○
1	19	C	水口県	大蔵省	旅行印鑑ノ儀ニ付窺	711105	711199	○	43	○
1	20	C	久留里県	大蔵省	平民縁組送籍伺	711020	711099	○	49	
1	21	C	黒川県	大蔵省	百姓町人共へ帯刀差許候儀ニ付伺書	711027		○	44	○
1	22	C	綾部県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	711015		○	42	
1	23	C	中村県	大蔵省	士族編入伺	711102		○	53	
1	24	C	七戸県	大蔵省	(戸籍職分表記ニ付伺)	710815		○	54	
1	25	C	大津県	大蔵省	真ノ無籍ノ者戸籍伺書	711114	711199	×	—	
1	26	C	大阪府	大蔵省	(縁組送り状の儀につき伺)	711108		○	58	
1	27	C	兵庫県	大蔵省	(社外社人の区分などに付伺)	711113		○	40	
1	28	C	元柳川県	大蔵省	妾列次伺	711123	711199	○	61	
1	29	C	高田県	戸籍寮	戸籍ノ儀ニ付伺	711120		×	—	
1	30	C	鳥取県	大蔵省	戸籍法書中伺	711299	711299	○	67	○
1	31	C	亀岡県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	711012	711299	×	—	
1	32	C	元川越県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	711129		○	69	
1	33	C	高田県	戸籍寮	戸籍書式伺	711212	711299	○	70	
1	34	C	元松尾県		妾調方伺	711299	711299	○	71	
1	35	C	濱田県	大蔵省	管内漂零ノ者処置振伺	711299	711299	×	—	
1	36	C	奈良県	大蔵省	戸籍編制ノ儀伺	711218		○	75	
1	37	C	大蔵省	正院	脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀正院へ伺案	711199		×	—	
1	38	D	大蔵省	史官	京都府ヨリ相伺候戸籍法ノ儀ニ付史官へ御返信案	720199		○	85	○
1	39	D	山形県	大蔵省	戸長副戸長給料ノ儀ニ付伺	720118	720399	○	88	○
1	40	D	印旛県	大蔵省	戸長副給料并入費等下方ヨリ取立方ノ儀ニ付伺	720123	720118	○	90	○
1	41	D	宇都宮県	大蔵省	分区取調方伺	720128	720299	○	91	○
1	42	D	長野県	大蔵省	士族卒脱籍ノ儀ニ付伺	720210	720299	△	—	
1	43	D	木更津県	大蔵省	農商職分ノ儀ニ付伺	720217	720299	○	96	
1	44	D	堺県	大蔵省	(脱籍無産ノ徒復籍費用ニ付伺)	720217		△	—	
1	45	D	大阪府	大蔵省	脱走人除籍ノ儀ニ付伺	720212	720299	△	—	
1	46	D	置賜県	大蔵省	士族次三男伯叔父等分家ノ伺	720327		○	119	
1	47	D	福島県	戸籍寮	戸籍編制ノ儀ニ付左ノ廉々及御問合候	720403		○	126	
1	48	D	鳥取県	大蔵省	戸籍法書中伺	720329	720499	○	133	
1	49	D	大蔵省	史官	変例ノ儀ニ付史官へ回答案	720499		○	137	
1	50	D	酒田県	大蔵省	戸籍法中御改正第五条件送籍証ノ儀心得方伺	720413	720499	○	135	
1	51	D	大阪府	大蔵省	戸長副戸長ノ儀伺	720418	720499	○	140	○
1	52	D	濱田県	大蔵省	戸籍表中社ノ儀ニ付伺	720423		○	141	
1	53	D	筑摩県	大蔵省	本籍無之徒場エ入置候者賄方ノ儀伺	720419	720499	×	—	
1	54	D	青森県	大蔵省	戸籍調ニ付不決ノ件々伺	720424	720499	○	142	
1	55	D	山形県	大蔵省	戸籍編制ノ儀ニ付伺	720429	720499	○	145	
1	56	D	鹿児島・ 都城・ 美々津県	大蔵省	(郡長副郡長里正等ノ俸禄ニ付伺)	720599	720599	○	156	○
1	57	E	三重県	大蔵省	死者届方建議	720509	720599	○	162	

(八)

(3)

冊	戸籍寮	原簿冊
十七		臨時支給決議一
		建築回議簿
		土木寮回議原書
		土木寮回議
		租税寮回議原書
		決議禄 辛未九月ヨリ同十二月マテ 出納寮
		弁官・宮内省往復留 明治三千年七月ヨリ 出納寮金課
		弁官往復 明治四辛未年正月ヨリ 出納寮金課
		外務省書類 明治四未年正月ヨリ 出納寮金課
		諸規則 明治四辛未十月 出納寮金課
		制度規則礼典決議一
		制度規則礼典決議二
		天災騒擾賊難決議四抜粋
		褒賞決議 明治壬申ノ分

〔出典〕

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017213400、単行書・大蔵省記録抜萃一(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017213600、単行書・大蔵省記録抜萃二(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017213800、単行書・大蔵省記録抜萃三(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017214000、単行書・大蔵省記録抜萃四(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017214200、単行書・大蔵省記録抜萃五(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017214400、単行書・大蔵省記録抜萃六(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017214600、単行書・大蔵省記録抜萃七(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017214800、単行書・大蔵省記録抜萃八(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017215000、単行書・大蔵省記録抜萃九(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017215200、単行書・大蔵省記録抜萃十(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017215400、単行書・大蔵省記録抜萃十一(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017215600、単行書・大蔵省記録抜萃十二(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017215800、単行書・大蔵省記録抜萃十三(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017216000、単行書・大蔵省記録抜萃十四(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017216200、単行書・大蔵省記録抜萃十五(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017216400、単行書・大蔵省記録抜萃十六(国立公文書館)」
 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A04017216600、単行書・大蔵省記録抜萃十七(国立公文書館)」

〔注 1〕戸籍寮欄のAからXは、戸籍寮作成の原書であることを示す。

冊	戸籍寮	原簿冊
十	Q R S T U	戸籍寮回議原書 明治六年七月ノ部
		明治六年八月分 戸籍寮回議原書 本課ノ部
		戸籍廻議原書 制度・恩典・刑律・捕亡
		戸籍原書 明治六年十月ノ分
		明治六年十一月分 戸籍廻議原書 本課ノ分
十一	V W X	社寺回議 上地 自第一号至第二号
		戸籍原書抜粋 第三号
		明治六年三月 戸籍原書 第二号
十二		駅逓回議原書 明治六年
		出納寮回議原書 明治六年 記録寮
		駅逓寮原書 明治六年 記録寮
		水理回議簿
		回議簿
		国債寮回議原書
		各国留学書類
		租税方法回議簿 長崎県 租税寮改正局
		出納寮回議原書 明治六年十一月分 記録寮
		諸務局回議原書 明治六年十二月 官員増減等
		駅逓寮原書 明治六年從七月 四号
		駅逓寮回議簿 調査之部 明治六年七月 記録寮
		駅逓寮原書 明治六年 記録寮
十三		明治六年 駅逓寮原書
		諸務局回議簿
		諸務局回議原書
		駅逓寮原書
		租税方法回議簿 明治六年癸酉 租税寮改正局
		俸米金ノ部 回議簿
十四		国債寮秩禄課回議原書 明治七年一月 記録寮
		規則繰込 明治四辛未自十二月 同五壬申至十月 租税寮外部課
		諸回議元 明治六年六月
		宮築回議 辛未七月ヨリ壬申七月二到ル 検査寮編輯課
		土木寮回議原書 建築上 明治六年八月 記録寮
		官員増減・免職賜物 決議 從辛未八月至壬申二月
		俸金決議一
		学校生徒教師決議三
		学校生徒教師決議二
		臨時支給之部 從明治四辛未九月至干五年壬申五月 検査寮
十五		紙幣寮回議原 從明治四至同五 記録寮
		租税方法回議簿 改正局 山口県
		改正稟議 明治六年 改正局
		租税方法回議簿 改正局
		諸務局回議簿原書 明治六年 大坂築港伺
十六		額費金回議 明治四辛未十月ヨリ十二月迄 検査寮編輯
		旅費回議 明治四辛未九月ヨリ同壬申十月 検査寮編輯
		旅費回議 明治六年三月ヨリ六月マテ 検査寮
		米穀輸出規則 明治四辛未 租税寮外部課
		俸金決議二卷目抜粋 同四卷目抜 官省府県額費決議一抜 貨幣・蓄積・献納決議一抜 同
		三卷抜 鉦山・分析決議三卷抜 官員免職増減賜物決議四抜
		土木營繕県庁決議一
		鉄道電信機決議
		兵器兵卒決議
		博覧会決議
		形勢届
		御巡幸書類
		回議簿原書
		額費口口回議

表1『大蔵省記録抜粋』一覧

(1)

冊	戸籍寮	原簿冊
一	A	明治四ヨリ同五マテ 戸籍廻議原書 族類・養老・棄児・其他・雑
	B	明治五壬申年 戸籍寮原書 第十四号
	C	自明治四辛未年十一月二日至同年十二月廿六日 戸籍寮廻議原書 戸籍ノ部一・戸籍ノ部二
	D	自明治五壬申年正月八日至同年五月十四日 戸籍廻議原書 戸籍ノ部三
	E	戸籍原書 壬申ノ部
二	F	明治四年 戸籍原書 第十二号
	G	明治五年 戸籍原書 第十五号
	H	戸籍原書抜粋第壹号
三		合村分村廃村 村名改称回議 辛未年 第十五号 地理掛
		合村分村廃村 村名改称回議 明治五壬申年 地理掛
		邨町名称改称回議 明治六年 地理課第一号
		回議 地理課 明治六年四月中 二号
		市街地券回議 改正局
		租税方法回議簿 長崎県 改正局
		公園地公有地 回議
		検査寮回議簿 明治六年自七月 記録寮正院伺ノ部
		市街地券回議簿 明治六年 租税改正局
		回議簿 明治六年 租税改正局
		改正事務繰込 明治四辛未 租税寮改正局
		地券稟議 熊谷県 租税寮改正局
		貫属課回議簿 明治五年壬申
四		從壬申七月至十二月 学校教師 決議
		学校・教師・生徒 決議
		從壬申四月至全六月 官省府県 臨時支給二
		壬申四月ヨリノ分 濟貧・恤育・養老 決議三抜粋
		濟貧決議四
五		官省雜科決議一 自辛未九月至壬申二月
		府県雜科決議一 自辛未九月至壬申二月
		府県雜科決議二 自壬申二月至四月
		明治六年自四月至六月 府県雜科決議十一
		府県雜科決議 官省雜科決議
		府県雜科決議
		壬申七月九月 府県雜科決議 五六
		府県雜科決議
六	I	辛未 社寺回議
	J	自明治四辛未年七月廿日至同年十二月廿七日 戸籍廻議原書 禄制ノ部一
	K	自明治五壬申年正月十日至同年五月十三日 戸籍廻議原書 禄制ノ部二
	L	戸籍寮回議原書 社寺ノ部 自一至四
	M	自明治四辛未年十一月五日至同年十二月廿七日 戸籍廻議原書 貫属ノ部二
	N	自明治五壬申年正月八日至同年二月晦 戸籍廻議原書 貫属ノ部三
	O	明治六年 戸籍原書 第五号
	P	自明治四辛未年八月廿七日至同年十月十三日 戸籍廻議原書 戸籍ノ部一
七		自壬申七月至十一月 旅費・宿料・手当 決議 三
		(諸税則)
		規則抜粋 租税寮収税課
		生糸一件回議
		富岡製糸場廻議 明治六年一月ヨリ
		蚕種一件回議原書 明治六年自八月至十月 記録寮
		蚕種一件回議留
		畜牧一件回議 生糸一件一覽留 明治六年
		回議濟井伺届繰込
		僕婢船車税回議 明治六年七月分 租税寮勸業課
八		刑法囚獄決議 壬申分
		刑法囚獄決議 五
九		検査寮回議簿 明治六年自七月 褒賞ノ部
		出納回議原書
		国債・出納・検査寮へ達書 準備金伺・同伝票則・内務省達口 準備金計算 琉球藩貢米伺
		回議簿明治六年ノ分 事務局回議原書 同
		回議簿 明治六年
		諸務局回議原書明治六年
		回議原書
		回議簿金穀出納之部 明治六年七月 検査寮

(五)

量的にもまとまりの度合いからも戸籍寮関係が最も整備されているようである。戸籍寮簿冊からの抜粋が収められている第一・二・六・十・十一冊のうち、第一・二・六冊の抜粋が明治四年・五年分、第十・十一冊の抜粋が明治六年分を中心としている。厳密な順序があつて編綴されている訳ではないようだが、おおむね寮局別・時系列順の編綴になっているようである。

四 戸籍寮部分の抜粋記事

十一冊の内、戸籍寮分が編綴されている第一・二・六・十・十一冊の中に抜粋されている記事の一覧を表二「大蔵省記録抜粋・大蔵省考課状対照表」として作成した。前稿で紹介した大蔵省考課状戸籍寮戸籍ノ部との関連で見ると、次のような点を確認することができる。

第一に、この五冊に抜粋されている記事は合計で二六五点になるが、そのうち、九七点は戸籍寮考課状に記載されている記事であり、内八〇点は前稿で翻刻した戸籍ノ部の記事である。

第二に、戸籍寮考課状には明治六年前半分の簿冊が欠落していると見られるのだが、『記録抜粋』中の記事には、明治六年六月までの記事が五五点含まれている。これらの中の相当部分は欠落している考課状中にあつたであろう記事と重なっていると思われる。

第三に、地方区画・区戸長職制・区戸長給与・民費制度などの地方制度に関連する記事は三六点確認できるが、明治六年前半分がそのうちの一二点を占めている。

以上のことから見ると、『記録抜粋』記事は『考課状』記事とかなりな程度重なっており、その部分では摘録である考課状記事の原文が確認できると見て良い。また、おそらく明治六年前半の『考課状』に記載されていた筈の記事の原文が『記録抜粋』の方で確認できると思われる。こうしたことから考えても、この『記録抜粋』の記事は、廃藩置県後の地方制度形成過程を分析するための基本史料として『考課状』記事と併せて利用すべきものだといえるだろう。特に、明治五年の記事をみれば、

名主荘屋廃止令に基づく、区制と戸長職を地方制度の基本にしていく動向を反映しているのに対し、『考課状』では得られなかった明治六年前半の『記録抜粋』の記事は、大蔵省による区長設置許可を経て、各府県が大区小区制、区長・戸長職を地方制度の枠組みとして構築していく動向を反映しているのである。

五 凡例

- ① 原史料の旧字、異体字等のうち特に意味のあるもの以外は、通行の字体に改めた。
- ② 原史料の合字は、トモ、トキ、コトなどに改めた。
- ③ 「一」→「七六」は茂木が便宜的に付した史料番号である。
- ④ 原史料で割注になっている部分は三百五十七人のように、へんで囲み、ポイントを落として表示した。
- ⑤ 理解の便のため、大蔵省の指令部分と、各府県の稟議部分とを一行明けて区分した。
- ⑥ 原史料の誤字・脱字と思われるものについては（ ）内に推定を示して脇付した。推定できないものは（ママ）とした。
- ⑦ 原史料は最初に筆録された原稿に校正を加え、添削が行われているが、本稿では添削後の形で翻刻した。

ケ条一區兩郡ニ跨ルトモ簿冊表面へ区号認方ノ差別無之ト指令セリ

右に見るように、考課状の記載はきわめて簡略なもので、三箇条に涉る栃木県の同の内容を要約して、それに対する指令を記したものである。この栃木県伺の全文は『記録抜粹』では、次のように記されている。

管下区画制置ノ儀ニ付逐条更奉伺候書付

一 管下分区ノ儀其土地ノ形状ト村落ノ便宜ニ寄一區兩郡ニ跨候トモ不
苦上ハ顯然兩國交渉致シ候儀無論ノ事ニ付一國一郡限ニ画定不
致候トモ不苦乎ニ推案仕候付テハ國郡境ニ不拘泥全土地ノ形勢
ト村落ノ位置ニ寄以便宜一方ヨリ次第第二區域相立候テ可然乎
一 區数ノ儀前条ノ通分区致シ候上ハ一二ノ数ヨリ十百ニ至マテ一円ニ
追算致シ候テ可然乎

但區数ヲ起候儀東京ノ方ヲ基根ト致シ候テ可然乎又ハ県庁下ヲ
基根ト致シ可申乎

一 諸簿冊へ区号認方ノ儀一區兩郡ニ跨リ候上ハ郡名下へ区名相記シ候
儀甚不都合ニ御座候間何県管轄第何区何村ト記録致シ候テ可然
乎又ハ何県管轄第何区何村何村ト書記候様可仕乎

右ハ先般管下分区ノ儀兩郡交互ノ土地画定方奉伺候処土地ノ形状ト村落
ノ便宜ニ寄一區兩郡ニ跨候儀不苦旨御下知御座候ニ付テハ各郡限ニ無之
一体ノ地勢且村落ノ位置ニ寄區域分定致シ度奉存候間何卒至急御下知相
成候様仕度此段更ニ奉伺候以上

壬申四月七日

大蔵省御中

栃木県

『考課状』の要約は、特に三ヶ条目については、ほとんど内容を把握できないが、『記録抜粹』を見ると、戸籍区の区画を郡界をまたいで設定した場合、何郡何区という表記が出来ないため、郡名を表示しないでよいのか、それとも区名の下に国郡名を表示するのか、という伺なのである。これに対する大蔵省の回答が「区号認方ノ差別無之」というもの

で、どちらを採用しろと言っているのか判然としないが、郡名を表示しないという指示だと思われる。

このように、『考課状』の記述ではその意味が不明瞭な場合も、『記録抜粹』は原簿冊からの謄写であるから、紛れなく明示することになる。

三 『記録抜粹』の史料性格

国立公文書館に保存されている『大蔵省記録抜粹』は全部で一七冊存在する。すべて、左院郵紙に筆録されており、「左院蔵書」印が捺されており、国立公文書館の分類では、単行書に属しているから、本来は、左院で作成され、後に内閣記録局に移管されたものだと思う。

一七冊に編綴されている記事の元簿冊の構成を見たのが表一「『大蔵省記録抜粹』一覧」である。

たとえば、『記録抜粹』第一は「明治四ヨリ同五マテ 戸籍回議原書 族類・瘵疾・棄児・其他・雑」、「明治五壬申年 戸籍原書 第十四号」、「自明治四辛未年十一月二日至同年十二月廿六日 戸籍寮回議原書 戸籍之部一・二」、「自明治五壬申年正月八日至同年五月十四日 戸籍寮回議原書 戸籍之部三」、「戸籍原書 壬申ノ部」という五冊の原簿冊からの抜粹を編綴したものである。ここでは、「戸籍回議原書」と「戸籍原書」という表題を確認できるが、「戸籍寮回議原書」が基本的な表題で、その下に本課之部、戸籍之部、禄制之部、貴属之部、社寺之部という区分があり、各部毎に年月日順に編綴されていたと思われる。

一七冊のうち、戸籍寮関係分は第一冊、第二冊、第六冊、第十冊、第十一冊の五冊に纏められている。『記録抜粹』の他の簿冊をみると、第三冊は村名・地券関係が中心であり、第四冊は学校・救恤関係、第五冊は官省雑科・府県雑科、第七冊は旅費・税則関係の他に富岡製糸場、蚕種一件などの一件記録が含まれている。第八冊は刑法・囚獄関係、第九冊は出納関係、第十二冊・十三冊は郵便関係、第十五冊は租税関係、が一応中心であるが、第十四・十六・十七冊はまとまりがない。

このように一定のまとまりが簿冊毎につけられているようであるが、

た。それゆえ、それらの史料群は、大小区制の形成過程についての大蔵省の政策意思を分析する上での欠くべからざる史料の意義を有していた。

しかし、『考課状』は、その性格上、稟議・回答の全文を掲載するものではなく、主として大蔵省側からの指令の摘録が中心であり、各府県からの稟議の内容を詳しく知することは必ずしもできなかった。また、理由は不明だが、『戸籍寮考課状』のうち、明治六年前半の部分が失われているため、区長の配置が進められ、大区小区制という形式が地方制度の中で比重を強める時期についての史料が得られなかった。

今回紹介する『大蔵省記録抜粹』（『記録抜粹』と略す）の中には、『考課状』中の記事の原文に当たるものが少なからず含まれており、また、『考課状』には記載されていない稟議・指令も含まれている。『考課状』が大蔵本省と各寮局が重要と判断したもの、の摘録であるのに対し、『記録抜粹』は左院が重要と判断したもの、の抜粹・謄写であるから、もとより両者が一致するものではないのだが、かなりな程度で重なり合う文書が存在する。そして、『記録抜粹』の方は、摘録ではなく、原文の謄写であることから、『考課状』記事の元文書として見る事ができるのである。

このことから、本資料は、筆者がかつて紹介した『考課状』の足りない部分を補い、両者相まって、廃藩置県後の地方制度形成過程に関する大蔵省の政策意思をより詳細に検討する材料を提供してくれるものとなっているのである。

二 『考課状』と『記録抜粹』の対応関係

両史料の関係を見るために、いくつかの事例をまず紹介しておく。前掲掲載の『考課状』史料番号〔〇二五〕は次のような摘録であった。

〔〇二五〕

○平戸県ヨリ士族子弟別居ノ心得方云々申達セリ

右ハ当主ノ外子弟ノ輩独立士族ノ唱ハ難相成父兄ノ身分ニ準シ取扱フヘク尤モ別居シテ農商ノ業ヲ営ムモノハ平民籍ヘ編入可致旨指揮及ヘリこれに対応する『記録抜粹』の記事は次のようなものである。

〔一〕

平戸県伺書ヘ御指令按

書面伺ノ趣ハ当主ノ外子弟之輩独立士族ノ唱ハ難相成取扱方ノ儀ハ其父兄ノ身分ニ可準事

但別居シテ農工商ノ業ヲ営候ヘハ平民籍ヘ編入可致事

士族子弟別居心得伺

士族子弟ノ輩不拘別居同爨士族ト相心得可然義ニ御座候哉此段奉伺候也

辛未十月八日

平戸県

大蔵省御中

見るとおり、『考課状』において、平戸県よりの申達で「士族子弟別居ノ心得方云々」と略されている平戸県から大蔵省へ宛てた伺文の全文と日付を『記録抜粹』は伝えてくれている。

次に、『考課状』史料番号〔一三五〕は、栃木県の区画に関する記事である。

〔一三三〕

第一号

○栃木県ヨリ左ノ三ヶ条ヲ稟伺ス第一条区画ハ国郡境ニ不拘土地ノ形状村落ノ位置ト便宜ニヨリ区域ヲ立ヘクヤ其二区数分区分セシ上ハ一ヨリ百迄一円ニ追算シ又区数ヲ起スハ東京ヲ基根トスヘクヤ庁下ヲ基礎トスヘクヤ其三諸簿冊ヘ区号書式ノ差別等ナリ

因テ一二条伺ノ通但区数ハ県庁最寄ヲ第一区トシ順次番号ヲ立ヘシ三

【紹介】『大蔵省記録抜粋』（一）—— 廃藩置県後の地方制度形成過程再論 ——

茂木 陽一

はじめに

ここに紹介しようとする史料は、国立公文書館所蔵の『大蔵省記録抜粋』十七冊中の戸籍寮関係部分である（この史料はアジア歴史資料センターのデジタルアーカイヴで閲覧することができる。今回紹介する『大蔵省記録抜粋』一の資料番号は「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A04017213400、単行書・大蔵省記録抜粋一（国立公文書館）」である。他の一六冊の資料番号は表一の「出典」に示した）。

この『大蔵省記録抜粋』は、左院野紙に筆録されたもので、大蔵省各寮局作成の廻議原書などからの抜粋を綴ったものである。左院野紙に記されていることから、大蔵省自身によって作成されたものではなく、左院の判断で必要な資料として、大蔵省所蔵の行政文書から抜粋・謄写したものと考えられる。

左院が何故、大蔵省の記録の抜粋・収集を行ったのかについては、今のところその理由を明らかに出来ないが、広汎な行政分野を担当することで政府内の政府としての権威を持つ大蔵省の権限を制限して、内務省創設に至る流れの中に左院も主導的な役割を果たしているから、内務省創設との関連で重要な大蔵省の記録を把握しておこうとしたのではないかと考えられる。残された抜粋記事の中に、戸籍寮や地理局、改正局関連のものが多くという事は、これらの記事に関わる行政分野を大蔵省から引き継いだのが内務省であることから、そのような関連が一定推測できる。

また、左院が存続していた期間は、明治四（一八七二）年七月から明治八年四月までであるが、この『大蔵省記録抜粋』中の記事は、一部明治七年初頭を含むが、おおむね明治六年までのものが中心である。大蔵省の権限を縮小して内務省が設立されたのが明治六（一八七三）年一月であった。その点からも内務省の立ち上げに必要な情報を左院が収集

していたという可能性を感じるのであるが、正確な所は判然としない。

特定の課題・分野に集中して筆録されているわけではないが、大蔵省全体の業務量や範域から見て、内務省に移管された部分の比重が高いという印象はある。また、筆録された時期については、一時期ではなく、一定期間の間に、逐次、抜粋・校正が行われたと思われるが、それぞれの冊子に一連の番号が振られていることから、『大蔵省記録抜粋』という題箋が貼られて簿冊にまとめられたのは特定の時期だと思われる。

今回、翻刻紹介しようとするのは、この『記録抜粋』中の第一、第二、第六、第十、第十一に編綴されている戸籍寮関係部分である。ただし、今回は頁数の関係で、それらの内の第一冊部分の翻刻に止まる。残りの分についても引き続き翻刻、紹介していく予定である。

一 『大蔵省考課状』と『大蔵省記録抜粋』

関東大震災の被害により大蔵省の行政文書はその大半が失われた。僅かに、太政官記録として太政官・正院文書の中に、大蔵省文書の写しや、大蔵省から正院に提出された史料が残されている。そうした史料の一つとして、筆者はすでに、国立公文書館所蔵の『大蔵省考課状』について、何回か紹介を行ってきた。一九九二年には「廃藩置県後の地方制度形成過程について―『大蔵省考課状』『戸籍寮 戸籍ノ部』の紹介―」（『三重法経』第九一号）と題して、『大蔵省考課状』中の「戸籍寮考課状」の「戸籍ノ部」を翻刻紹介した（以下『考課状』と略す）。その史料の中には、壬申戸籍作成に当たって、必要な各身分・族籍についての統一的理解を求める各府県からの稟議と並んで、廃藩置県後の地方制度である戸籍区や大小区制、あるいは区吏である戸長や区長についての各府県からの稟議と大蔵省のそれに対する回答・指示の摘録が多数含まれてい

執筆者紹介

駒田 亜衣	本学生活科学科助教
藪本 治子	みえ食文化研究会・特別研究員
谷口 水穂	三重短期大学名誉教授・特別研究員
田中 里美	本学法経科講師
梅澤 真樹子	本学生活科学科教授
茂木 陽一	本学法経科教授

地研年報 第18号

2013年9月30日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

雨宮 照雄

発行所 三重短期大学地域問題研究所
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341

印刷所 合資会社 黒川印刷
〒514-0008 三重県津市上浜町2-11
TEL 059-226-4877

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE
No.18 2013

[Articles]

Features of Food Culture in Hase Kaido and Ise Honkaido connecting Nara,
Kyoto and Ise

– Mainly in Zoni and Shinsen –

.....*Ai KOMADA, Haruko YABUMOTO and Mizuho TANIGUCHI* (1)

A Study of the Features of Injustice Finance

.....*Satomi TANAKA* (23)

[Note]

Living environment and health of the elderly persons in the longevity areas of Mie

.....*Makiko UMEZAWA and Ai KOMADA* (33)

[Material]

”OKURASHO KIROKU BASSUI”

.....*Youichi MOGI* (113)